

倉敷の歴史

第24号

2014年3月

論 文

- 毛利元清発給文書の研究 ……………石畑 匡基 (1)
 中近世移行期の猿掛庄氏とその一門衆
 - 『西国太平記』を「植木家先祖覚」で読み直す - ……森 俊弘 (22)
 倉敷代官所における元締手附の職務と代官所文書 ……………戸森麻衣子 (41)

聞き書き倉敷の歴史

- 真備町ふるさと歴史館の設立にたずさわって ……………森田 晃次 (62)

史料紹介

- 倉敷商家の相続をめぐる遺娘の訴え
 - 寛政五年稲葉屋うたの場合 - ……………定兼 学 (70)
 朝鮮刀をめぐる三翁の交流
 - 龍山・木堂・碧堂の親書にみる - ……………太田 健一 (80)

史料群紹介

- 倉敷市所蔵岡山県都窪郡倉敷町大森家文書 ……………立石 智章 (90)

アラカルト

- 特別展「木堂の学んだ三余塾」を終えて ……………佐藤 秀樹 (102)

展示会記録

- 平成二十五年度資料展示会 倉敷義倉とその人物 …………… (105)

報 告

- 平成24年度歴史資料講座 …………… (114)
 平成25年度古文書解読講座 …………… (115)
 倉敷市立中央図書館開館30周年記念行事「絵図で歩く倉敷のまち」 …… (116)

- 新刊紹介 投稿要領 歴史資料整備室日誌 …………… (117)

中近世移行期の猿掛庄氏とその一門衆

—『西国太平記』を「植木家先祖覚」で読み直す—

森 俊 弘

はじめに

中近世移行期の備中地域に関する研究は近年、同時代史料に依拠して当該期の諸相を叙述する自治体史の登場、畑和良氏、古野貢氏、辰田芳雄氏らの優れた研究^①で急速な進展をみせている。ただし、史料の残存が断片的という地域事情から、その対象・範囲は限られざるを得ない。筆者は、更なる史実の追究にあたっては、同時代史料のみならず、従来依拠されてきた編纂物の叙述そのものを検討対象とする遡及的手法も有効と考えている。^②

当該期、当該地域に関する編纂物等の叙述—その中心は、猿掛城（倉敷市真備町^せ・矢掛町横谷）の有力国人庄氏と、同氏に替わり勢力を伸張した、松山城（高梁市内山下）の三村氏である—を遡ると、庄氏の動向についてはおおむ

ね、橘生齋^{せいさい}『西国太平記』^③（板本、全十巻。寛文元年（一六六一）自序、延宝六年（一六七八）刊、以下『西国』）という軍記物語に辿り着く。

一 『西国太平記』の著者と地域への影響

『西国』の著者橘生齋は、伊勢久居藩士の植木升安^{しょうあん}（？一六九八）である。備中の人とされるが、庄氏一門という当地の植木氏との系譜関係は不明である。実名は常成・長春、一名を悦^{えつ}といい、通称は勘右衛門・由右衛門、薙髪して道可と称した。美濃大垣藩主戸田家に仕えのち浪人、軍学を甲州流小幡景憲に学ぶ。寛文二年（一六六二）、伊勢津藩の分家藤堂高通に軍学を進講し合力金二十五両を、同九年に高通の久居分封で家臣となり二五〇石を給せられ、城下町を整備したとされる。^④

『西国』は広く読まれ、備中地域でも類書がなかったため多く参照された。出典を明記したもの、内容の比較から参照が明白なものを含め、早くは香川宣阿『陰徳太平記』（元禄八年〔一六九五〕自序、享保二年〔一七二一〕⁵⁾）や馬場信意『中国太平記』（宝永八年〔一七二一〕自序、享保六年〔一七二二〕刊）、地域でも平川親忠『備中古城記』（享保十一年〔一七二六〕序）、同『古戦場備中府誌』（享保二十年〔一七三五〕序、元文五年〔一七四〇〕刊）、石井好胤『備中集成志』（宝暦三年〔一七五三〕自序、同七年序・跋）、著者未詳『備中誌』（江戸末期以降）、諸系図類などがある。また『陰徳太平記』を参照した土肥経平『備前軍記』（安永三年〔一七七四〕自序）のように、間接的な参照も多くみられる。

そして近代以降の備中地域の自治体史、人名事典など諸書に影響が認められる。当該期、当該地域を取り巻く通説の淵源には、『西国』の叙述があると言つてよい。

二 『西国太平記』を「植木家先祖覚」で読み直す

しかし、『西国』の備中関連記事にかかる年代や人物、経過には、現在確認される史実とだけでも大幅な齟齬が

認められる。筆者はこうした齟齬を、植木升安が自家の家伝を解釈、構成、潤色した結果ではないかと想定しているが、『西国』単独ではおのずと史料操作にも限界がある。

ところが最近、大正期刊行の地誌『皆部村誌』⁶⁾を手にする機会があり、「植木家先祖覚」二通（巻末史料。以下、文中の「先祖」①、「別通」②などの表記は各条文を示す）と文書写三通が収録されていることに気付いた。

前者は、庄氏一門という植木氏が先祖の動向を記す家伝覚書で、『西国』と相通じる記事が箇条書きで書き留められている。内容から近世中期頃のものと思われる。後者は、植木氏受給文書の写である。現時点で原本が確認できず、若干の誤脱字もあるが、当面の検討には問題ないだろう。

すなわち本稿では、再発見された植木家の家伝を読み解き、庄氏一門の動向を改めて位置付け、史料としての質の見極めを図るとともに、『西国』記事の年代や人物、経過に由来する混乱をも解消しようとするものである。⁸⁾

1 庄氏一門の系譜と前史

山、皆部と、現高梁川以東の南北にわたる「備中半国」へ勢力を拡大、その過程で藤資の系統が猿掛城主となり以降の主流となったと認識していたことが窺われる。頼朝から「備中半国」を与えられたとの「先祖」「別通」の所伝は、後世の状況の投影だろう。

実際、庄氏が、猿掛城の西麓、草壁庄（矢掛町里山田・南山田・中・横谷付近）を本拠に備中守護代として活動していたこと、応仁前後以降、京都山科家領及び幕府御料所であった皆部庄（真庭市上皆部・下皆部・阿口付近）を代官請、重要拠点としたことが、同時代史料などから指摘されている。そして皆部の地には、約半世紀を経た天文十年（一五四一）に、「アサ井のエキ殿」として初見する植木氏も現れる。¹⁰

2 庄 為資・高資

山城久我縄手の合戦「別通」^⑤には、植木下総守が「淀小賀ナワ手」^{（久我細手）}（京都市伏見区）の合戦で一番鎗し、「備中英賀郡水田」を領知したとある。水田郷（真庭市五名・山田・宮地・上水田付近）は、植木氏の本拠である皆部庄に東接する、同じく山科家領である。

『西国』は、「植木下総守秀長」が、十八歳で父「藤資」の代官として「三好長基」に加勢し、大内氏と「淀堤」で合戦、一番鎗で敵を退け、長基から恩賞として持鎗と感状、水田庄を与えられたと記す（巻之七「備中国竹の庄合戦并斎田城攻め、庄由来の事」）。

戦闘の年次について、『西国』は永正十三年（一五一六）と認識している。ところが「別通」には、「其節アワノ三吉殿天下一等の時」とのみある。これは天文後期から永祿期まで存続した三好政権を示すとみられる。

政権の主体である三好長慶は、阿波出身で、畿内での抗争を通じて勢力を拡大した。¹¹後述するように、この時期の猿掛庄氏は、阿波三好氏を後盾としていたので、その要請に応じて山城へ出勢した可能性がある。

鴨方の細川氏と交戦「先祖」^③は、庄高資の代に備中国を切り取るべく「鴨方の細川下野守」と交戦したが、高資が猿掛城の留守中、三村家親に松山城を責め落とされ、自身も戦死。庄氏は細川氏との合戦を中断し、三村氏と度々合戦したが勝てなかったと記す。「別通」^④が、浅口・小田郡境の「勸蓮寺山」^{（厳蓮寺の所在した遙照山か。浅口市・矢掛町）}に、「浅口侍共」を討ち取った「植木が鎗場」

があるとするのも関連記事だろう。

『西国』は、元龜元年（一五七〇）二月、松山城の庄高資を中心に、「子息兵部太輔勝資・庄右京進・植木下総守秀資」らが尼子方として国内の「小城共」を攻撃、出勢してきた「鴨方の細川」を討ち取った。ところが、勝資らが「竹の庄」（吉備中央町）に出勢した間に三村家親が「毛利元清」を案内、松山城を攻撃したため高資は戦死。家親は松山城主となり、庄・植木氏らは出雲に浪人したとする（巻之八「尼子勝久備中国を攻むる事」）。

「細川下野守」とは、備中の浅口郡一帯を本拠としていた細川通董（初め通頼。一五三五〜八七）とみられる。

畑和良氏によれば、通董は当初、尼子氏と協調路線をとる細川氏網に従っていたが、天文十六年（一五四七）から同二十年までの間にその統制を脱し、周防の大内義隆に服属したという。⁽¹²⁾ ちなみに、氏網は三好長慶に擁立され、同二十一年には細川京兆家の当主となっている。また畑氏によれば、同年五月以降に尼子晴久の調略に応じた庄氏が、大内氏の配下にあった毛利・三村氏と対立、九月に猿掛城を攻撃されるがこれを退けている。そして翌二十二年四月、庄氏が毛利氏に和睦を申し入れ、三村

家親も承諾したものの、毛利氏は六月、小坂城（浅口市鴨方町小坂東）の猿掛衆を攻め崩している。⁽¹³⁾

以上のような諸勢力間の交戦が、「先祖」③の所伝に関係するならば、所伝の年次は天文二十一年五月以降となる。さらに三村氏による松山落城、続く高資の戦死が、同二十二年四月の庄氏からの和睦申し入れの前提と考えれば、さらに限定が可能である。⁽¹⁴⁾

そして毛利氏は、永禄二年（一五五九）五月に備中を平定、再び三村氏と、当時阿波三好氏（三好長慶・実休兄弟）を後ろ盾とする庄氏との和睦を取りまとめ、三村家親の長子が庄氏の家督を獲得、「庄四郎元資」と称したことは、これも畑氏の指摘するとおりである。⁽¹⁵⁾

なお庄元資の存在について、「先祖」「別通」「西国」のいずれもが直接触れていない。このことは、元資を庄氏と認めない庄氏一門の強い存念を感じさせるとともに、後世の認識を大きく混乱させる原因となっている。

3 庄 勝資（兵部太輔）

毛利氏の「庄又六」退治 しかし、「先祖」③に「三村度々合戦」とあるように、両氏の対立は終わらない。

「先祖」「別通」「西国」に直接は見えないが、毛利隆元は某年三月、三村家親の本拠成羽（高粱市成羽町）を経て松山城へ軍勢を派遣⁽¹⁶⁾、また小早川隆景は永祿四年（二五六二）四月六日の「松山落居之時」に井上春忠の僕従の武功を賞しており、別に毛利氏家臣の桂元将は「庄又六御対治之時」に松山で頸一つを討取ったと記す⁽¹⁸⁾。これらはおそらく同一事件の記事で、翌五年八月に隆元は、備中守護に補任され、家親も松山を居城に定める。

ちなみに、「退治」された庄又六を高資とする説⁽¹⁹⁾もあるが、本稿では前後の状況から勝資に比定してみた。

庄伊豆守・兵部太輔の蜂起 これも「先祖」「別通」「西国」に直接は見えないが、永祿七年（二五六四）、三村家親の伯耆、石川久智の備前出陣に乘じ、「庄坪以下」が⁽²⁰⁾備中表へも打出したため、庄元資が伯耆から帰陣した。同年五月には久智が、庄勢を「其構」⁽²¹⁾（総社市小寺）で迎え討った中島氏に感状を与えており、まもなく兵乱は収束したらしい。後年岡山藩士となった中島家の奉公書⁽²²⁾には、蜂起の主体を「同国^(備中)之侍大将庄伊豆守、同兵部太輔」とし、尼子勢の先陣として入国、国中の毛利方の城を攻撃したが中島氏の居城で敗北したとある。

「兵部太輔」は「先祖」③や「別通」①⑬、後掲する刀剣銘によれば勝資の官途名である。従って「庄坪」^(伊)こ

と「庄伊豆守」は、勝資の祖父為資に比定されるだろうか。なお、三村家親が永祿九年二月、備前宇喜多氏に殺害されてまもなく、十一月に新見荘（新見市一帯）の三職である福本・金子・宮田氏と、「筒加賀（津々加賀守直資）」⁽²³⁾「植木美作」が札銭等を東寺に納付している。二人は前述のとおり、庄為資・植木下総守の弟とされる人物である。次に述べる庄氏一門の出雲退去との前後関係も不明だが、二人が当時備中にあつたことは確かである。

出雲への退去、隠岐出兵 「先祖」③には、三村氏に敗北を重ねた結果、「勝祐^(資)・植木・津々・福井、其外一同」が残らず「尼子勝久」^(尼子)を頼り出雲に退いたとある。また「別通」⑦には、「雲州アマコ」^(隠岐)に一身し「オキの国」を攻め取った時、植木「下総」が名声を得たとある。

『西国』は、元龜元年（二五七〇）六月、隠岐島の「京極掃部」攻撃のため、「植木美作守」が先手大将として「山中鹿之助」と出勢。美作守と同源三兵衛は掃部らを討取り、首を新山城（島根県松江市）の尼子勝久に送った。しかし源三兵衛は討死、美作守は深手を負って出雲帰国後

に死去したと記す（巻之八「隠岐合戦之事」）。

この所伝は、永祿十二年（一五六九）に隠岐の国人隠岐為清が尼子氏から離反し美保関（高根県松江市）で交戦、のち自刃したとされる事件に関連すると考えられる。

備中佐井田合戦「先祖」③には、その後庄氏一門は、出雲から「備前浮田」を頼んで備中に帰り、「皆部・中津井佐井田山」に城を構えていたところ、「毛利元就」から「三万余勢」で「穂井田修理」を先手に攻撃され勝てなかった。そのため備前宇喜多氏へ「宗本与兵衛」を派遣し加勢を要請したところ、早速「一万余騎」の加勢があり、毛利勢を駆逐、「穂井田」を打取ったとする。

また「別記」⑩には、「備中英賀郡の内西田城」に居住していた時、毛利家より「三千の猛勢」が攻めかかった。城中は「三百余」で持ち堪えていたところ、「宇木田八郎殿」から「一千人」の加勢があり、毛利勢を松山境まで駆逐。^{（穂井田）}「ホイタと申者」を下総守が討ち取ったとする。双方とも大筋の経過は同様で、兵数に関して言えば「別記」の方により真実味がある。

『西国』は、永祿十一年（一五六八）に「毛利元清」が備中に出勢、国内の領主が降参するなか斎田城の植木下

総守秀長・美作守父子は従わなかったため「猿掛の穂井田」^{（成羽）}「鳴輪の三村」らに城を攻囲させた。「十一月」に兵糧の尽きた植木氏は、「嶺本与一兵衛」を遣わし浮田氏の救援を受け、「浮田安心・花房等」の大將が「真窪山」に陣取り攻撃。「三村家親」は退いたが「穂井田実近」は討死、植木氏配下に首を取られたと記す（巻之七「備中国竹の庄合戦并斎田城攻め庄由来の事」）。

記述の簡潔な「先祖」「別通」の所伝は、毛利「元就」や宇喜多「八郎」といった錯誤を除き、元龜二年（一五七二）九月に起こった佐井田合戦の経過とよく符合する。

同合戦については、同時代史料などに恵まれており、浦上宗景が普請し軍勢を籠めていた佐井田城を庄元資・三村親成ら毛利勢が攻撃。対して浦上・宇喜多勢が城を救援し、九月四日に毛利勢は大敗、元資が戦死している。^⑭

宗景が佐井田城に籠めた軍勢とは、「先祖」「別通」に照らせば、「備前浮田」を頼んで備中に帰り、「皆部・中津井佐井田山」に城を構えたという庄氏一門に相当する。すなわち佐井田合戦に、長年にわたる庄氏と三村氏の抗争の末、庄氏一門が元資を討ち取ったという一面が新た

に見いだされることになる。

しかし、元資の没後も居城の猿掛城には、天正二年（一五七四）冬、備中兵乱開戦早々に松山城へ退去するまで同家の家臣が在城を続けたとされる。従ってこの時にも、庄勝資が猿掛城を回復する余地はなかったようである。

毛利氏に服属 佐井田合戦の後、「先祖」③には「其後又毛利家へ順居申」、「別通」⑬には「毛利殿へ与し候也、是は庄兵部代」とあって、庄勝資が毛利氏に帰属したことが簡潔に記されている。『西国』にも、麦飯山城での合戦直前のこととしてではあるが同様の言及がある（巻之八「備前国児島合戦の事附庄の勝資討死の事」）。

ただし、三村家遺臣の筆録とされる「備中兵乱記」によれば、天正二年（一五七四）冬に三村元親が毛利氏から離反した際、勝資が早々に「山王」（山王山。真庭市五名）に出勢し三村方の佐井田山を攻撃、「十一月十八日」には、三村兵部の丞を初め松山城へ退いたとある。庄氏一門は、佐井田合戦で勝利したものの、翌年冬の浦上・宇喜多氏と毛利氏の和睦に伴い、備中から退去していたのだろう。

三村氏を退けた勝資は、同地で在陣を続け、同三年二

月には皆部の刀工国重に作刀させ「備中国皆部住大月又三郎国重作」「天正三年二月吉日 主庄兵部太輔藤原勝資」と刻ませている。⁽²⁷⁾ 小早川隆景の家臣井上春忠は四月、勝資の一門である津々加賀守直資に返信し、勝資の着陣と毎事の対談は本望であり、今後の対応に疎意はないとし、以前からの知人である加賀守も等閑にしないとしている。⁽²⁸⁾

このように庄氏一門が毛利氏に与したのは、『西国』の記述とは異なり、三村氏の毛利氏離反が契機であって、このことは「先祖」「別通」の記述とも矛盾しない。

猿掛城内での誅殺と退去 しかし、天正三年六月の三村氏没落後、毛利氏は猿掛城に元就の四男元清を、松山城に天野元明を入城させており、⁽²⁹⁾ 勝資は旧領を回復できなかった。

「別通」⑬は、「猿掛の城主毛利元清御持時節、庄兵部大夫若年の時分、庄一類毛利殿へ大敵を成し時」に、元清が「庄一家の者共」を城に招き、「下総甥与九郎」ら七人を誅殺、庄氏は「植木一家」を残し「出雲」に退き^(尼子)「あまこと一身」したとする。

『西国』は、元亀元年（一五七〇）、庄・植木氏らが「出雲」

に浪人のちも、植木美作守の長子「与九郎資富」や「新左衛門」「房幸」らが「斎田（佐井田）城」で抵抗したため、猿掛城主「毛利備中守元清」は饗応に言寄せ城内で殺害したと記す（巻之八「植木資富の事」）。

『西国』では事件の経過が前後しているうえ、元龜元年とする年次も、毛利元清の猿掛入城が現在では天正三年（一五七五）とされているので無理がある。ただし「別通」も勝資が「若年」であったとするように混乱がある。前述のとおり、永祿末年にも出雲退去の所伝があるため、退去先を含め混同している可能性がある。

その上で誅殺の原因とされる「毛利殿へ大敵」とは、（天正五年）九月二十七日付け織田信長朱印状⁽³¹⁾、及び（同六年）正月十日付け羽柴秀吉書状写との関連が考えられる。

前者は、信長が「庄市助」に、「其面」への進発にあたり羽柴秀吉に従い忠節を尽くすよう命じたものである。後者は、「庄駿河守」から申し入れと太刀・馬の贈与を受けた秀吉が、信長の朱印状が発給されたこと、才覚をもつての忠節が肝要であることを説き、近日播磨へ出張し「其表」へ軍事行動を行う際に話を伺いたいと告げている。宛名の二人は伝未詳だが、備中庄氏の一族か

との指摘がある⁽³²⁾。

つまり、庄氏一門の「毛利殿へ大敵」とは、所領等、処遇の不满による織田方への内応である可能性が高い。

「別通」が事件後、備中に残ったと記す「植木一家」の動静を示すとみられる「別通」⑧は、「播州三木郡別所・徳平」を「橋場筑前様」^(羽巻)が攻撃した際、毛利氏からの加勢として植木孫左衛門が参加し名声を得たとする。『西国』にはみえない。「徳平」については明瞭でないが、この所伝は、天正六年（一五七八）から同八年に行われた、播磨三木合戦に関連するものだろう。

備前麦飯山合戦、庄勝資の討死「別通」⑬はその後勝資等が備中へ帰り毛利氏に与したとする。「先祖」③にも再び毛利氏に従った庄勝資・植木孫左衛門等が「八月十八日夜」、「児島の城主明石源三郎」の夜討ちに応戦し、勝資は源三郎を討ち取ったが戦死、孫左衛門は明石氏の家臣田中源四郎を討ち取ったとある。「別通」①にはその戦場を「麦飯山」（玉野市榎ヶ原）としている。

『西国』は、天正三年（一五七五）、毛利輝元は宇喜多氏攻撃のため児島での築城を決め、出雲で牢人の体であった庄・植木氏を呼び戻した。同四年、小早川隆景・安国

寺惠瓊を大将に二万余人で「児島麦飯山」を攻撃。植木下総守は負傷で帰陣し、庄勝資は麦飯山の城主「明石源三郎」の首を取ったがその家人に突き伏せられ戦死、植木孫左衛門は明石氏の家老田中源四郎を討取ったと記す（巻之八「備前国児島合戦の事附庄の勝資討死の事」）。

この事件の年次は以前から疑問視されており、天正七年秋あるいは同八年の事実を伝えるとする意見もある⁽³⁵⁾。しかし、「先祖」③④には勝資戦死後、子の信資が二歳で家督相続したのち慶長の役で戦死とあり、「別通」⑬は没年を十六歳とすることなどから、戦闘の年次は信資の生まれた天正十年前後となる。また明石源三郎について「先祖」には「備前児島の城主」とのみあって、『西国』の記す「児島麦飯山」の城主とされていない。

これらの所伝は、時期を八月とする問題は残るが、天正十年二月十八日、常山城に拠る毛利勢が宇喜多方の麦飯山築城を阻止、出勢してきた宇喜多忠家と麦飯山の「両口」で戦闘した、八浜合戦の開戦直前の状況に近い⁽³⁶⁾。

なお『西国』が明石氏について、「源三郎が子は明石掃部」とする記事が、「別通」①にも「明石源三郎其子家門」とある。二人の父子関係が家伝の段階で存在し、

さらに父子で戦闘に参加したとあるのは、関係史料の少ない明石掃部頭の出自や事跡を考える上で参考になる。

4 皆部信資（宮若・三次郎）

勝資没後の庄氏「先祖」③は、勝資の死後、「子息三治郎殿」が二歳で「皆部・水田・中津井三ヶ所」に「阿口・由井・山瀧」（真庭市阿口、新見市豊永赤馬）の小村を添えて知行したとある。信資の生年から天正十一年（二五八三）のことと考えられる。

『西国』は、勝資の遺児「宮若丸」を庄右京・植木孫左衛門が後見。毛利輝元は所領安堵の折紙を発給し、備中の水田・皆部・中津井・阿口（以上真庭市）、津々・西方（以上高梁市）、野々上・布施・富倉（以上新見市）、美作の内久米郡で合計二万石を知行。また右京と下総守秀長に五千石ずつ、一門で家老の津々加賀守・福井孫六左衛門には、宮若丸の所領内で二千石ずつ知行した。宮若丸はのち「庄の三次郎」と称し、姉二人の内一人は植木五郎兵衛の妻と記す（巻之八「備前国児島合戦の事附庄の勝資討死の事」）。

比較して「先祖」とかなりの相違があり、特に知行高

は誇張というほかない。天正末期における毛利氏領国の状況を示す「八箇国御時代分限帳」⁽³⁷⁾には「七百十三石 皆部山次郎 阿賀郡」とのみあり、信資の物成高、「皆部」の在名を名乗っていたこと、一門の所領は毛利氏の給地として存在しないことが知られている。

庄氏名代の四国出陣 「別通」⁽³⁸⁾には、「伊予国兼子と毛利殿と一戦の時」、植木孫左衛門は二度の功名に及んだとある。「伊予国兼子」とは、東伊予の国人金子元宅である。天正十三年（一五八五）七月、羽柴秀吉による四国攻めで、小早川隆景らが、元宅の籠城する高尾城（愛媛県西条市）などを攻撃したことが知られている。

『西国』は、天正十三年四月、小早川隆景を大将に備中・備後勢が伊予に出勢。金子氏の端城高尾の攻撃では「植木孫左衛門・三村紀伊守、并に庄の宮若丸」が先登りして首数十を討捕り、隆景から感状を与えられたと記す（巻之九「三好秀次・木下秀長、四国出勢の事」）。

双方の相違点に、庄宮若の出陣の有無がある。参考になる史料として、「先祖」⁽³⁹⁾⑥に「小早川左衛門佐殿より御感状」、「西国」に「感状」とある次の文書の写がある。⁽³⁸⁾

【史料1】小早川隆景感状写

今度宮若殿(者脱カ)為て名代御方(御カ)在陣辛勞之至候、殊に於高尾敵討捕(被脱カ)之粉骨無比類候、其段皆部申達候、弥々忠

節肝要候

恐々謹言

閏八月三日(天正十三年) 左衛門佐 隆景(小早川)（書判）

植木孫左衛門殿(尉脱カ)

本書状によれば、皆部にあった「宮若殿」に代わり孫左衛門のみ出陣しており、「別通」の記事に近い。

植木氏の九州出陣 「別通」⁽⁴⁰⁾②には、「志摩津(島津)と隆影と一戦、薩摩島津氏と小早川隆景が交戦した際、植木孫左衛門は「九州高尾山」の戦鬪で名声を得たとある。

『西国』は、天正十五年（一五八七）の豊臣秀吉による九州征伐に際した「高の城」（高城、宮崎県児湯郡木城町）攻撃に先駆けた「耳河」渡河後の「島津中務(象久)」との戦鬪に触れ、小早川隆景の先備は「備中の守護天野、植木・三村」であったと記す（巻之十「日向国征伐の事」）。

確かに隆景は同年四月六日に耳川(みみかわ)を越え、追い崩した島津勢を高城へと追い込んでいる。「別通」の記述からも、「九州高尾山」とは、日向の高城を指す可能性が高く、城名の類似から伊予の高尾城と混同したのだろう。

庄氏一門の朝鮮出陣、信資の戦死 「先祖」④には、文禄の役に植木孫左衛門が出陣、また慶長の役に「庄三治郎殿、植木五郎兵衛・津々惣右衛門其外侍共」が出陣したが、信資と供の「太田・平田・隅・若林・茅原・宗本・左右地・小田・川野・鈴木」、ほかに下士五十人が戦死したとある。「別通」③には植木五郎兵衛が慶長の役で名声を得、同⑬には信資が十六歳で戦死したとある。

この経緯について『西国』には、三次郎は蔚山で「冷泉民部」と相備となり、漢南人との戦闘で戦死したとある（卷之八「備前国兎島合戦の事附庄の勝資討死の事」）。

なお、信資の戦死にあたり発給された、「先祖」⑥の「安国寺より書状」に相当する文書の写がある。⁽¹⁰⁾

【史料2】安国寺恵瓊書状写

（姓部信資）
三次郎事、今度被立御用に不及是非之、^(候カ)後日之事孫兵衛殿被相談にて御総息允存候、^(短カ)殿様へも懇に申上候、^(可有疎カ)弥御取成不一候誠意に存候、委細成儀は孫可被^(兵脱カ)申候 恐惶謹言

正月六日 安国寺 恵（書判）

植木孫左衛門殿

本書状は、慶長の役の経過から、慶長三年（一五九八）

のものと考えられる。「冷泉民部」こと冷泉元満は、慶長二年十二月二十二日に蔚山城で戦死しており、⁽¹¹⁾信資が同月二十四日に没したとする記録の存在もその傍証となる。信資には嗣子がなかったようで、備中有数の名族であった庄氏も、かくして終焉を迎えたのである。

5 信資没後の植木氏

毛利氏の知行宛行 信資の没後、毛利氏から植木氏に改めて知行が宛行われたことが、「先祖」⑥の「毛利輝元御墨印」にあたる文書の写によって知られる。⁽¹²⁾

【史料3】毛利輝元カ知行宛行状写

其方先知行之儀、無相違充行候、全く領知奉公肝要候、^(患意)委細安国寺可被申候也

慶長四年卯月十七日 （書判）

植木孫左衛門殿

文中の「先知行」とは、信資からの宛行だろう。

この宛行は、慶長四年末から同五年初頭のものと考えられている「広島御時代分限帳」の「百五十五石三升一合

植木孫左衛門」の記載に相当する。同帳には「五百廿八

石 津々惣兵衛」ともあるので、二人は信資の死後、毛

利氏から遺領の分割宛行を受け、直臣に編入されたと考えられる。

伊勢安濃津への出勢 「先祖」^⑤には、植木五郎兵衛が「安国寺」に命ぜられ「伊勢アノ津」(三重県津市)で毛利方として一番乗りし首二つを取ったとあり、「別通」^③にも五郎兵衛が「美濃合戦伊勢津の城」で名声を得たとある。一方、『西国』には記事がない。

「美濃合戦」とは関ヶ原合戦を、「伊勢津の城」は安濃津に築かれた津城を指す。実際に慶長五年(一六〇〇)八月、安国寺恵瓊の与力「植木五郎兵衛尉」とその小者が同地で首一つずつを取ったことが確認できる。⁽⁴⁵⁾

その後、植木五郎兵衛は、毛利氏の国替で牢人したようで、「別通」^③に、五郎兵衛が「池田出雲守殿」「水谷勢州殿」に仕え死去、子の七兵衛は皆部で死去したとある。⁽⁴⁶⁾「池田出雲守殿」は、寛永九年(一六三二)に松山藩主となった池田長常、「水谷勢州殿」は、長常に続いて同十九年に入部した水谷勝隆である。

なお『西国』は、長常の父、備中守長幸が松山城に来たとき、五郎兵衛を尋ね出し、その地で三百石を与えたとする(巻之八「三村親重并水野六左衛門の事」)。長幸の松山

入部は、元和三年(一六二七)のことである。

おわりに

以上、五つの項目に分けて「植木家先祖覚」の読み解きを試みた。その結果、『西国』の呪縛から離れ、猿掛庄氏一門の動向について新たな知見をいくつか得ることができた(表1)。家伝の内容は、現在知られる史実や同時代史料とも符合し、その欠を補う比較的良好な史料と評価してよい。原本の出現が待たれるところである。

今回、偶然にも同家の家記を再発見したことが検証の端緒となった訳であるが、地域には未だこのような近世史料や、同時代史料も多く眠っている可能性がある。今後、史料の博搜と検討による、より確かな、より豊かな地域史像の究明を期待して擱筆としたい。

註

- (1) 自治体史としては、『新修倉敷市史』を代表に挙げておきたい。
畑和良「戦国期備中南部の支配体制と清水宗治の実像」(『歴史シンポジウム「岡山県古代・中世史研究の最前線」資料集』、二〇〇八、のち『吉備地方文化研究』第一九号、二〇〇九)。
同「猿懸城合戦と毛利氏の備中国経略」(『倉敷の歴史』第二十

号、二〇一〇。同「細川通董の野州家相続とその背景」(『倉敷の歴史』第二号、二〇一二)など。古貞貢『中世後細川氏の権力構造』(吉川弘文館、二〇〇八)。辰田芳雄「中間地域における戦国期荘園制の展開(続)―東寺領備中国新見荘代官新見貞経期と三村家親・元親期について―」(『岡山朝日研究紀要』第三号、二〇一〇)など。

(2) 例えば、拙稿「岡山藩士馬場家の宇喜多氏関連伝承について―「備前軍記」出典史料の再検討―」(『岡山地方史研究』第九号、二〇〇一。大西泰正編『論集戦国大名と国衆』11 備前宇喜多氏』岩田書院、二〇一二)に再録、同「岡山城とその城下町の形成過程―地誌「吉備前鑑」の検討を中心に―」(同誌第一一八号、二〇〇九)、同「中近世移行期草薙氏に関する通史的言説をめぐって―萩藩士草薙家関連史料の検討を中心に―」(『鳥取地域史研究』第一五号、二〇一三)など。

(3) 同書の活字本としては、黒川真道編『国史叢書 西国太平記・毛利秀元記』(国史研究会、一九一五)がある。

(4) 梅原三千『伊勢久居藩史(藤影記)』(復刻。三重県郷土資料刊行会、一九七二)。井上泰至「読み物としての近世軍書」(『国語と国文学』第八十一巻第四号、二〇〇四。同「サムライの書齋」江戸武家文人列伝(ベリかん社、二〇〇七)。

(5) 松田修・笹川祥生『陰徳太平記―正徳二年板本』(臨川書店、一九七二)が『西国』参照を指摘している。

(6) 森下植太郎『菅部村誌』(菅部尋常高等小学校、一九一五)。

(7) 内容から両記の筆者は別人で、「別通」は、⑬に見える植木七兵衛没後まもなく、また「先祖」は、内容から「別通」に先駆けて成立したと考えられる。註(42)(46)参照のこと。

(8) なお植木成行『中世備中の歴史―庄氏と植木氏・三村氏』(新

人物往来社、二〇〇八)は、本稿と同じ時代と人物を対象とするが、かなり見解を異とする。併せて参照されたい。

(9) 徳永裕之「備中守護家細川氏の守護代と内奉行」(『専修史学』第三八号、二〇〇五)など。

(10) 「岩屋寺快円日記」(『久世町史』資料編第一巻編年資料一三〇号)。

(11) 長江正一『三好長慶』(吉川弘文館、一九八九)など。

(12) 註(1) 畑二〇一二論文など。

(13) 註(1) 畑二〇一〇論文。

(14) 永祿元年卯月二十日付け庄カ為資書状(『改訂増補吉備津神社文書』中世篇一一六号)の存在から、高資の戦死は同年以前と考えられる。さらに従来、為資の没年月日とされている天文二十二年二月十五日は、別の示唆に富む日付といえる。

(15) 註(1) 畑二〇一〇論文。なお『西国』が元資の事跡を投影する「穂井田実近」とは、三村元親の弟で、鬼身城(総社市山田)を本拠とする上田氏の養子となった「実親」を混同した架空の人物と考えられる。

(16) 年欠三月十七日付け毛利隆元書状写(『閏閏録』百二十八、末国与左衛門)。

(17) 永祿四年四月二十日付け小早川隆景感状写(『閏閏録』十一之二、浦図書)。

(18) 天正二年五月二十五日付け桂元將軍功書立写(『閏閏録』三十九、桂善左衛門)。註(1) 畑二〇一二論文は、配列から天文二十四年から永祿五年の間のこととする。

(19) 『備中誌』上房郡卷之二。註(1) 畑二〇一二論文参照。

(20) 氏名未詳書状写(『閏閏録』五一二、兼重五郎兵衛)。

(21) 年欠五月三日付け石川久智書状(『岡山県古文書集』第三輯、

備前正宗文庫所蔵文書)。

- (22) 貞享二年(一六八五)書上にかかる、岡山藩士中島家奉公書『吉備群書集成』第六輯、「吉備温故秘録」干城十二。池田家文庫マイクロフィルムTZWZ—〇一四で校訂した。

- (23) 註(1) 辰田二〇一〇論文。

- (24) 『久世町史』資料編第一巻編年資料四六〇〜四七七号。ちなみに元資の官途は式部少輔である。「先祖」の「修理」とは、元資の弟三村元親の官途「修理進」との混同だろう。

- (25) 『御答書』(山口県文書館所蔵)、「備中兵乱記」(『統群書類従』第二十二輯下、合戦部)、『改定史籍集覧』第十五冊。『吉備群書集成』第參輯)。

- (26) 註(25) 文献。ただし同書は、閏月の存在を欠き、三村勢の佐井田城退去も閏十一月と考えられる。

- (27) 本阿弥光山「光山押形」坤(雄山閣出版、一九六七)。横田孝雄『所持銘のある末古刀』(私家版、一九九五)。

- (28) (天正三年)四月二十一日付け井上春忠書状(『岡山県古文書集』第一輯、備中荘家文書)。

- (29) 註(1) 畑二〇〇八及び二〇〇九論文。

- (30) 註(29) 論文。

- (31) 備中荘家文書(『岡山県古文書集』第一輯)。

- (32) 姫井貞元編・姫井子坤校訂「備藩国臣古証文、併陪臣・城府民家」四終、片上町伊部屋善次郎所蔵。本史料の参照にあたっては、東大史料編纂所データベースを利用した。

- (33) 谷口克広『織田信長家臣人名辞典』(第二版、吉川弘文館、二〇一〇)。

- (34) (天正八年)二月十五日付け毛利輝元書状写(『美作国諸家感状記』久米北条郡和田南村竹内家所持)によれば、輝元は、美

作の坪和竹内氏の加勢に「庄・多治部・石蟹」氏を派遣するとある。従って庄氏の帰参はこれ以前である。

- (35) 北村章「備前児島と常山城」戦国両雄の狭間で(山陽新聞社、一九九四)。註(8) 文献。

- (36) (天正十年)二月二十四日付け穂田元清書状(『山口県史』史料編中世3所収、岡家文書。年次比定等については、拙稿「年久三月四日付け羽柴秀吉書状をめぐって―書状とその関係史料を再読して―」(『岡山地方史研究』第一〇〇号、二〇〇三)を参照のこと。なお同論文では、「両口」を西見山と呼ばれる八浜城と解釈したが、麦飯山の両攻口と訂正する。

- (37) 新見市史編纂委員会編「新見市史」史料編(新見市、一九九〇)。併せて岸浩「資料毛利氏八箇国御時代分限帳」(マツノ書店、一九八七)を参照。なお中津井の三百貫は、天正四年八月、毛利輝元から口羽春良に宛行われ、同十五年八月にその跡職が子の元良に安堵されている(『関関録』三十二)。

- (38) 註(6) 文献所収。北房町史編纂委員会編「北房町史」通史編上(北房町、一九九二)には、所蔵者不明の文書写図版があり、傍注で示した誤脱字を除きほぼ同文である。

- (39) (天正十五年)卯月十五日付け豊臣秀吉朱印状(『大日本古文書』家わけ第十一之一、小早川文書四七一号)。

- (40) 註(6) 文献所収。

- (41) 「関関録」百二之一・二、冷泉五郎。

- (42) 庄氏一門との所縁を伝える安庭山上合寺(真庭市下皆部)の記録(近世中期写)に、「庄三治郎資時 洞水寺殿旨外文宗大居士 慶長二酉年十二月二十四日」とあるとのことである。

- (43) 註(6) 文献所収。

- (44) 山口県立文書館所蔵(毛利家文庫・給禄2(2)の2)。本帳

については、光成準治『中・近世移行期大名領国の研究』（校倉書房、二〇〇七）の検討がある。

(45)（慶長五年）八月廿五日付け伊勢国津城合戦頸注文（『大日本古文書』家わけ第八之一、毛利家文書三七九号）。

(46) 註(42) 記録に、下総守は「慶長三戌年三月二日逝去」、孫左衛門は「寛文五辰年四月十一日」、五郎兵衛は「寛永五辰三月三日」に死去とあるとのことである。

その他参考文献

有限会社平凡社地方資料センター編『日本歴史地名大系』第

三四卷 岡山県の地名 平凡社 一九八八

中野美智子『岡山の古文献』日本文教出版 一九八八

「角川日本地名大辞典」編纂委員会・竹内理三編『角川日本地名大辞典』三三岡山県 角川書店 一九八九

網野善彦・石井進・稲垣泰彦・永原慶二編『講座日本荘園史』

9 中国地方の荘園 吉川弘文館 一九九九

古典遺産の会編『戦国軍記事典』天下統一編 和泉書院

二〇一一

〔付記〕 本稿の執筆にあたり、安庭山上合寺住職文谷健悟師、植木秀隆氏、内池英樹氏、大西泰正氏、前原茂雄氏をはじめ多くの方に御協力を賜った。末筆ながら厚く御礼申し上げる次第である。

（もり としひろ 真庭市教育委員会生涯学習課）

表 1 関係年表

庄 高資		
天文 21 年 (1552)	5.- 備中松山城の尼子氏降伏を三村・毛利氏が欣び。まもなく尼子氏に服属か	尼子晴久、備中守護となる
〃 22 年 (1553)	9.- 頃 第一次猿掛城合戦。三村・毛利勢を退ける 1.- 頃 この頃、鴨方(浅口市)の細川通董を攻撃。松山城が三村氏により落城、また高資の戦死により、鴨方から撤兵	
庄 為資 (伊豆守?)		
〃 22 年 (1553)	4.- 毛利氏に和睦を申し入れ、三村家親も承諾 6.- 毛利勢に敗れ小坂城(浅口市)から敗走する 1.- 植木下総守、山城久我暎(京都市伏見区)で戦闘	
この頃? 永禄元年 (1558)	4.20 庄為資、備中吉備津宮の社家?浦友氏に得分を安堵	
〃 2 年 (1559)	5.- 頃 第二次猿掛城合戦。毛利氏の加勢した三村氏と和睦。 三村家親の長男元資、庄氏を称する	同 3 年に尼子晴久没する
庄 勝資 (又六?、兵部太輔)		
〃 4 年 (1561)	4.6 毛利勢の攻撃で松山城が落城	毛利隆元、備中守護となる。同 6 年没
〃 5 年 (1562)		
〃 7 年 (1564)	4.- 頃 庄伊豆守(為資カ)と備中南部に侵攻する 1.- 一門で備中から退去	尼子義久が降参 尼子勝久が蜂起
この頃? 〃 12 年 (1569)	1.- 植木下総守、尼子氏の隠岐攻撃に参加 1.- 一門で宇喜多氏に願ひ備中に帰国、佐井田城に入る	
この頃 元龜 2 年 (1571)	9.4 佐井田合戦。浦上・宇喜多勢の救援により、毛利勢の攻撃を退ける。植木下総守、庄元資を討ち取る	同 3 年に芸備和睦
天正 2 年 (1574)	閏 11.- 山王山で挙兵して佐井田城の三村勢を退ける	備中兵乱 (~1575)
〃 3 年 (1575)	2.- 皆部の刀工国重に命じ鍛刀させる 4.- 毛利氏の三村氏攻撃に加勢する	三村氏が没落
〃 5 年 (1577)	9.27 庄市助、羽柴秀吉に通じ、織田信長の朱印状を受ける	
〃 6 年 (1578)	1.10 庄駿河守、羽柴秀吉に通じ、織田信長の朱印状を受ける	
この頃?	1.- 植木与九郎等、猿掛城内で毛利元清に誅殺される。一門は植木氏を残し備中から退去	播磨上月合戦。尼子勝久自刃
〃 6 年 (1578) 頃	1.- 植木孫左衛門、毛利氏の加勢として播磨三木合戦に出陣	
〃 7 年 (1579)		宇喜多氏の毛利離反
〃 8 年 (1580)	2.- これより先、毛利氏に帰順。美作へ加勢の予定 9.- 多治部・榑崎等とともに毛利氏の命で美作高田城へ着陣	
〃 10 年 (1582)	2.18 児島麦飯山で明石源三郎を討ち取るが戦死	備中高松城の水攻め
庄 信資 (宮若、三次郎)		
天正 11 年 (1583)	1.- 遺領相続 (2 歳)	
〃 13 年 (1585)	1.- 植木孫左衛門、伊予金子攻めに宮若の名代で出陣	秀吉の四国攻め
〃 15 年 (1587)	1.- 植木孫左衛門、小早川隆景に従い日向高城で戦闘	秀吉の九州攻め
文禄元年 (1592)	1.- 植木孫左衛門、朝鮮に出陣	文禄の役
慶長 2 年 (1597)	1.- 植木五郎兵衛や津々惣右衛門等家臣と朝鮮に出陣 12.24 家臣 50 人余と蔚山城で戦死 (16 歳)	慶長の役
慶長 3 年 (1598)	3.2 植木下総守死去	
〃 4 年 (1599)	4.17 植木孫左衛門等、毛利氏から知行を与えられる	
〃 5 年 (1600)	8.24 植木五郎兵衛、伊勢安濃津で首を取る	関ヶ原合戦
寛永 5 年 (1628)	4.11 植木孫左衛門死去	
〃 9 年 (1632) 頃	1.- 植木五郎兵衛、備中松山藩主池田長常に仕える	
〃 19 年 (1642) 頃	1.- 植木五郎兵衛、備中松山藩主水谷勝隆に仕える	
寛文 5 年 (1665)	3.3 植木五郎兵衛死去	

※本稿の成果に、畑和良「猿懸城合戦と毛利氏の備中国経略」(『倉敷の歴史』20、2010)などを参照して作成。

参考史料 植木家先祖覚〔『胥部村誌』所収、植木唯助

所蔵）

1 先祖覚

先祖覚

① 一庄・植木・津々、藤原淡海公末葉也

庄権頭より五代、武蔵国児玉党に庄太郎、同三郎、保元の合戦にも出申候、其後元暦の合戦に摂州一の谷にて二月七日に武蔵守友明其臣監物太郎を打捕申、浜の手にて本三位中将重平生捕申候、其勲功として源頼朝より先奥州志ツチ郡御加増に被下候、其後庄太郎高家には備中半国被下、候キノサルカケに住、其後大平記時分六原越後守長時より廻文参り、庄左衛門四郎都の合戦に参り、京都に在罷候、関東勢負軍に被成、越後守関東へ落被申時、美濃国バンバ峠の辻堂にて野伏士困れ、越後守切腹いたし被申候節、一所に左衛門四郎切腹被致候、子息庄七郎は、後醍醐天皇伯耆船上より還幸の時御迎に被参、度々の合戦に忠功被致候に付、御繪旨被下、吉野山よりは大塔宮御教書被下候也

② 一庄太郎高家より十五代の末花官に男子四人有之、備中守藤祐、

二男植木下総守、三男美作守、四男津々加賀守、下総守は胥部植木村に住するより植木名乗り申候、美作守も胥部上合地に住す、加賀守は津々村に住す、仍て津々也

③ 一藤祐の子高祐の代に備中一国を切取申度、以鴨方の細川下野

守と合戦に及び、其留守に三村家親に松山を責落され、其上高祐は打死被下候、以鴨方の合戦は差置、三村度々合戦に及び申候得共勝利無之候、以勝祐・植木・津々・福井、其外一

同に不残出雲国尼子勝久を頼出雲へ参申候、其後雲州より備

前浮田を頼申備中に帰り、又胥部・中津井佐井田山に城を堅く構へ居申候処へ、毛利元就より三万余勢にて穂井田修理先手にて佐井田山の城へ向られ難儀に及申候へ共勝利無之候、以備前浮田へ宗本与兵衛遣し加勢請申度由申遣し候処、早速浮田殿より万余騎の加勢給申に付、毛利勢三万を打払ひ其上穂井田を打取り、其後又毛利家へ順居申、度々備前と合戦に及、毛利と浮田とせり合に及び、備前児島の合戦に備前児島の城主明石源三郎内田中源四郎と名乗り申、八月十八日の夜、毛利へ攻寄せ申候得共、夜の事に候得ば毛利方より一人も返し無之候処に、植木孫左衛門二十人計にて、我等備中胥部の住人植木孫左衛門と名乗り、互に鎗を合、田中源四郎を討捕申候、其外の者共功名いたし、庄兵部大夫は城主明石源三郎を討捕り引取申候時打死致候、子息三治郎殿二歳にて胥部・水田・中津井三ヶ所、其外阿口・由井・山瀧小村相添へ知行被致候、其後朝鮮陣出来

④ 一初の朝鮮には植木孫左衛門被参候、後朝鮮には庄三治郎殿、

植木五良兵衛・津々惣右衛門其外侍共供申、庄三治郎殿高麗にて打死、供申者太田・平田・隅・若林・茅原・宗本・左右地・小田・川野・鈴木、其外下に五十人計討死

⑤ 一其後は五郎殿安国寺へ被仰付、伊勢アノ津にて毛利方より一番乗り被致、首二つ取り

⑥ 一毛利輝元より御墨印、小早川左衛門佐殿より御感状、安国寺より書状、高麗次第、関ヶ原御陣の五郎兵衛殿覚之請御状有之候

⑦ 一般々事多候得ば、委細には書きつくしがたく、欲の紋はウチワに中クロ、常の紋は藤ノ丸に三ノ字、丸なしにもつかう、

藤原淡海公の末にて、庄・植木・津々、藤原氏にて有之候

2 別通先祖覺

別通

- ① 一 備前児島郡麦飯山にて宇木田猶家と毛利殿と一戦之時、明石源三郎其子家門、猶家臣家にて、彼の源三郎は兵部大夫討取、源三郎家来田中源四郎と申者、植木孫左衛門夜合戦、討取申覺
- ② 一 志摩津と隆影と一戦の時、植木孫左衛門九州高尾山にて働覺
- ③ 一 植木五郎兵衛、後の高麗陣にて覺、並美濃合戦伊勢津の城にて働覺
- ④ 一 備中浅口郡・小田郡の境、勧蓮寺山に植木か鐘場と申にて、浅口侍共討取申処有之候
- ⑤ 一 淀小賀ナワ手と申所にて植木下総一番鐘仕、其節アワノ三吉殿天下一等の時、備中英賀郡水田領知申事
- ⑥ 一 伊予国兼子と毛利殿と一戦の時、孫左衛門及二度功名仕事
- ⑦ 一 雲州アマコとの一身仕候、則オキの国乗り取被申くに、オキにて下総覺
- ⑧ 一 播州三木郡別所・徳平を橋場筑前様御せめ被成候時、毛利殿より加勢に備中より孫左衛門參、其時覺有之候
- ⑨ 一 作州高田三浦本兼方へ植木下総やとわれ、同藏人と申者下総討取申覺
- ⑩ 一 備中英賀郡の内西田城に居住申時、毛利家より三千の猛勢奇掛り、則城中三百余にて持こたへ候処に、備州宇木田八郎殿より人数一千人御加勢ニテ、毛利家の三千を松山境迄追扨仕、ホイタと申者下総討取申覺、此時は庄高助代
- ⑪ 一 高山の城、庄家より代々持来、其後松山を持、其後皆部城を持来候、是は頼朝公より備中を被下、昔には武州小玉等のハタ頭庄四郎高家と申候、一の谷合戦の時、平家の重平を生とり、其勲功に奥州シノフノ郡を被下、其後備中へ参し事
- ⑫ 一 奈良法師御たいらけの時、庄手柄仕り候事、又は六原殿へ身方仕、美濃国ハンバにて討死す、今石塔有之候、是は庄四郎よりはるか以後庄藤介代、其時猿掛の城持来候
- ⑬ 一 度々あなたこなたと敵味方に成候、猿掛の城主毛利元清御持時節、庄兵部大夫若年の時分、庄一類毛利殿へ大敵と成し時、元清可討取てたて庄一家の者共にはかり寄し時節、下総甥与九郎と申者すてに元清可討取所にはきよりはせより与九郎を討取申候、以上七人として大勢を猿掛の城討取申事紛無之候、其後植木一家残し共雲州立のき、あまこと一身仕、又備中へ罷帰り毛利殿へ与し候也、是は庄兵部代、其子三治郎は年十六にて高麗にて討死仕候事、始終共に皆部に居住仕、植木五郎兵衛、池田出雲守殿へ呼び出され、出雲守取落居、水谷勢州殿御在城の時、同五郎兵衛被呼出罷在候、五郎兵衛相果候以後、子七兵衛事は皆部にて相果申候
- ⑭ 一 庄藤介、其子為資、其子高介、其子勝資、其子信資、母方先祖
- ⑮ 一 石下総、其子孫左衛門、其子五郎兵衛、其子七兵衛、父方先祖

倉敷代官所における元締手附の職務と代官所文書

戸 森 麻衣子

はじめに

倉敷陣屋付幕領村々の庄屋や百姓が、文書を作成して倉敷代官所に提出する機会は決して少なくない。しかし代官所に提出された後、文書はどのように処理されたのだろうか。文書が生み出され、誰の手から誰の手へ渡り、どこに保管され、最終的にどう廃棄されたのか、その流れをアーカイブズ学の分野では「文書のライフサイクル」と呼んでいる。幕府代官所を通過する文書のライフサイクルを明らかにすることは容易でないが、幕末期に倉敷代官所の元締手附を務めていた田中東蔵という人物の残した史料が現存しており、これにより倉敷代官所における文書のライフサイクルの一端を窺うことができる。本稿では、田中東蔵関係文書を紹介するとともに、倉敷代

官所元締手附の職務と代官所における文書のありかたの関係を明らかにしていきたい。

一 元締手附田中東蔵の経歴と文書

田中東蔵関係文書は東京大学史料編纂所に所蔵されている。¹⁾ 目録上は七〇点であるが、複数文書を合綴したものが多数あり、綴を構成する一点一点を別々に把握すると合計二五一点となる（別表目録参照）。田中東蔵関係文書には長州戦争時の幕府軍後方支援関連史料や倉敷浅尾騒動関係史料が含まれていることが以前から知られ、『岡山県史 第二六巻『諸藩文書』』や『新修倉敷市史 第一〇巻』には一部文書の翻刻が掲載されている。しかし田中東蔵関係文書は、こうした重要トピックに関する情報のみならず、倉敷代官所における日常的な地域行政や

代官所役人の執務のさまを知ることのできる史料としての価値も有する。

田中東蔵は幕臣であるが、御目見以下の御家人なので幕府史料からその家系や履歴を知ることが困難である。のみならず、田中東蔵関係文書中に東蔵の履歴を示す史料を欠くため詳細は明らかにし得ない。しかし、幕府代官・代官所役人名鑑ともいえる江戸時代の出版物『県令集覧』⁽²⁾に載る情報をたどると東蔵の職歴の一部が判明する。彼は、安政期には常陸・下総国幕領を管轄する関東代官篠本彦次郎のもとで江戸役所詰元締手附、文久三年(一八六三)から元治元年(一八六四)までは遠江国中泉代官桜井久三郎(「久之助」)のもとで中泉(現静岡県磐田市)陣屋詰元締手附を務めていた。元治元年、代官桜井が中泉代官から倉敷代官へ場所替(転任)となると、東蔵は倉敷へ移った。東蔵と同じく代官桜井の属僚のまま倉敷へ移った手附・手代が何人かおり、気心知れたとうし、円滑に転地でのスタートが切れたことだろう。東蔵は代官篠本の配下であった時期から元締の地位にあった。元締とはその代官所の責任者であり、代官に次ぐ立場にある。『県令集覧』によると天保十四年(一八四三)から代

官篠本の配下に田中秀次郎という名の手附がおり、確証は取れないがこれは改名前の東蔵の可能性が高いので、豊富な経験を積んで元締に昇進したのが安政期であったと推測される。倉敷に居た頃は壮年の人物であったはずである。慶応三年(一八六七)正月に代官桜井が罷免され、同五月に倉敷陣屋付幕領が但馬国生野代官横田新之丞の預所に移行すると、東蔵は手附から御普請役元締進退―実質的に無役になったと見られる。東蔵は倉敷での引継を終えると江戸に戻り、江戸で維新を迎えた。明治元年(一八六八)に東蔵は新政府に雇用され、租税司附属として関東の御林見分等の任務に就いたが、その後の足跡は不明である。

東蔵が倉敷陣屋詰であったのは元治元年より慶応三年五月までの約三年間にすぎないが、慶応二年(一八六六)四月には倉敷陣屋が賊徒に襲撃されるという衝撃的事件が発生している。東蔵は陣屋敷地内にあった自身の長屋(家族と共に起居していた住まい)を焼かれ、雇っていた下女を亡くし、同僚の手附長谷川仙助を失った。⁽³⁾しかし元締として、被害への対応や調査書の作成などの職務を遂行しなければならなかった。こうした東蔵の置かれた立

場や経験が田中東蔵関係文書の構成に大きく影響している。文書目録を見てまず気付くのは、史料年代が慶応二年四月以降に集中している点である。倉敷陣屋襲撃事件では東蔵の長屋のほか、代官の居住空間であり儀礼空間である本陣と、手附・手代が執務を行う役所とが火を放たれて焼失した。そのため東蔵は、自宅に置いていた書類も役所に置いていた書類もその大部分を失ったと推測される。B・36・⑩文書には、「倉敷御役中」（倉敷陣屋手附・手代）から同「江戸御役中」宛に送付された慶応二年十一月付御用状の写しが添付されている。御用状では桜井の前代代官大竹左馬太郎の時期に実施した貸付銀の利銀回収に関する相談がなされているが、その中で、元治元年十一月・十二月分の状況を調べたいが「焼失相成候ニ付」、江戸詰の手附・手代に幕府勘定所管下の御貸付役所へ行って書類を写してきて欲しいと依頼がされている。「焼失」とはまさに倉敷陣屋襲撃事件による代官所御用書類の焼失を指すと考えられよう。御用書類の被害程度を知ることができないが、御用向に支障が生じたことは間違いない。

陣屋が焼失したため、事件後は陣屋の北に隣接してい

た明倫館や自省舎（ともに代官所が設置した民衆教育機関）の建物が仮役所として使用された。^④東蔵も仮役所で執務を行ったと推定され、田中東蔵関係文書の多くは、この仮役所で東蔵が作成したり受領した文書にあたると思われる。

二 幕府代官所文書の基本構造と手附・手代

元締手附田中東蔵の残した文書の性格について理解するためには、幕府代官所文書の基本構造について知っておく必要がある。そこで本節では、他所の事例を参照しながら簡単に幕府代官所文書の構造を示したい。

一般的に、旧幕時代の幕府代官所・奉行所、各藩の地域支配文書は、明治維新後に新政府の地方行政機関である県へ参考資料として引き継がれたものの、多くは明治中期頃までに廃棄されたと見られている。^⑤倉敷代官所文書も引き継がれただろうが、小田県または岡山県のもとでその殆どが処分されたと推測される。

廃棄を免れ現存している幕府代官所文書としては飛騨郡代高山陣屋文書^⑥や伊豆国韭山代官所文書^⑦が知られている。代官所で作成・保管される主要文書についてはこれ

らの事例からおおよそが判明する。⁽⁸⁾

毎年、代官所では多量多種の書類を作成していた。代官所から幕府勘定所に提出される書類としては、郷帳・村鑑帳・高国郡訳帳・御取箇帳のような支配地の現況を報告する書類、勤方明細帳のような代官の年間の職務状況を報告する書類、御代官分限高書付・手附手代姓名帳のような代官・代官属僚の人情情報を報告する書類などがある。他にも報告が規定された事項についてはその都度届書を提出しなければならなかったし、勘定所に指示を仰ぐ必要がある場合は伺書を作成して提出した。これら勘定所に提出する書類のうち、必要があるものについては控を作成して代官所内に保管した。

また、地域支配を円滑に実施するため代官所では支配御用留・御触留・被仰渡留（代官廻状留）などの各種御用留類を作成していた。公事方分野においては罪科判断のうえで先例が重視されるので、公事方御用留・置証文留・申渡留など先例を検索するための留帳を作成して保管した。置米・置金や貸付金の状況を把握するための管理帳簿も各種備えられた。御用金仕訳勘定帳・諸入用金仕訳勘定帳といった代官所公金の管理帳簿も不可欠である。

以上が代官所で作成される主要書類で、形態は豎冊に仕立てられることが多い。

代官所で作成される書類の他に、村明細帳・宗門別帳・五人組帳・村入用帳などが村方から代官所に提出され、保管されていた。これらは例年の提出が義務付けられている書類となるが、ほかに、村で盗賊や傷害事件・博奕・欠落・行き倒れ人・捨子などの事件が発生した場合には届出が必要だったので、そうした届書類も代官所に受理された。その他、村方文書の構成を思い浮かべれば分かるように、年貢減免や争論調停など村側の要望を伝える様々な願書が提出されたのである。

このように幕府代官所では多様な書類が毎年作成され、幕府勘定所に提出されたり、後年に参考とするため代官所に保管されたりした。一方、管下の村から提出される書類も大量であり、一定期間は代官所内に置かれた。近世後期の代官所は御用書類の山に埋もれていたのである。伊豆国韮山代官所の場合、代官が江川氏の世襲のためあまり書類が廃棄されずに残ったと見られるが、倉敷のような代官が度々交代する代官所の場合、後任に引継ぐことが慣例となっていた文書を除いては代官交代ごと

に御用書類の処分が繰り返されたと推測される。実際、倉敷と同じく世襲代官ではない代官が就任する下野国真岡代官の交代時の引継文書リストをみると、代官所役人が作成した帳面類では御取箇帳・定免検見仕訳帳・割附皆済目録・郷帳など十数種、その他は、交代年あるいはその前年に村方から提出された諸帳面類や係争が続いている事件の関係書類に引継文書は限定される⁽⁹⁾。御用留類はごく一部しか引き継がれない。年間に代官所に入ってくる文書の量に対し、数年以上のスパンで保管される文書はごく限られていたと考えられる。

そして本稿で扱う田中東蔵関係文書中に確認されるのは、少なくとも数年間は保管される代官所の主要文書でなく、数ヶ月から一年前後の短期間で処分されてしまうような種類の文書である。代官所文書の全体構造に位置付ければ取るに足らない文書かもしれないが、それも文書行政の一部をなすものであることはいうまでもない。

なお、代官所文書の作成・管理に関する手附・手代は、勤務の傍ら、職務習熟や情報収集のために代官所文書を筆写したり不要文書を自宅に持ち帰ったりしていた⁽¹⁰⁾。前近代においては組織と個人の境界があいまいであり、代

官所に収められた文書が手附・手代の個人的所持に移る場合もあったのである。東蔵のケースはやや事情が異なるが、代官所文書の一部ともいえる一群が東蔵の手に留められる結果となっている。

三 田中東蔵の諸活動と所持文書

A 元締手附の職務と受領文書・作成文書

本節からは、田中東蔵関係文書の史料群構造と各文書について紹介しながら、元締手附田中東蔵の倉敷代官所における職務を具体的に復元していきたい。

東京大学史料編纂所所蔵「田中家文書」(B群)は、その殆どが綴文書であり、かつB・211〜50には綴文書を収納した袋が付属している。この文書編綴の状況や袋の情報、文書の来歴を知る上で大きな鍵を握っている。現状に見られるように複数文書が合綴された時期ならびに袋に収納された時期をまず確定する必要がある。それを示すのがB・44の袋である。「御軍勢御賄道具御買上品書入」と書かれた付箋が表に大きく貼り付けられてあるが、それは当初「備中倉敷陣屋絵図」とある付箋を貼った上に重ねて貼り付けたものであった。もし明

治維新後など後年に整理したのであればこのように再使用する過程は不要である。右から袋は倉敷で作成されたもので、東蔵が倉敷代官所内で文書整理を行ったことを示すと考える。さらに倉敷で整理作業を行ったことを傍証するものがある。それは袋の紙である。袋は反故文書の裏面を使用して自製したものが殆どを占めるが、その反故文書が、東蔵が遠江国中泉陣屋時代に扱った文書なのである。文久二年（一八六二）から元治元年（一八六四）の年代が記された、管下村々から中泉代官所宛に提出された村入用帳・貯穀小前帳類^①で、これらは前節で言及した村から代官所への毎年の提出が義務付けられている帳簿に該当する。東蔵が中泉にいたのは文久三年（一八六三）から元治元年にかけての約一年である。つまり、新帳簿が提出されるとすぐに旧帳は反故扱いにされたと分かる。このように代官所を含めた幕藩の地域支配役所では毎年大量の反故文書が発生した。しかし紙が貴重な時代なので、反故文書は燃やしてしまわずに様々な再利用された。幕府浦賀奉行所では、奉行所関係者が毎年一定割合ずつ反故紙を取得する権利が認められていたことが明らかになっている^②。東蔵は元締手附の権限として中泉代

官所の反故文書を入手し、倉敷への引越し時に持ち運び、倉敷で袋に加工して自分の事務整理用に用いたので^③はなかるうか。

東蔵の整理は丁寧であり、各綴文書は東蔵が対応したのであろう一件ごとにまとめられている。しかも、一件への東蔵の関与の仕方が分かる形でまとめられているのが特徴的である。

例えばB・39の綴は阿賀郡下砦部村（現真庭市）で慶応二年（一八六六）九月に発生した事件への対応関係文書となっており、①～⑥の六点から構成されている。時系列に追っていくと最初③の注進状から始まる。下砦部村の弥右衛門が氏神八幡宮の釣鐘を鳴らし、小前の者を呼び集めるといふ事件が九月八日晚に発生した。そこで下砦部村庄屋は近隣の赤馬村庄屋と連名で注進状を倉敷代官所に送り、代官所役人の出役を要請した。翌九日の日付で、事件を報告する下砦部村村役人一同より倉敷代官所宛の届書が提出される（①）。これらを受けて倉敷から元締の東蔵が現場に向き、関係者の取り調べを行った^④。その取調書が④で、巻紙に薄墨、非常にラフな書体で関係者の口書が順々に記されている。役所の机上で記

される文書とは全くおもむきが異なるので、現場で作成した調査と見てよいだろう。一方、事件の発端となった弥右衛門は倉敷代官所へ駆込訴をし、村役人らの非分を訴えた。しかし調査の結果、弥右衛門は八幡宮での事件の中心人物であると判明したので、弥右衛門を手鎖・宿預けにする旨を記した手代直江・手附逸見より東蔵宛御用状が出された(⑥)。⑤は⑥の内容を写したもので、御用状を受領した東蔵が何らかの理由により筆写したのだろう。②は東蔵が事件に関し記したメモである。

このように東蔵は、下砦部村で発生した事件への対応関係書類を一綴して保管したことがわかる。注目すべきは「倉敷御役所」を宛所とした注進状や届書もが合綴されている点である。村から提出された願書・届書類は、願書綴のような簿冊にまとめて保管されるのではなく、処理は文書を受け取った担当役人の裁量に任されていたと見られる。東蔵の事例は、担当者が便宜を優先して願書・届書を含めた「関係書類一括」を作成し、手元文書としていたことを示す。前掲高山陣屋文書や葦山代官所文書を見ると全体点数に対する状態型の願書・届書類の割合は小さい。役所の共同書棚に収納される対象でなく、

担当役人が保管し、必要ないと判断されれば早々に廃棄されたかもしれない願書・届書類のライフサイクルは一般的にごく短かったのではないだろうか。

なお、村方文書に残る届書・願書にも押印が見られるが、それはあくまで控であり、代官所に提出された文書が正文となる。その正文が田中東蔵関係文書には含まれているのである。筆者には村方文書との照合まで手が及ばなかったが、全く同文・同内容の控文書が旧倉敷代官所管内にあたる地域に現在も残っている可能性がある。

B群には他にも東蔵が扱った様々な事件に関する文書が含まれている。慶応二年四月十日の倉敷陣屋襲撃事件後は、元締手附の東蔵が先頭に立つて事件処理や報告書の作成にあたったとみられ、B・29には被害状況の見分書や同僚からの聞き取り等の調書がまとまっている。B・26・33には倉敷陣屋の泊番として滞在して死亡した百姓四名に関する村方提出の届書がまとめられている。代官桜井方から幕府へ提出された報告書は確認できなかったが、これらの書類はその根拠資料なので、東蔵は廃棄せずに手元に留め置いたのであろう。

このようなタイプの文書は、代官所役人が共同使用する

る書棚ではなく、手附・手代各人が使用する御用箱（小書類筆筒）や手文庫に収められていたであろうと推測される。⁽¹⁵⁾ 共同使用する書棚には御用留類や郷帳・皆済目録などの重要書類が配架されていたと見られるのに対し、それとは別に各人用の文書保管容器があつて、取り調べが現在進行中の事件の関係書類やその事件への対応過程で作成した調査・メモが置かれていたと考えられる。代官所では手附・手代を地方・公事方・勘定方等の掛に配置する分担制を取っていたので、事務処理に便利なように各自が書類を手元に抱えていたと見られる。現在のオフィスに例えれば共同キャビネット内の書類と個人机の引き出しの中の書類との関係にあたろうが、現在と違って必要な書類を御用箱や手文庫に置いて利用することにならぬ問題はなかったと思われる。

なお、東蔵は元締として他の手附・手代を統括する役割を負っていたので、宛所が複数手附・手代の連名になっている文書（B・18・⑥・⑧、B・36・③、等）は東蔵が代表して受け取ったと考えられるし、他領や他の幕府代官所の役人から送信された文書も東蔵が代表して受領したと見られる（B・45・①、B・50、等）。また、任務

に際し作成された御用書類も含まれる。木銭・米代帳（A・910、等）は、手附・手代が在出時に滞在先へ宿泊費・食事代を支払ったことを証明してもらう書類で、出張費は代官所入用と呼ばれる公費から支出されるため必ず作成された。田中東蔵関係文書中の木銭・米代帳は東蔵の出張にかかるもののみでなく他の手附・手代分も含まれている。おそらく元締である東蔵が支出の監査を行ったために、同僚が提出した木銭・米代帳が東蔵の手元に残されたのであろう。

B 職務の必要から江戸に運んだ倉敷代官所文書

田中東蔵関係文書で注目すべき点として、慶応三年（一八六七）五月に東蔵が倉敷から江戸へ戻る際に、倉敷代官所文書の一部を持ち出していることが挙げられる。A項で紹介したのは東蔵が御用箱等に保管していた手元文書であり、代官桜井のあと倉敷陣屋付幕領を預かった但馬国生野代官横田新之丞へ引き継ぐ対象となる書類ではないので、江戸に持ち帰ったことも理解できる。しかし、これから紹介するのは、さきのたとえで言えば共同キャビネットに入れてあつた書類であり、東蔵の手元文

書の範疇に入らないものである。

まず挙げたいのが「御物成米銀納払大積明細帳」の控である（元治元年～慶応二年分、A・1・4・6・11～14）。納払大積明細帳とは、代官所で一年間に幕府御蔵や御金蔵に納めるべき米金を記し、村方へ渡す米金も払分として記し、収支勘定の予定額を報告する書類である。その年の年貢・取り立て米金および村方渡し米金が確定した時点で、年貢皆済前の十二月（翌春の場合もあり）に幕府勘定所に提出する¹⁶。納払大積明細帳の場合、勘定所に提出する本帳の控が代官所で作成されており、実際、飛騨郡代高山陣屋文書や葦山代官所文書にも納払大積明細帳の控が確認される。但し、高山陣屋文書や葦山代官所文書中の納払大積明細帳控では日付・差出・宛所記載が省略されているのに対し、田中東蔵関係文書中の納払大積明細帳控の半数には日付ならびに差出「代官桜井久之助」・宛所「御勘定所」記載があり、かつ割印が押されているという相違がある。割印は「桜井役所」の文字が刻まれたαタイプと印文判読不能なβタイプとがみられる。双方とも大ぶりの印で、個人印ではなく役所印である。割印があるということは、東蔵が個人的に筆写した

文書ではなく、勘定所に提出した本帳に対応する役所控であることを示す。前掲文久三年下野国真岡代官の引継演説書では納払大積明細帳写（≡控）は引継文書の一つに指定されている。幕末期においては、交代時に引き継ぐ文書の種類に代官間の違いはほとんどないと考えられる。つまり、後任代官に渡されるはずの大積納払明細帳控が東蔵の個人文書に混じっていることをどのように理解したらよいだろうか。

支配幕領の年貢を納入し勘定所から確認を受ける年貢勘定は、その年に担当した前任・後任双方の代官に責任が所在する。そのため慶応三年分の倉敷代官支配幕領の年貢については元締であった東蔵が江戸で幕府への報告をとりまとめたと考えられる。こうした事務処理は代官自身が行うのではなく手附・手代が実質的に差配して代官の承認を得る方式を取っていたと見られるので、東蔵はまさにその作業にあたったと推測される。旗本桜井の拝領屋敷内に設けられた倉敷代官江戸役所は慶応三年五月段階で解体した建前となるが、残務処理のため役所空間の欠如した役所機構が残存していたといえよう。

田中東蔵関係文書中の大積納払明細帳控には付箋・朱

筆・小印（上下五ミリ程の小型印）等が多数あり、他の帳簿と数字の照合作業をした痕跡が認められる。小印は「○にタ」の印文のものも含まれ、これは田中のタを示す可能性が高い。出張陣屋の笠岡分を含め大積納払明細帳控があるのは、慶応三年分の書類を作成する上で参考にするために倉敷代官所から持ち出したのではなからうか。これらは幕府勘定所における年貢勘定が済めば後任の代官長坂半八郎方に渡される予定であったと考えられる。ちなみに前掲真岡代官の引継演説書では納払大積明細帳写を江戸で引き渡すことが指示されている。ところが政局は十月の大政奉還以来の混乱状況で、結局、引き継がれるべき書類が渡されず仕舞いだったのではないかという推測が成り立つ。

納払大積明細帳控のほか、倉敷代官所の正式な控として作成された文書のうち東蔵が江戸へ運んだ文書に伺書控がある（B・1・2・14・24）。伺書は幕府勘定所の判断を仰ぐ際に提出する文書で、代官所側で作成した伺書に勘定所の回答が付札等で示されて戻ってくる。戻ってくるとそれは伺書でなく証文となる。高山陣屋文書や葦山代官所文書では、勘定所から戻ってきた文書が「置証

文留」の表紙をつけた豎冊仕立てで合綴されているのを見ることができ^⑦。しかし、田中東蔵関係文書中にあるのは勘定所に提出した伺書の控であり、大積納払明細帳控と同様に桜井役所の割印が押されている。田中東蔵関係文書中の伺書控は、長州への御進発関連費目について御入用（＝代官所公費）から支出することの伺いを立てる勘定組伺書と御入用立方伺書が過半を占める。なぜ東蔵が江戸へ持ち帰ったのかを考えると、御進発入用は例年にはない特別経費であり、代官桜井方で責任を持って勘定所との会計処理を行わなければならないという事情により、倉敷代官所にそのまま書類を置かず、元締の東蔵が江戸に運んで処理を続けたのだと考えられる。その証左に御進発入用関係書類は、糧秣の運送を差配した地域の惣代庄屋等から提出された「御運送諸品書上帳」等の関連書類と一括で持ち帰っている。

なお、慶応三年秋冬に江戸で作業を行う必要があつて持ち出したと推測される納払大積明細帳控や御進発入用関係の伺書控の他にも持ち出した代官所文書がある。数冊の「御普請目論見帳」控（B・11・12、B・43）と「御用金請払帳」（A・8）がそれにあたる。御普請目論見帳

控は川除御普請の幕府への申請にかかる書類で、役所印のある正控だが、なぜ東蔵がこれを荷物に入れたのかは不明である。また御用金請払帳は代官所御用金の出納帳簿で、合点・付箋・小印が多数あり、役所内で実際に使用していた帳簿であることは間違いない。これを持ち出した理由も確かには説明できないが、慶応三年五月までに整理しきれなかった御用金の貸借関係があったのかもしいれない。掛屋の倉敷村大橋平右衛門との金銭のやりとりが多数記されているのが象徴的である。

C 東蔵の私的文書について

ここまで述べてきたように、田中東蔵関係文書は①倉敷代官所元締手附として受領した文書、②職務の一環として作成した文書、③倉敷代官所文書のうち必要があったて江戸に運んだ文書の大きく三種で構成されており、書状など東蔵のプライベートな活動を示す文書はほとんど含まれていない。

なお筆者は、以前に他の幕府代官所役人文書を分析した経験から、手附・手代文書の基本要素は、情報収集志向の結果としての代官所文書の筆写物や、手附・手代仲

間に流布していた代官所勤務マニュアルともいべき書物であったと考えている¹⁸⁾。しかし、田中東蔵関係文書においてこのタイプはA・20「検法秘鑑之内書抜」に限定される。書状類も自身のキャリアアップのための文書も欠く理由はなぜかと考えて思い当たるのは倉敷陣屋襲撃事件である。事件では東蔵の長屋も焼失した。この時、東蔵の私的な文書は失われてしまったのではないだろうか。もちろん明治期に散逸した可能性もあるが、事件の影響により、慶応二年四月以降に受領・作成した東蔵の手元文書を中心に残存する結果となったのではないかと考えられる。

おわりに

慶応三年（一八六七）五月、倉敷代官手附の任務を解かれた東蔵は、引越荷物の中に、今後使用予定がある倉敷代官所文書と、役所で合綴し袋に収めて手元に置いていた書類を入れて旅路についた。このときなぜ彼は手元書類まで一緒に運んだのだろうか。遠江国中泉陣屋から倉敷陣屋へ移った際持っていた反故帳簿は、再利用しようとの明確な目的があった。しかし、倉敷から江戸に持

ち帰った手元書類―村方から倉敷代官所に提出された願書・届書、東蔵が作成したメモ類―は再利用に適さない。当時の東蔵の意図は推し量れないが、彼の行動の結果、倉敷代官所文書のライフサイクルの一端がこうして判明したことを強調して本稿を締めくくりたい。

注

- (1) 田中東蔵関係文書は東京大学史料編纂所において「田中家諸留」(維新史料引継本Iは・八八六・A)と「田中家文書」(維新史料引継本Iは・八八六・B)の二つの文書群として管理されているが、もともと一まとまりであったと考えられる。本稿では便宜上、両者を合わせて「田中東蔵関係文書」と記す。本文書群は史料編纂所の前身が大正六年(一九一七)に購入したものである。
- (2) 『県令集覧』は幕府御用を勤めた江戸の書肆出雲寺万次郎の出版物で、村上直・荒川秀俊編『江戸幕府代官史料』(吉川弘文館、一九七五年)に翻刻がある。
- (3) 倉敷陣屋襲撃事件の詳細については『新修倉敷市史 第四巻(近世下)』(二〇〇三年)等を参照した。
- (4) 『岡山県大百科事典』(山陽新聞社、一九八〇年)、『岡山県史 第八巻』(一九八七年)による。
- (5) 愛知県庁文書・秋田県庁文書等における旧藩引継文書の所在が知られている。保管・廃棄のせめぎ合いをめくつては、明治期山口県庁における旧萩藩記録の管理動向を追った山崎一郎

「毛利家文庫の形成過程と文書群構造」(『山口県文書館研究紀要』三七、二〇一〇年)が参考になる。

- (6) 岐阜県歴史資料館所蔵。館ホームページで目録が閲覧できる。
- (7) 静岡県伊豆の国市江川文庫所蔵。江川文庫文書は、葦山代官所文書のほか旗本江川家文書・近代江川氏関係文書等の複数の発生母体からなる。江川文庫書目録は、国文学研究資料館データベースから検索できる。
- (8) 幕府代官所をめぐる文書行政の全体像を示そうとした論文に三野行徳「幕府代官所における公文書行政の成立とその継続的運営」(大石学編『近世公文書論』、岩田書院、二〇〇八年)がある。これに拙稿「伊豆葦山江川家文書の史料群構造の特質」(『国文学研究資料館 平成16年度〜平成21年度研究成果報告 アーカイブズ情報の資源化とネットワークの研究』、人間文化研究機構国文学研究資料館)での分析を合せて以下を記述している。
- (9) 『栃木県史 史料編近世3』(栃木県史編さん委員会、一九七五年)所収。
- (10) 拙稿「柴橋代官所詰手附の遺した村山郡幕領関係史料」(『西村山地域史の研究』二八号、二〇一〇年)、拙稿「幕府代官手代の職分の継承と職務情報蓄積―代官手代文書の検討を通じて―」(『論集さんせい』第三五号、二〇一三年)。
- (11) 遠江国豊田郡の村の文書が多い。一つの横帳文書を解体した一枚一枚ではなく、少なくとも九点以上の反故文書を使用している。
- (12) 鈴木亀二「浦賀奉行所の「反故分け」について」(『日本歴史』二四六、一九六八年)。
- (13) B・20・①もその一部で、反故文書の綴じを崩して再利用

しなかった分と考えられる。

(14) B・21・⑧ (B・39と離れているが関連書類) に「御出役田中東蔵様」とあるので、東蔵自身が出向いたことが分かる。

(15) 安藤博編『徳川幕府県治要略』(赤城書店、一九一五年)中の「役所要具之図」に、代官役所で用いられた御用箱や草文庫の絵が描かれている。

(16) 大野瑞男「幕府勘定所勝手方記録の大系―幕府財政史料の類型論序説(その二)―」(『史料館研究紀要』第六号、一九七三年)。

(17) 伺書が証文に変化して機能する流れについては、福田千鶴「江戸幕府勘定所と代官所の史料空間―勘定所系「伺書」のライフサイクルをめぐって―」(福田千鶴『江戸時代の武家社会』公儀・鷹場・史料論、校倉書房、二〇〇五年、所収) 参照。

(18) 前註10参照。

(ともしり まいこ) 早稲田大学エクステンションセンター非常勤講師)

別表 田中東蔵関係文書目録

史料番号	標題	年月日	差出→宛所	備考	形態
A-1	備中国子御物成米銀納払大積明細帳(元治元年分)			谷点・朱筆訂正	堅冊
A-2	(諸代官支配所における江戸・大坂御蔵納高・金蔵納高等の書上)				堅冊
A-3	駿河国・遠江国子御物成米金其外納払大積明細帳	元治2年2月	伊奈半左衛門印→御勘定所	表紙割印「伊奈役所」、付箋訂正	堅冊
A-4	備中国丑御物成米銀納払大積明細帳 笠岡附(慶応元年分)			表紙・裏表紙見返し割印α	堅冊
A-5	子御廻米運賃請取(備後国尾道御廻米・芸州広島御廻米に付)	慶応2年5月	備中国小田郡村々惣代笠岡附庄屋 生長平十郎(印)(他2名)→桜井久之助様笠岡御役所		堅冊
A-6	御代官所・当分御預所備中・讃岐・美作国子御物成米銀其外納払大積明細帳(元治元年分)	元治2年	桜井久之助印→御勘定所	史料末尾天部割印α2点。付箋・貼紙・小印	堅冊
A-7	御米拝借証文	慶応2年8月	倉敷村庄屋助勤仁左衛門(印)(他6名)→倉敷御役所		堅冊
A-8	御入金請払帳(倉敷役所内御用金出納帳簿)	(寅4月~11月)		合点・小印・付箋	堅冊
A-9	木銭米代帳(備中国在出時)	寅12月	桜井久之助手附田中東蔵		堅冊
A-10	木銭米代旅籠帳(備中国在出時)	(寅12月)	桜井久之助手附田中東蔵		堅冊
A-11	備中国寅御物成米銀納払大積明細帳(慶応2年分)			小印・合点・付箋	堅冊
A-12	備中国寅御物成米銀納払大積明細帳 笠岡控(慶応2年分)			朱筆・付箋・合点	堅冊

A-13	御代官所・当分御預所備中・讃岐・美作国五御物成米銀其外納払大積細帳(慶応元年分)	慶応3年	桜井久之助印→御勘定所	付箋・朱筆。表紙割印α。表紙天部割印β	監冊
A-14	御代官所・当分御預所備中・讃岐・美作国實御物成米銀其外納払大積細帳(慶応元年分)	慶応3年	桜井久之助印→御勘定所	付箋・朱筆・小印。末尾に割印α	監冊
A-15	木代米代渡帳(倉敷より江戸までの道中分)	卯5月(5月～7月)	桜井久之助元手附田中東藏		監冊
A-16	旅籠帳(亀戸村等江戸近郊を廻村宿代)	(辰9月23日～29日)	田中東藏		監冊
A-17	関東筋村々郷村見分御用一件留	明治元年11月	(租税司附風) 田中		監冊
A-18	旅籠帳(下総・安房・上総国廻村時)	(辰11月～12月)	租税司附風 田中東藏		監冊
A-19	高附(人数附・親類書等雛形)	明治2年4月	関口三平(他)		監冊
A-20	檢法秘鑑之内書抜(手附・手代の職務マニュアル)		田中		監冊
B-0	(綴表紙) 子年御進発御入用一件留			B-1～6まで一括	(綴) 監冊
B-1-①	去々子年広島御用立米請取渡并御賄掛手下代下役其外御手当被下方向書(他)	慶応2年2月	桜井久之助印→御勘定所	日付天部割印α	監冊
B-1-②	去々子年芸州広島御用立米并出張役々御賄御用中御入用立方向書	慶応2年2月	桜井久之助印→御勘定所	日付天部割印α	監冊
B-1-③	御進発二付広島其外出張役々御賄向其外諸御入用御勘定組向書	慶応2年	桜井久之助印→御勘定所	割印αあり。朱筆・合点	監冊
B-2-①	子年御進発御入用一件留	(慶応2年)	桜井久之助印→御勘定所	日付天部割印αあり	監冊
B-2-②	大竹左馬太郎支配中之分(御進発二付予州松山江相向候軍目付水野采女外式入江引渡候根米其外之儀二付取計方向書、他2点)				監冊
B-2-③	御進発二付鍋田三郎右衛門より引渡候芸州広島御用意米其外御勘定組之儀二付取計方向書(他5点)				監冊
B-2-④	御進発二付備後国尾之道御廻米地船運賃渡子御勘定組向書(他3点)	(慶応2年)	桜井久之助印→御勘定所	割印α	監冊
B-2-⑤	御進発御入用仕上之儀二付演説書	丑12月	倉敷御役所→江戸御役所	割印α	監冊
B-3	芸州広島御賄仕上二付元済并見合可相成書類写			割印α。多数の見出し(インデックス)	監冊
B-4-①	(御進発御用に付芸州広島へ積み廻し品取調書付、写)				監冊
B-4-②	当御支配様御運贈諸品書上帳写	元治2年5月	浅口郡阿賀崎新田村庄屋安八朗→倉敷御役所		監冊
B-5-①	先御支配様御運贈諸品書上帳 写(長州戦争の食糧・物資を運った運賃の倉敷御役所宛宛請求書写)	元治2年5月	浅口郡阿賀崎新田村庄屋安八朗→倉敷御役所		監冊
B-5-②	御運送諸品書上帳 備中国都宇郡村々	(慶応2年) 寅8月	都宇郡村々惣代日畑村庄屋儀一郎(印)(他1名)→倉鋪御役所		監冊
B-6-①	御進発御用御買上物代書上帳 窪屋郡	(慶応2年) 寅8月	窪屋郡村々惣代倉敷村庄屋助助仁左衛門(印)(他1名)→倉敷御役所		監冊
B-6-②	御進発御用御運贈諸品書上帳	慶応2年8月	浅口郡阿賀崎新田村庄屋三宅安八郎代兼片島村庄屋健藏(印)→倉敷御役所		監冊
B-7	追申送 別申送書 三口(代官引継演説書写、桜井久之助元手附田中東藏他1名より生野代官横田新之丞手代菊池屋作へ引継の旨注記あり)	子12月	大竹左馬五郎印→桜井久之助殿	(表紙付箋)「別申送書」(割印αあり)	監冊
B-8	丙寅初夏 會子城日記(倉敷陣屋襲撃事件の聞き書き)	(慶応2年)			横帳
B-9	御進発掛諸入用取調割賦帳 取調立会場勝北郡広戸村之内市場分(西北條郡・勝北郡村々割合)	慶応2年11月	美作国西北條郡寺和田村庄屋小瀬彦左衛門(印)(他38名連印)→倉鋪御役所		横帳
B-10	御進発掛入用一村限差引帳 取調立会場勝北郡広戸村之内市場分	慶応2年11月	美作国西北條郡寺和田村庄屋小瀬彦左衛門(他38名)→倉敷御役所		横帳
B-11-①	美作国村々用水井堰其外御普請所之義二付申上候書付	卯3月	桜井久之助印→御勘定所	表紙天部割印α	監冊
B-11-②	美作国川除其外寅春御普請所目論見帳	慶応3年2月	桜井久之助印→御勘定所	表紙天部割印α	監冊
B-12	美作国村々用水井堰其外寅春御普請所目論見帳	慶応3年3月	桜井久之助印→御勘定所	日付天部割印α	監冊
B-13	倉敷より大坂江出役諸入用御勘定仕上(木銭・米代・人馬入用金受取)	卯10月	直江喜平治(印)→逸見小十郎殿、田中東藏殿、直江喜平治殿	表紙割印α	監冊
B-14	備中・讃岐・美作国村々丑御物成米麦大豆代寅御勘定組向書(他、複数の方書類写し)	(慶応3年)	(桜井久之助印→御勘定所)	史料末尾割印β	監冊

B-15	屋敷拝借之義奉願候書付(明治維新期屋敷拝借地関係書類写)	(明治元年)			「御普請役田中東藏」	監冊
B-16	関東筋村々御林見分取調之趣申上候書付(下書)	(巳正月)	租税司附屬	田中東藏		監冊
B-17	(松山領備中国上房郡有漢村長右衛門関係事件取調書下書)					監冊
B-18-①	拝借証文之事(写、置米拝借)	(慶応2年)寅8月	窪屋郡浜村庄屋富太郎印(他5名)→倉敷御役所			状
B-18-②	御米拝借証文之事(写、夫食米として置米拝借)	慶応2年8月	倉敷村小前惣代百姓清次郎印(他6名)→倉敷御役所			状
B-18-③	覚(米値段書上)	慶応2年4月18日	浅草屋宇助(印)(他2名)一村御役人中			状
B-18-④	「書状」(異林の者に付農兵繰り出しの旨)	12月29日	吉田英之介、近沢茂藏→逸見小十郎様			状
B-18-⑤	奉差上受取書之事(備中国哲多郡蚊家村新田御検地帳下げ渡しに付)	慶応3年4月16日	(蚊家村)庄屋幸一郎(印)→倉敷御役所			状
B-18-⑥	覚(江戸御役所へ差し立て御用銀を船に積み入れに付)	慶応2年10月	大阪屋賞次郎(印)→逸見小十郎様、田中東藏様、直江喜平次様	(端裏)「御用銀差立目録」		状
B-18-⑦	覚(作州吉野郡粟井中村米値段報告)	慶応元年12月	作州東北條郡知和村庄屋実藏(印)→倉敷御役所			状
B-18-⑧	「書状」(阿賀郡宮地村より昔部村辺百姓人気立ち、寄合等致すに付往進)	12月5日	服部福輔、三浦泰郎、高野文五衛門→田中東藏様、逸見小十郎様、直江喜平治様			状
B-18-⑨	備府之儀奉願候書付(暫時出役中のところ帰府期日に付)	寅8月	中村雅一郎	包紙共		状
B-18-⑩	(倉敷周辺村々絵図、略図)			墨筆のみ。写カ		鋪
B-18-⑪	(倉敷周辺村々絵図、領知記載あり)			朱筆あり		鋪
B-19-①~④	(租税司勤役関係史料)	(明治元年)		細目録省略		鋪一
B-19-⑤	乍恐書上(御進免御用に付出精の庄屋らの名前申し上げ)	寅11月	植田武右衛門(印)→田中東藏様			状
B-19-⑥	(浅口郡阿賀崎新田村百姓久兵衛、進免用途金上納に付其身一代苗字御免進書写)	寅3月				状
B-19-⑦	(御用にて知事事へ罷り出た際、知司事衆へ片苗字にて切紙差し遣わすのは相成らざる旨達し)	巳3月	租税司→附屬中			状
B-19-⑧	覚(置米・広島廻米等俵敷書付)	(子年)			朱筆合点・小印	状
B-19-⑨	出府道中雜用勘定仕上(写)	卯10月	田中東藏→逸見小十郎殿、田中東藏殿、直江喜平治殿		朱筆合点・「田中」「○夕」小印	監冊
B-19-⑩	出府道中雜用勘定仕上	卯10月	田中東藏→逸見小十郎殿、田中東藏殿、直江喜平治殿			監冊
B-20-①	覚(掛塚湊船賃銭・船場諸入用等村入用書上)	文久3年3月	当(中泉)代官所遠州豊田郡掛塚村(組頭3名他87名連印)			監冊
B-20-②	大坂金奉行江御断之義申上候書付(倉敷村庄屋大橋平右衛門ら上納金五千両大坂金藏納に付)	卯4月	桜井久之助印→御勘定所	日付天部割印β		状
B-20-③	払(広島廻米等に付覚書)	(寅)				監冊
B-20-④	窪屋郡村々御物成米之内御囲米欠減改手帳	(6月7日~12日)				横半
B-20-⑤	(御進免御用に付別段骨折の者書上、下書)	11月	倉敷役所→大坂御役所			監冊
B-20-⑥	覚(丑~寅年分御進免入用金等勘定覚、下書)					監冊
B-21-0	(袋)「子置米拝借願一件」				「文久四年子三月去亥貯穀小前帳豊田郡舟村」の反故使用	袋
B-21-①	(窪屋郡村々子宿々用意置米取調書上)				朱筆・付箋・合点多数	監冊
B-21-②	覚(子年置米の内塩屋・戸田屋・郡屋等への渡し分書上)					状
B-21-③	(倉敷村等への渡米書付)					状
B-21-④	覚(置米・欠米の内渡内訳書上、丑10月改分)					状
B-21-⑤	覚(難渋人に扶持米給付に付入用米等見込書付)	寅5月				状
B-21-⑥	手帳(御用中メモ類)	(丑)	田中			横半
B-21-⑦	(倉敷村百姓名前書カ)					状

B-21-⑧	乍恐以書附御敷願奉申上候 (阿賀郡皆部村百姓亦右衛門が早鐘を鳴らして八幡宮に小前を集めた事件に付吟味猶予願)	慶応2年9月	右村庄屋惣兵衛 (印) (他10名) → 御出役田中東藏様	状	
B-22-0	(袋) 「秣調ニ付書付」			某村見付畑書上帳の反古使用	袋
B-22-①	秣取調査上帳	慶応2年6月	哲多郡村々役人惣代花木村庄屋吉兵衛 (印) → 倉敷御役所	賢冊	
B-22-②	秣取調査上帳	慶応2年6月	阿賀郡下皆部村庄屋惣兵衛 (印) → 倉敷御役所	賢冊	
B-22-③	乍恐以書付御届奉申上候 (阿賀郡御用秣広島へ積み廻しに付)	慶応2年5月	阿賀崎新田村役人惣代庄屋三宅安八朗 (印) (他1名) → 倉敷御役所	状	
B-22-④	乍恐以書付御届奉申上候 (阿賀郡御用秣海岸まで川下げに付)	(慶応2年) 寅6月8日	阿賀崎新田村役人惣代庄屋三宅安八朗 (印) (他1名) → 倉敷御役所	状	
B-22-⑤	秣送り状之事 (秣660貫船積出帆)	慶応2年5月26日	備前国児嶋湊出役同人手附長谷川良助 → 芸州広島御用先板井久之助手代逸見小十郎殿	状	
B-22-⑥	乍恐以書附奉申上候 (芸州広島行御用秣運賃金書上)	慶応2年7月11日	窪屋郡浜村庄屋富太郎 (印) (他1名) → 倉敷御役所	状	
B-22-⑦	乍恐以書付御届奉申上候 (芸州広島行御用秣運賃金書上)	慶応2年6月	浅口郡阿賀崎新田役人惣代庄屋三宅安八朗 (印) (他2名) → 倉敷御役所	状	
B-22-⑧	覚 (秣玉島渡へ着船届)	慶応2年6月	阿賀郡皆部村庄屋惣兵衛 →	状	
B-22-⑨	奉請取金子之事 (芸州広島廻り秣運賃金受取書複数点の写し)	慶応2年3月	(讃岐国小豆島草加郡村役人惣代年寄長左衛門 → 倉敷御役所)	賢冊	
B-23-0	(袋) 「川下賃五里外賃御勘定組書物」			反古紙使用 (判読不能)	袋
B-23-①	元治元年子御廻米御割賦写書上帳 美作国西北條郡・東北條郡・勝北郡	(元治元年)			賢冊
B-23-②	子御年貢御廻米 (阿賀郡江戸大坂廻米俵数等書上)				賢冊
B-23-③	覚 (江戸大坂廻米俵数等のメモ)			「田中」小印	状
B-23-④	去々子御廻米割賦写 備中国哲多郡十ヶ村	慶応2年10月			賢冊
B-23-⑤	阿賀郡村々川下賃金書上)				賢冊
B-23-⑥	去々子御年貢御廻米書上 賀陽郡村々	(慶応2年) 寅10月	賀陽郡村々惣代苔山村庄屋万藏 (印) (他1名) → 倉敷御役所	賢冊	
B-23-⑦	(窪屋郡安江村田畑定免高反別書上)			朱筆・合点・付箋・書き入れ	賢冊
B-23-⑧	(杉谷村田畑定免高反別書上)			朱筆・合点・付箋・書き入れ	賢冊
B-23-⑨	(西北条郡寺和田村田畑定免高反別書上)			朱筆・合点・付箋	賢冊
B-23-⑩	乍恐以書附奉敷願候 (窪屋郡外4郡村々御年貢米のうち置米を石代上納印せつけられたき旨)	(慶応2年) 寅2月	窪屋郡村々惣代倉敷村庄屋大橋平右衛門 (印) (他7名) → 板井久之助様倉敷御役所	状	
B-24-0	(袋) 「備中国村々去ル子御物成之内宿々用意置米残所御弘之義何書」			文久2年9月「今川要作御代官所信濃国伊那郡片桐村之内前澤高反別小前帳」の表紙反古使用	袋
B-24-①	備中国村々去ル子御物成之内宿々用意置米残所御弘之義何書	慶応3年3月	板井久之助印 → 御勘定所	日付天部割印β	賢冊
B-24-②	御吟味書 (御進登につき宿々御用意置米今般御弘入札値段に付)	(慶応3年) 卯3月8日	当御支配所備中国阿賀郡実村庄屋助勘左衛門 (印) (他3名) → 倉敷御役所	状	
B-25-①~②	(品川歩行新宿旅館屋関係史料)	(近世中期)		細目録省略	一
B-26-0	(袋) 「屋敷高取調ニ付礼書付」			村方百姓連印文書の反古使用	袋
B-26-①	乍恐以書附御届奉申上候 (当月10日御陣内異変の節御警衛に罷り出て死亡した金藏他2人宅地取調)	寅4月	右金藏親類善兵衛 (印) (他3名連印) → 板井久之助様倉敷御役所	状	

B-26-②	乍恐以書附奉申上候(窪屋郡中島村庄屋 舒太郎忰定太郎、倉敷陣屋御警衛に出て いたが、4月10日に賊徒押し入り、討死 に付)	寅4月	右舒太郎(印)→桜井久之助 様御役所	状
B-26-③	乍恐以書附奉申上候(字山之辻百姓と兵 衛持屋敷地につき取調、下書カ)	寅4月晦日	当御代官所備中国浅口郡乙 島村役人惣代庄屋助勤時之 助→桜井久之助様御役所	状
B-26-④	乍恐以書附御届奉申上候(陣屋泊番に出 ていて4月10日浪士駄の者に殺された 倉敷村百姓3名に付御届)	寅4月	倉敷村年寄月番新右衛門 (印)→桜井久之助様倉敷御 役所	状
B-26-⑤	乍恐以書附御届奉申上候(浅口郡乙嶋村 百姓と兵衛屋敷地取調)	寅4月	右村役人惣代庄屋助勤時之 助(印)→桜井久之助様御役 所	③とは文面異なる 状
B-26-⑥	居屋数字畝高書上帳	慶応2年5月	(美作国西北条郡寺和田 村)年寄清左衛門(印)→倉 敷御役所	堅冊
B-26-⑦	居屋数字畝高書上帳	慶応2年5月	(美作国勝北郡新野山形 村)役人惣代庄屋伴治(印) →倉敷御役所	堅冊
B-27-0	(袋)「御先別兵糧米仕訳書付」			「文久二年長上郡 半場村村入用帳」 表紙反古使用
B-27-1	乍恐以書附奉申上候(芸州広島廻し白米 兵糧米御造高請取、残高預かりに付)	寅6月2日	浅口郡阿賀崎新田村庄屋格 年寄菅谷半十郎(印)→倉鋪 御役所	状
B-28-0	(袋)「倉敷村出生寅吉と申者之儀二付 秋元家より拵合一件」			「差上申五人組手 形之事」反古使用
B-28-①	(安政2年に倉敷村欠落、上州館林へ行 き、盗みを働き召し捕らえになった倉敷 村寅吉の罪状等書上)	寅4月9日		堅冊
B-28-②	【書状写】(寅吉一件に付)	5月9日	伊藤重三郎、武藤林一→秋 元但馬守御内押田六兵衛殿	日付太郎割印α 堅冊
B-28-③	【書状】(寅吉入帳有無問合せ)	5月6日	押田六兵衛→武藤林一様、 伊藤重三郎様	状
B-29-1	(鉄砲に撃たれ死亡した人の届書)	(寅4月)		三枚綴り。B-2 9は袋なし・綴り なし
B-29-2	(疵受死人書上)			堅冊
B-29-3	備中国倉敷陣屋異変始末見分吟味御届書 (死人疵状懸書上下書、百姓・足輕・手 附長谷川仙助・郷士)			堅冊
B-29-4	御見分書(浪士乱妨事件、類焼被害等下 書)			状
B-29-5	宛(米酒代金受取書類写)		(浜屋・浅草屋等→)	状
B-29-6	【倉敷陣屋絵図】(浪士乱妨事件被害個 所記入あり)			鋪
B-29-7	【長谷川良助口上書】(異変の経緯に 付)	寅4月	長谷川良助(印)→	状
B-29-8	【直江喜平治口上書】(浪士事件状況に 付)	寅4月	直江喜平治→	状
B-29-9	御見分書(浪士事件での倉敷陣屋被害状 況、焼失・破損等、下書)			堅冊
B-30-0	(袋)「岡山領新聞に付拵合一件」			「文久四年貯穀小 前帳 豊田郡北鹿 島村」の反古使用
B-30-①	(天城地先・児島粒江地先等試作所に付 岡山藩郡目付下役と田中東蔵対に付)	(6月6日)		状
B-30-②	【書状】(当領分児島郡沙入川試作所に 付絵図面等差し出しの旨)	8月15日	(岡山藩郡目付伏屋三郎右 衛門下役)小原澄太郎→田 中東蔵様	状
B-30-③	(新開場所絵図面)			彩色
B-30-④	(新開場所絵図面)			墨筆
B-31-0	(袋)「年寄役入書面」			遠江国豊田郡寺谷 新田百姓反別書上 の反故使用
B-31-1	差上申一札之事(今般年寄役仰せつけら れるに付)	慶応2年6月19 日	当代官所備中国窪屋郡倉敷 村庄屋大原与兵衛伴太原幸 三郎(印)(他6名押印)→倉 敷御役所	状
B-32-①~ ⑩	(租税司附属勤役、上総・下総国御林見 分関係史料)	(明治元年)		細目録省略
B-33-0	(袋)「倉敷陣屋焼失一件書類」			某村村入用帳の反 故使用

B-33-①	忬恐以書付奉申上候(陣屋警衛に出ていた窪屋郡中島村庄屋舒太郎倅定太郎、陣屋乱妨事件で死亡に付疵所書上、死骸は引き取りの旨届)	寛4月10日	右(中島)村庄屋五左衛門(印)→倉敷御役所	状
B-33-②	忬恐以書付奉申上候(陣屋警衛に出ていた窪屋郡中島村庄屋舒太郎倅定太郎、陣屋乱妨事件で死亡に付疵所書上、死骸は引き取りの旨届)	寛4月10日	右(中島)村庄屋五左衛門(印)→倉敷御役所	①と同文同内容 状
B-33-③	忬恐以書付御屋奉申上候(陣屋泊番に出ていた倉敷村百姓代与兵衛倅慎太、陣屋乱妨事件より行方不明のところ、田中東藏長屋内奥之間押入込にて死骸発見に付)	寛4月	右(倉敷)村年寄新右衛門→倉敷御役所	状
B-33-④	(疵請死人倉敷村金藏・芳太郎疵所書上)			⑥の写し(差出・宛所なし) 状
B-33-⑤	(疵請死人倉敷村金藏・芳太郎疵所書上)	寛4月	右金藏親類善兵衛(印)、同芳太郎親類光太郎(印)、右村役人年寄月番新右衛門(印)→倉敷御役所	状
B-34-0	(袋)「倉敷御取締出張役々御賄向渡一件」			「文久三年寅三月去戌村入用帳 遠州豊田郡川袋村」反古紙使用。額田郡月村の役銭割帳の反故も使用 袋
B-34-①	(寅年4月～6月分目付・徒目付・小人目付・千人頭等の上下賄入用書付)			登録
B-34-②	覚(上下14人他賄入用27両余)	寛6月2日	水沢達三郎→	状
B-34-③	(雇人足札)		御使番川村五十次郎内本信作(印)→	状
B-34-④	(人足札、倉敷より庭瀬まで人足2人)	寛8月8日	佐々井半十郎手代福田又左衛門(印)→	状
B-34-⑤	(目付・徒目付・小人目付名前書上、福山表にて4月中賄い分)			状
B-35-0	(袋)「本陣其外普請絵図」			文久三寅年三月某村定使入用割賦帳の反故使用 袋
B-35-①	(倉敷陣屋図面、普請指し図カ)			鋪
B-35-②	稲荷山山頂并中段之図(旧社地・新社地の位置を示す)			鋪
B-35-③	(陣屋建物図面略図)			鋪
B-35-④	(倉敷陣屋敷地内、本陣・役所以外の周辺建物位置図)			鋪
B-36-0	(袋)「江戸御用帖 笠岡來共入」			反故紙ではなし 袋
B-36-①	御入用請取証文(進発御用・株代金并運賃金下渡し銀受取)	寛8月	窪屋郡村々惣代倉敷村庄屋助勤仁左衛門、浜村庄屋富太郎→倉敷御役所	登録
B-36-②	(阿賀郡村々去々子宿々用意置米書上)	(寅年カ)		状
B-36-③	[書状](御用米斗立に付)	寛6月7日	堀尾賢藏(印)→田中東藏殿、直江喜平次殿、伊藤重三郎殿	状
B-36-④	去々子御物成宿々用意置米之内所御払下之義伺書(下書)	慶応3年	桜井久之助印→御勘定所	登録
B-36-⑤	去々子御置米并改勘定書	寛5月	賀陽郡杉谷村庄屋与右衛門(印)→倉敷御役所	登録
B-36-⑥	(賀陽郡村々白石浜蔵詰米高書上)			状
B-36-⑦	(備中国各部分株代・株運賃等書上)	(寅)		朱筆照合あり 横半
B-36-⑧	(窪屋郡子置米書上)			状
B-36-⑨	覚(作徳米代金、米代金書付)			状
B-36-⑩	御貯麦御払代御貸附利銀々御勘定組伺書(写)	元治元年8月	大竹左馬五郎印→御勘定所	下札あり(寅8月付、倉敷御役所→江戸御役中宛書状写) ⑩の付属書類 登録
B-36-⑪	玄御貸附元帳之内書抜(貸付金・貸付対象者下庄村陸太郎・栗坂村太郎左衛門・宮地村儀七・栗村左田八太郎他書上)			登録
B-36-⑫	忬恐以書付奉願上候(美作国勝北郡広戸村と同郡近藤村・奥津川村の御林山利用に関する張訴状、作州高円村徳太郎方生野代官旅宿に張訴)	慶応2年9月	作州津山御領分、土屋采女守御領分、山城守領分、生野御支配所、倉敷御支配所右郡々百姓→生野・倉敷両御代官様	(封紙付箋)「郡中惣代御屋御取替可被下候」 登録
B-36-⑬	(都宇郡尾道江戸廻米高等書上)			状

B-36-14	覚(賀陽郡村々江戸廻米・置米高書上)	寅4月	賀陽郡惣代吉村庄屋瀬助(印)、苔山村庄屋万蔵(印)→	状
B-36-15	覚(窪屋郡村々御年貢米置米仕訳書上)	寅4月	窪屋郡村々惣代浜村庄屋富太郎(印)→倉敷御役所	状 (端裏「子年置米調二付見合書物」)
B-36-16	覚(子年宿々置米書上、窪屋郡・都宇郡・賀陽郡・阿賀郡年貢置米)	寅4月	窪屋郡村々惣代浜村庄屋富太郎(印)(他各郡惣代計7名連印)→倉敷御役所	状
B-36-17	〔書状〕(郡中村々取下場并年季不相一件其外村方書類一条に付、必要書類等提出の旨)	(寅)8月29日	井戸善蔵→吉田君様	状
B-36-18	乍恐以書付奉申上候(去子年江戸御廻米の内御用置米として白石浜に囲い置いた御米欠減改めに付)	慶応2年6月	賀陽郡村々役人惣代吉村庄屋瀬助(印)、杉谷村庄屋与右衛門(印)→倉敷御役所	状
B-36-19	乍恐以書付奉申上候(賀陽郡村々子物成置米白石浜蔵詰欠米・払米分取調書付)	慶応2年4月	賀陽郡村々惣代杉谷村庄屋与右衛門(印)→倉敷御役所	状
B-36-20	乍恐以書附奉申上候(子置米減石高書付)	寅5月	都宇郡村々惣代西尾村庄屋善三郎(印)、徳芳村庄屋源造(印)→倉敷御役所	状
B-36-21	差上申一札之事(西国往還高屋宿人馬繼立当分助郷村々人馬を遅滞なく差し出す旨請書)	慶応2年8月	備中国小田郡西浜村役人惣代庄屋久我左四郎(印)(他13名連印)→笠岡御役所	状
B-36-22	覚(去丑置米当時相場書上の雛形)	寅6月	倉敷村米仲買→倉敷御役所	状
B-36-23	覚(御用に付阿賀崎新田村へ罷り越す日数2日手当金下渡し、請取)	寅10月	讃州女木嶋庄屋見習伝二郎(印)→倉敷御役所	状
B-36-24	以書附敬願奉申上候(凶年に米穀高値小前渡世難しきに付貯穀貰い請けたく八幡宮に集合・早鐘の件、御出役後吟味を受け後悔の旨、文面察カ)	慶応2年9月12日	小前名面→	状
B-36-25	乍恐以書附奉申上候(子年江戸廻米の内御用意置米仰せつけられた玉島湊閉置米欠け減り改めに付書上)	慶応2年6月	(当分御預所備中国阿賀郡井尾村外三ヶ村)右村々役人惣代玉嶋湊浜詰実村庄屋助勤元左衛門(印)→倉敷御役所	状
B-36-26	乍恐以書附奉願上候(金300兩、郡中入用に付御貸付金のうち臨時拝借開済に付)	寅6月	倉敷村植田武右衛門(印)→倉敷御役所	状
B-37-0	(袋)「高松・津寺役場より買米渡方二付添願願」			某村小前連印部分の反故紙使用
B-37-1	乍恐以書付奉願上候(当村小前売渡米を原古才村他で買ひ付けたが、花房知行所等が津留をし迷惑に付、花房・柳原役所へ添翰なしたされたま旨)	寅5月3日	倉敷村清次郎(印)(他2名連印)→倉敷御役所	状
B-37-2	覚(津寺蔵米60俵引替証文写)	寅2月25日	加茂三軒屋与左衛門印→留家屋九郎右衛門殿 取次	状
B-37-3	(米90俵引替証文写、仲買藤兵衛買分)	丑11月2日	高松蔵印→	状 年番小嶋次郎兵衛・関野清兵衛印あり、大橋善右衛門奥書
B-37-4	(米90俵引替証文写、仲買藤兵衛買分)	丑10月朔日	高松蔵印→	状 年番小嶋次郎兵衛・関野清兵衛印あり、大橋善右衛門奥書
B-37-5	(高松・津寺より買米書付)	(丑)		状
B-37-6	〔書状〕(倉敷村清次郎他2名が知行所原古木村中買藤兵衛から買った蔵米を津留のため引き渡さない件に付、倉敷村小前売渡米なので藤兵衛へ渡すよう申し付けた旨)	(寅)5月4日	関野清兵衛、小嶋次郎兵衛→田中東蔵様、逸見小十郎様、直江喜平治様	状
B-38-0	(袋)「非人無宿林蔵儀、同庄吉より金子其外預り始末吟味伺書類老冊 外大竹左馬太郎役衆文通壱通 寅十一月四日来」			五人組帳前書反故使用カ
B-38-1	〔書状〕(無宿林蔵一件に付、村役人吟味詰何書を差し出すよう評定所掛衆より談に付、戸川家家来へ掛合のうえ口書を取り、御回し下されたき旨)	10月12日	大竹左馬太郎役所森戸十郎、渡辺勝三郎、小磯錠助、関口謙之進、中村孝之進→桜井久之助様御役所武藤林一様、伊藤重三郎様	状

B-39-①	乍恐以書附御奉申上候(弥右衛門が氏神八幡宮で釣鐘を鳴らし、小前の者を呼び集めて強訴・徒党がましきことを取り工むに付)	慶応2年9月9日	(下皆部村)庄屋忠助(他8名村役人一同)→倉鋪御役所	B-39は袋なし	状
B-39-②	(メモ・下書類)				状
B-39-③	乍恐以書付御注進奉申上候(下皆部村八幡宮一件、御出役御出張のうえ頭取の者を召し捕らえ、始末吟味下されたき旨)	寅9月8日夜	赤馬村庄屋宗吉(印)、下皆部村庄屋忠助(印)→倉敷御役所		状
B-39-④	(八幡宮一件関係者長右衛門・作三郎他9名の取調書、下書)			巻紙に薄墨で記す	状
B-39-⑤	(御用状写、下皆部村弥右衛門欠込訴に付)			B-39-⑥と同文(差出・宛所なし)	状
B-39-⑥	(御用状、下皆部村弥右衛門欠込訴に付、弥右衛門は大勢集まるうち重立の者と聞こえるので手鎖・宿預け申付ける旨)	9月10日	直江喜平治(印)、逸見小十郎(印)→田中東藏殿	日付天部割印β	状
B-40-①	慶応二年丙寅二月美作国津山米相場付	慶応2年2月朔日	津山町大年寄玉置源五兵衛(印)(他2名)→御町御奉行所	松平三河守内津山町奉行増見伊妻の奥書	堅冊
B-40-②	慶応二年丙寅五月美作国津山米相場付	慶応2年5月朔日	津山町大年寄玉置源五兵衛(印)(他2名)→御町御奉行所	松平三河守内津山町奉行増見伊妻の奥書	堅冊
B-40-3	〔書状〕(城下津山町米値段書を進上する旨)	8月24日	増見伊妻→逸見小十郎様、田中東藏様、直江喜平次様	一3は綴から外れ。(端裏)「津山 九月朔日来」「文久三年寅三月去戌村入用帳 遠州豊田郡小川村」の表紙反古使用	状 袋
B-41-0	(袋)「穢多強壯のもの名前書上」				袋
B-41-1	穢多強壯之者人数書上帳	慶応2年6月	庄屋源造(印)→倉敷御役所		堅冊
B-42-0	(袋)「御賄諸品相場書」			村方小前連印の反故紙使用	袋
B-42-1	覚(味噌・梅干・干草・大豆等諸品値段書上)	寅4月	倉敷村庄屋助勤仁左衛門(印)→倉敷御役所		状
B-43-①	備中国井倉村用水覚寅寅春御普請目論見帳	慶応元年	桜井久之助印→御勘定所	B-43は袋なし。日付上に割印α	堅冊
B-43-②	御請(井倉村用水覚寅寅春御普請目論見帳、普請沙汰に及ばざるに付帳面御下げの旨御請)	寅5月28日	桜井久之助手代飯村安次郎印→	日付上に「桜井役所」割印α	状
B-43-③	釜上申御受書之事(井倉村用水覚普請、当年は沙汰に及ばれがたき旨下知に付)	慶応2年7月	哲多郡井倉村役人惣代大竹村庄屋保右衛門(印)→倉敷御役所		状
B-44-0	(袋)「御軍勢御誂道具御買上品書入」			某村去戌年中村入用帳反故紙使用。「備中倉敷陣屋絵図」袋として使用ののち貼紙で新たな上書を付す	袋
B-44-1	覚(樽・手提・柄杓等品名・品数書上)			別紙「広島御遺銭取調」を貼付	状
B-44-2	〔書状〕(浪士事件落着につき過刻御用状にて申し進めた廉見合わせに付)	(慶応2年)4月15日	岡地謙一郎→田中東藏殿、直江喜平治殿		状
B-45-0	(袋)「都宇郡日畑村佐太郎外四拾叁人撫川領出作年貢米不納之義二付面納方類一件 寅十一月」			村方小前連印の反故紙使用	袋
B-45-①	〔書状〕(撫川領出作人宇都郡日畑村の者共年貢不納に付利害依頼)	12月27日	岡田織衛、難波藤太夫→田中東藏様、逸見小十郎様、直江喜平治様		状
B-45-②	〔書状〕(撫川領出作人年貢不納一件、御役所へ呼出し、御威光をもって取り直し下されたき旨懸合)	12月27日	岡田織衛、難波藤太夫→直江喜平治様		状
B-45-③	願書并名前書上写(出作人年貢米不納一件、42名名前書あり、名前の者心得方科明を願ひ出る)	慶応2年12月	日畑村庄屋覚五郎印、下撫川村庄屋八藤太印、中撫川村庄屋仙左衛門印、右大庄屋純一郎印→御役場		堅冊
B-46-0	(袋)			子3月14日「中泉御役所」宛帳面反古紙使用	袋
B-46-①	乍恐以書付奉候上候(大坂表金相場大高下につき年貢銀納仮相場は御賢考の上御指図下されたき旨)	寅9月	掛屋大橋平右衛門(印)→御役所		状

B-46-②	大坂金相場書上(8月20日～9月2日分)	寅9月5日	掛屋大橋平右衛門→		状
B-47-0	(袋)「牢屋掃除之節出候品申立書付」			小前連印の反古紙使用	袋
B-47-①	乍恐以書付奉申上候(牢内損所修繕掃除箇所・品物に付番人より申し出取御書上)	寅5月	倉敷村植田武右衛門(印)→倉敷御役所		状
B-48-0	(袋)「倉敷村役人ニ付差出候書類」			遠江国豊田郡東雲名村関係史料反古紙使用	袋
B-48-①	年寄入札人頭飛呂井(町別に百姓名と年寄に推薦する人物の名が書いてある)				横帳
B-48-②	覚(梅干直段書上、御買上げの場合は20日までに沙汰下されたき旨)	5月11日	年番日下如平→倉敷御出動中		状
B-48-③	乍恐以書付奉願上候(特病疝痛・腹痛回復し難いので年寄役御免仰せつけられたき旨)	寅5月	窪屋郡倉敷村年寄水沢遠三郎(印)→倉敷御役所		状
B-48-④	乍恐以書附奉願上候(近來麻痺の症状起り話・手足不常弊に付、保養したいので年寄役御免願)	慶応2年5月	(倉敷村年寄) 小山安右衛門(印)→倉敷御役所		状
B-48-⑤	年寄入札取調覚(入札結果報告、大原孝三郎が最多得票に付)	慶応2年5月	窪屋郡倉敷村年寄水沢遠三郎(印)(他村役人8名連印)→倉敷御役所	植田武右衛門奥印	状
B-48-⑥	乍恐以書附御届奉申上候(病氣・差支等にて倉敷村役人の出勤人数少ないため年寄役増員仰せつけられる、高持百姓入札取り調べたとこと別紙の通りの旨)	慶応2年5月	窪屋郡倉敷村百姓代弼兵衛(印)(他15名連印)→倉敷御役所	植田武右衛門奥印	状
B-48-⑦	乍恐以書附奉願上候(眼病にて盲目同前に付年寄役御免願)	慶応2年4月	倉敷村年寄義之丞(印)→倉敷御役所	植田武右衛門他8名奥印	状
B-49-0	(袋)「生江浜村百姓源蔵儀無沙汰二村方江立戻居候由届」			文久4年3月「中泉御役所」宛貯穀小前帳の反古紙使用。袋と中身不対	袋
B-49-1	乍恐以書附奉申上候(作州津山など私領所向々騒立以來人心不穩、田淵村では小前が氏神に寄り集まる事件も発生、心痛なので御出役様廻り取締下されたき旨)	寅12月5日	(当御代官所備中国哲多郡老宗村ほか9ヶ村) 田淵村庄屋鶴蔵(印)→倉敷御役所	(端裏)「出役願備中国哲多郡村々」	状
B-50-0	(袋)「上下陣屋より広島御廻米積廻二付地船雇付方頼越候一件」			「元治元年三月貯穀出候小前帳豊田郡大番村」の反古紙使用	袋
B-50-①	〔書状〕(長州・防州へ諸家人数差向けに付鍋田支配所高屋宿繼人馬として倉敷支配所窪屋・浅口・都宇郡村々より正人馬を差し出すよう掛け合ったが、差しださず宿方難決の旨)	6月15日	鍋田三郎右衛門手代大塚作蔵→倉敷田中東蔵様、逸見小十郎様、直江喜平治様		状
B-50-②	〔書状〕(鍋田支配所備中国年貢米玉嶋湊備置米を広島表へ廻漕の旨達しの処、玉嶋湊地船弘底差支えに付、倉敷より広島行き御用空船への積み入れ可能か問合せ)	6月26日	大塚弥市郎→田中東蔵様、逸見小十郎様、直江喜平治様		状

註 本表は、東京大学史料編纂所蔵「田中家諸留」(A群)「田中家文書」(B群)の細目録を示したものである。
・史料番号のうち0番は袋を示す。○番号は綴文書の構成文書を示す。○なし番号は綴られていない文書となる。
・差出・宛所欄の(印)は印鑑が押されている文書、印は印の字が書かれている文書を示す。
・朱筆・付箋・合点・小印等が多数見られる文書については備考欄に示した。
・備考欄の割印αは「桜井役所」印文の役所印、割印βは印文判読不能な篆書体印文の役所印である。
・明治初年租税司附属勤役関係文書(約20点)ならびに田中東蔵が何らかの筋から入手したと考えられる代官伊奈半左衛門支配品川宿関係文書(A-25、22点)は紙幅の関係上、目録掲載を省略した。

倉敷商家の相続をめぐる遺娘の訴え

—寛政五年稲葉屋うたの場合—

定兼学

はじめに

一 発端

先稿で、女性が事件に関わっている十八世紀の事例紹介をした^①。引き続き、十九世紀の事例をと考えていたところ、十八世紀の事例が岡山大学附属図書館所蔵小野家文書のなかに、もう一点みつかった。寛政五年（二七九三）に広島屋宗兵衛が、稲葉屋の一人娘のうたから訴えられたことに対する返答書である。この返答書から倉敷商家の相続をめくり、娘がどのような訴えをしているのかをみたいと思い紹介することにした。

倉敷商人の相続問題については、かつて紹介したことがあるので、それとの関係で読むこともできよう。

主役の稲葉屋うたは、安永元年（二七七二）に出生した。母は翌年死に、父六郎右衛門も病身であって、安永三年（二七七四）に死ぬ。稲葉屋はまだ乳児といってうたのみとなった。そこで、うたは、備前国邑久郡尻海村の母の実家に預けられた。当時奉公人を三人抱えて商売していた稲葉屋の名跡は、本家の広島屋宗兵衛がうたの成長まで預かることになった。

その後、うたが成長した寛政五年（一七九三）、宗兵衛に対してうたが稲葉屋の名跡を返して欲しいと願ったのが発端である。

二 おもな登場人物

このうたの訴えに対して広島屋宗兵衛は反論する。それが今回紹介する史料である。ここに登場するおもな登場人物について、簡単に箇条書きしておこう（順不同）。

広島屋宗兵衛 祖父の宗兵衛の時、うたの祖父・藤左衛門が広島屋から分家し、稲葉屋を立てる。

稲葉屋六郎右衛門 うたの父、安永三年（一七七四）十一月十九日死去。死亡時に稲葉屋の元帳面は成羽屋与三右衛門へ預けられ、三人いた稲葉屋の厄介人は天明五年（一七八五）年までに追々死去した。

うたの母 安永二年（一七七三）死去。尻海村吉兵衛娘であつたが牛窓村奈良屋是介娘として六郎右衛門に嫁ぐ。

尻海村吉兵衛 うたの祖父、神坂氏。うたを養育。

成羽屋与三右衛門 六郎右衛門の家督田畑を引き受け、元帳面を預かる。毎年立会勘定（広島屋宗兵衛と関屋十左衛門とともに）する。寛政元年（一七八九）病死。

岡山の塩屋宇三郎 うたが、稲葉屋名跡を尻海村吉兵衛仲介で預けた人物という。これに対し、宗兵衛は、うたの話は偽という。

彦五郎 備前国赤坂郡穂崎村（赤磐市）藤右衛門二男。

うたと夫婦にするため、宗兵衛が養子に貰う。宗兵衛は、将来彦五郎に稲葉屋名跡を継がせるため、寛政四年（一七九二）正月より商売見習をさせるが、二月、宗兵衛方に奉公している太兵衛と不祥事を起こし、尻海村へ行き、稲葉屋の身上を要求する。うたを連れだし、尻海村から福島村、彦崎村へと移動する。

太兵衛 広島屋宗兵衛に奉公するが、彦五郎に入れ知恵する。

広島屋儀兵衛 寛政四年六月七月ごろから悪事たくらみ、十二月に役所へ訴え、翌正月七日うたの使いとして宗兵衛に雑言をいう。儀兵衛の親半七は児島郡広江村の者で、六四、五年前に稲葉屋に奉公していた。

尻海の松屋武右衛門妻 うたの伯母。

おわりに

この争いは、翌年決着し、稲葉屋は彦五郎が当主となっている。⁴

この史料から、商人の相続実態や女性の問題を一般化することはできないが、当主亡き跡、幼い一人娘を養家

にあずけながら、本家は分家の経営をバックアップして
いたことがわかる。養子に迎えた彦五郎と一人娘うたを
めあわせようとした「情愛」もうかがえる。しかし、そ
れは宗兵衛の言い分から想像するだけであり、彦五郎と
うたの関係、さらにはうた自身の性格等も考察したいと
ころである。しかし、ここでは何とも判断しようない。

ともあれ、うたは彦五郎に利用されてこのような事態
になったとするのは短絡的である。うたは、稲葉屋の家
名・家職を相続するキイパーソンであり、人質ではない。
うたと彦五郎をささえる稲葉屋周辺の人物がいた。その
ような状況のなかで史料上に登場したうたは、当時の「た
くましい」女性の一端を示しているといってもよいだろ
う。

また、この時期倉敷村では村政主導権をめぐり新興商
人（新緑）が旧勢力（古緑）と対立していた。広島屋は新
緑に属し、勢いある商人であった。⁽⁵⁾ 相続問題と村政問題
とは位相が異なることとはいえ、同時代の間関係はそ
う簡単に弁別できるものではない。新緑派内部は一枚岩
ではないという観点から新緑古緑騒動を再考することも
提案しておきたい。

注

- (1) 拙稿「十八世紀後半倉敷の庶民女性が絡んだ事件の資料」『倉敷の歴史』二二号、二〇一二年
- (2) 拙稿「十八世紀後半倉敷商人の相続模様」『倉敷の歴史』五号、一九九五年。同「十九世紀前半倉敷商人の相続模様」『倉敷の歴史』七号、一九九七年。ともに拙著『近世の生活文化史―地域の諸問題―』清文堂出版、一九九九年に収録。
- (3) 広島屋宗兵衛、成羽屋与三右衛門、関屋重左衛門ともに倉敷義倉創設時の古義衆メンバーに名を連ねている（倉敷市史第三冊 一〇三〇～一〇三二頁）。
- (4) 岡山大学付属図書館所蔵小野家文書四八四六「口上」によれば、広島屋宗兵衛は、寛政五年十二月に下済とすべく、宗兵衛の弟嘉蔵をうたを養育した尻海村神坂氏に派遣し、翌年四月十八日彦五郎に田畑や諸道具を引き渡している。
- (5) 『新修倉敷市史4近世（下）』二八五頁の表五六、寛政五年新緑の人々に名を連ねる。

（さだかね まなぶ 岡山県立記録資料館長）

史料

※翻刻にあたり、欠字・平出は配慮していない。

岡山大学付属図書館所蔵小野家文書三二二一

（端裏書）「いなはやうたの掛り候広島や宗兵衛の差上候返答

書并書面共式通扣 丑八月

」

乍恐返答書奉指上候

一私祖父宗兵衛代稲葉屋藤左衛門分家仕、孫うたゞ
私相手取訴訟奉差上候ニ付、返答書仕候様被仰付、
承知奉畏左ニ奉申上候

一うたゞ申上候ハ、私父六郎右衛門義、安永三年年
死去仕、母義も同二巳年死去仕候節ハ、私幼年ニ
付六郎右衛門任遺言備前国邑久郡尻海村吉兵衛ハ
母方親類ニ付、此方へ引取撫育仕罷在候由申上候

此義六郎右衛門妻備前尻海村吉兵衛娘、牛窓
村奈良や是介娘ニ致、式拾三ヶ年以前安永元
辰年囉ひ引請申候、只今之うたゞ出生仕、其後
六郎右衛門義中風ニ而病身ニ罷成居申処、翌
巳年うたゞ才ノ年母病死仕、六郎右衛門義ハ
病身者ニ御座候ニ付、小児養育難相成、右ニ
付六郎右衛門・私兩人ハ相頼尻海村神坂吉兵
衛方へ指遣式拾ヶ年之間役介ニ罷成申候、左
候ヲ六郎右衛門遺状ニ而親類之者共、ハ相頼候
と申上候段相違仕候、遺状ハ巳三月ニ御座候、
六郎右衛門病死仕候ハ、翌午十一月十九日ニ
而御座候

一六郎右衛門死後家督田畑広島屋宗兵衛方へ親類相
談之上預ヶ居候段申上候

此義甚偽、左様之義ニ而無御座候、則六郎右
衛門乍病中手前遺状等も御座候通、家督田畑
之義ハ成羽屋与三右衛門・関屋十左衛門・私
共三人之者引請支配仕候、其後毎年立会勘定
いたし、私預リニ相成候ハうたゞ并十左衛門・
与三右衛門当証文相渡シ置、外者共江預ヶニ
相成候分ハうたゞ并私当証文預ヶ置紛敷義無御
座候、然所関屋十左衛門義十五ヶ年以前病死
仕、同人引請田畑無抛私引請世話仕申候、尚
又其後成羽屋与三右衛門義安永三年年ハ寛政
元酉迄十六ヶ年之間世話仕候処是又三ヶ年以
前病死仕、是又只今ニ而ハ私引請ニ相成三ヶ
年世話仕居申候、右躰之義私立入引請、田畑
世話仕候と申上候義甚心得違と奉存候

一有銀并家財等宗兵衛方へ親類相談之上預候様申上
候

此義うたゞ三才之年殊ニ尻海表居申候而其節之
義何ヲ以申候哉、六郎右衛門死後親類・縁類

一同立会相談之上有物吟味致候所、漸々有銀百式拾匁計、七五錢百五拾匁程御座候、死場入用も足不申、何茂相談之上古道具等相払其節入用相濟申候、然ニ其節有銀有之様申上候段、甚不埒至極ニ奉存候、親類一同立会殊元帳面并田畑三人引請、元帳面成羽屋与三右衛門預ケ置申候、左候へハ紛敷義無御座候、然所家付役介人三人御座候、当時致方無御座、家守致させ申候、右三人之者共も九年以前已年迄追々病死仕候、其後家も借屋ニ仕申候、然所うた義も尻海表ニ而追々致成長縁家之者共一同相談之上引戻し、名跡相統致させ度申ニ付、うた帰り候而も古キ家及大破住居難相成、相談之上表通建直、裏廻り取繕仕、私引請西正月の十二月迄一ヶ年之間毎日參世話等いたし、誠ニ私普請ニ候ハ、左様相詰候義仕間敷、六郎右衛門存命之内より相頼置候事、其上分家之義対先祖へ無限世話仕申候

一尻海村吉兵衛取計ニ而備前岡山塩屋宇三郎与申者江預呉、則宗兵衛・私兩人当証文有之候へ共、宗

兵衛取置相渡し不申、元利仕候へハ式拾貫目余ニも相成可申由申上候

此義決而左様之義私存不申、稲葉屋名跡銀岡山塩屋宇三郎江預候義、決而無御座候、銀子取替不申ニ哥私当証文可相渡様無御座、殊尻海村神坂吉兵衛取次与申義不寄存も義ニ御座候

一親類中相談之上、宗兵衛計ヲ以、去々亥年備前国赤坂郡穗崎村藤右衛門悻彦五郎与申者貫請、私妻合呉候段申上候、最早三ヶ年ニ相成候へ共、不埒成義是迄毛頭無御座由申上候

此義大偽ニ而御座候、私分家六郎右衛門存命之内ハ相頼候ハ、今日も難計病身者ニ候へハ、うた義ハ貴殿娘と存世話仕呉候様相頼、其段承知之趣申候、然所うた義尻海表ニ而廿ヶ年世話ニ罷成、最早引戻し六郎右衛門名跡相統も致させ度、親類一同立会相談之上養子囉ひ可申相談致候、然所備前赤坂郡穗崎村藤右衛門二男彦五郎と申者囉ひ申間敷哉と申故、承合候処相成之者之様ニ相聞、一昨亥八月当村

沢屋政右衛門与申者ヲ以、私子分ニ所望致候
処、早速承知之趣申越九月私方より少々祝義
物等指遣シ其後十二月十一日私方へ引請、う
た義も其節尻海表の私方迄引戻し同月末私
分家稲葉屋江指遣し置、翌正月私の彦五郎へ
申聞候ハ、是迄ハ其方百姓之身分殊ニ若者ニ
候へハ売買事存不申并当地風俗不存者ニ候へ
ハ、此方店江毎日參商売見習候様申聞其方も
追々商内等不仕而ハ渡世難相成候間、左様相
心得可申旨其段承知之趣ニ御座候所、未当村
帳面ニ入不申内、昨子二月初の彦五郎儀若
者故彼是心得違有之ニ付、私の色々申聞候へ
共、相用不申ニ付、親類之者共色々申聞候へ
共、是又思敷無御座、尚又彦五郎兄穂崎村友
三郎与申者呼寄、私兩人ニ而彦五郎へ申候ハ、
第一宗兵衛方へ召仕候下代太兵衛与申者人柄
悪敷宗兵衛方店ニ而少々間違事も有之、右ニ
付途中致候者毎日引寄、何相談致候哉、決而
不相成、尚又商内等見習ニ私方へ參候様兩人
段々申聞、其外心得違之事共無之様申聞候所、

其節ハ得心之様ニ申候へ共一向何事も相用不
申ニ付、去子四月六日尻海神坂吉兵衛方江呼
寄何か申聞候所、承知之趣ニ而罷帰り、其後
十日頃彦五郎の書面ニ而申遣ハ、罷帰り相考
候所、私・うた共不得心ニ候間、断書状差遣
シ候趣ニ付、吉兵衛甥佐兵衛与申者指越、仲
人政右衛門兩人のとも色々申聞候所、縁家之者
共江預置候稲葉屋身上相渡呉候様相頼、兩人
共未此家江移り候而、三、四月ニハ相成不申ニ
左様之義取計候義得不仕、左候ハ、何分尻海
表江兩人共參候様申談候ニ付五月十一日当地
出立ニ而同十二日尻海江參、祖父・祖母・伯父・
伯母其外縁家之者何か申聞候所、十三日夕何
レへ參候哉兩人共見へ不申ニ付縁家之者共一
同私方へ寄合数日到逗留、所々相尋心配無限
何ら一向相知不申、然所前書申上候私方途中
仕候福島村太兵衛抱舞候由、其後備前兎島郡
彦崎村へ兩人共数日隱置相知不申、漸々同廿
一日相知太兵衛江段々懸合兩人共其夕当村文
長と申者參同道ニ而稲葉屋江連帰申候、右ニ

付縁家之者共一統相談仕候者迎も不所存者之
彦五郎ニ候間、離別仕候外も無之、うた江も
其段寄合居申縁家之者共一同申聞せ候、左候
時ハ宗兵衛子分ニ囉ひ候彦五郎ニ候間、私ノ
離別致候段同廿五日世話人政右衛門ヲ以穂崎
村彦五郎親藤右衛門方へ申遣し彦五郎へも離
別之趣政右衛門其段申聞候

一 其後右彦五郎・太兵衛兩人ノ相頼候哉広江屋義兵
衛与申者去六、七月頃ノ色々悪事相工、既去十二
月ニも御役所江義兵衛書付ヲ以御願申上、其節双
方御尋も有之候上、書付御取上も無御座最早廿九
日ノ事故稲葉屋正月飾等致居候ヲ、御役所ノ罷帰
り其夕取捨ケ様之義も兩人取計と奉存候、私後見
ニ候へハ歎敷次第ニ奉存候、既私方当正月七日大
般若御祈祷仕大勢出家参居申中江、うた使と申儀
兵衛参、雑言彼是申心外千万奉存候へ共、元来百
姓之身分致方も無御座残念至極ニ奉存候、当盆前
私義病中相勝レ不申、店世話等も得不仕引込居申
中江、七月十三日事ニ候へハ、在方町内諸請引等
大勢参居申所江、義兵衛度々参大声ニ而雑言表江

人立夥敷仕候義、家内一同心外千万奉存候、是以
致方も無之漸々隣家之者共色々申聞帰り申候、御
上江奉掛御苦勞置、其上御穩便中何事もひつそ
仕中江大勢人立致候様成義、甚心得違と奉存候、
尚又先頃内度々御訴訟申上候由是又御取上も無御
座趣奉承知候、然所当八日尚又御願申上候ニ付、
私義御召出御座候処、相勝レ不申候ニ付、早速得
罷出不申御日延御断奉申上候

一 右儀兵衛親半七八児島郡広江村者ニ御座候処、う
た祖父藤左衛門代六十四、五ケ年以前二ケ年計下
男召仕候者ニ御座候、右稲葉屋暇遣候後家持仕候
処半七仕合宜身上も段々立身仕候処、右儀兵衛代
江相成不埒者故わづか之間ニ身上も仕損親半七と
ハ違不所存者故、うた親六郎右衛門存命之内ノ寄
せ不申既ニうた帰り候而も参不申、彦五郎離別後
去子六、七月時分ノ入込大切成名跡銀他人之義兵
衛・彦五郎取出シ候工計仕、右銀受取候而如何仕
候哉不審ニ奉存候

一 儀兵衛稲葉屋家大切ニ存候者ニ候ハ、うた式拾
ケ年之間尻海表へ長年参居申内一度も相尋候義無

御座、其上私方へもうた数度參致逗留候事共も御座候得共、相尋候義一向無御座、私引請式拾年之間稲葉屋之義ニ付、如何相成候哉与相尋候儀無御座候、左候而長年出入不仕儀兵衛此度うた召連何角御訴訟申上候義甚不埒至極奉存候、若キ女何事も存不申ヲ色々と悪事計申聞せ候義と奉存候

一うた式才之年を式拾年之間尻海表江參、祖父・祖母世話ニ罷成誠ニ親之恩を深キ祖母、昨子八月末より大病ニ付、私方うた方へも相知せ早速私方がハ見廻ニ參候処、うた方ニ而ハ悪意者計寄合病氣ハ偽ニ而うたヲ呼寄候と相心得、早速參不申、見届ニ久五郎与申者遣候所、同人罷歸り実病と申由ニ付、九月七日うたが尻海松屋武右衛門妻者うた伯母ニ而同人江うたが申遣候ハ、先達而不埒ニ而御地歸り候へハ、神坂氏之機嫌之程如何可有御座哉御尋申、其上ニ而參申度与申遣、右伯母が申越候ハ、拙者一了簡難及、此方大病人取込之中ニ候間、早速見廻候義ハ宜共得不申遣、其趣何茂江申聞せ可申、尤參候而宜候ハ、態飛ヲ以可申遣与返事故置、然所病人祖母申候ハ、うた儀ハ如何致候哉逢

申度由申ニ付、早速夜通九月十八日態飛ニ而參候様伯母が申越候所、如何大心得違候哉參不申、然所同廿五日右祖母病死仕、右ニ付早速様子うた江も申遣候所野辺江も參不申、今以廟參も不仕如何大心得違候哉、右躰之義もうた一存共不奉存、儀兵衛・彦五郎指留差遣し不申事与奉存候

一昨子正月親類之者共一同相談之上新家持之事ニ候得者過分入用も有間敷、一ヶ月為小遣七五錢五拾匁外二季三百匁渡、扶持方米并薪入用次第相渡し候ハ、渡世も參可申と何茂申ニ付、右之積りうた江も申聞候処、随分宜与申候処、初ハ随分右積り通りニ而相濟居申所、去七、八月頃より不所存者儀兵衛・彦五郎取計ニ候哉、物入等夥敷相増候由、既所々ニ而借銀等も出来候趣、只今之様子ニ而ハ取難繼相見へ申候、誠ニ対先祖江式拾ヶ年之間致後見潰シ候様相成候而、歎敷次第奉存候、前書奉申上候通不所成儀兵衛・彦五郎兩人共立入候而ハ家難相立、御慈悲ヲ以參不申様被仰付被下候ハ、難有奉存候、左候ハ、六郎右衛門名跡百姓相續出来可申候、うた義も式拾ヶ年之間尻海表ニ

而致成長候間、同所江指遣シ祖父・伯父・伯母此上何角与申聞セ申度、縁家之者共一同申候、只今ニ而ハ他人之悪事計工候様成者計入込何角うたへ申聞候事与奉存候、何共歎敷次第与奉存候、御慈悲ヲ以若キ女之義ニ御座候間、心得違之程被仰付、尻海表江參相談も致候様被仰付被爲下置候ハ、難有仕合奉存候

一うた儀兵衛差添、当月六日私方へ參、うた申候ハ、小兎入帳御願被下候様相頼申ニ付、私方申ハ其方勝手次第いつニ而も村役人迄願、帳面ニ入候様取計可申与申候、尚又うた申候ハ名跡銀相渡候様申候、此義私申候者、若キ女之事其方老人居申所へ大切成名跡銀難相渡、其段相考可申候、其上手前計預り居候名跡銀ニ無之縁家之者共も預り居申候得ハ、一同不同心之義故、得相渡不申趣申ニ付帰り申候、然所私ヲ相手取、娘同意存長年世話仕候うた義、此度御訴訟申上候義誠に恩ヲあてて報とやら申義、ケ様之義かと奉存候、扨々歎敷次第対先祖江無限儀と奉存候、不寄存も御上様江御苦勞奉掛候段奉恐入候

右奉申上候通相違無御座候、此上御尋之義も御座候ハ、乍恐口上ニ而可奉申上候、以上

寛政五年丑七月

倉敷村広島屋

宗兵衛印

野口辰之助様

御役所

口上

一從御上御意御座候ニ付、度々御利害被仰聞候ニ付親類縁類一同寄合色々相談致候処、彦五郎義離別致候而者（た）哥（た）彼是難儀之趣申由、左候得者

此義彦五郎義只今迄之通兩人とも稲葉屋ニ差置、扶持方小遣イ其外入用之物只今迄之通り相渡シ不自由無之様ニ取計可申候、彦五郎義元来宗兵衛子分ニ囉（た）ひ候同人ニ有之候間、當時宗兵衛方家内帳面ニ入置、二、三ヶ年もいたし、其上ニ而稲葉屋名跡ニ仕其節親類江預り候銀子并加徳田畑等も引渡シ申候ハ、哥申分ニ御座有間敷与奉存候、兩人共年若之者心得違之事共多

ク御座候得者、只今名跡并加徳田畑等引渡シ候儀者親類縁類一同不得心ニ御座候、儀兵衛悪事ヲ工ミ色々若キ女江申聞せ候得者、彼是狼狽心得違居申故、却而不便ニ存、親類一同相考相談致候趣申上候、此上致方無御座候

一是迄之通悪意計工ミ候儀兵衛、其外左様之類立入不申様乍恐御上ヨリ被仰付被為下候様奉願上候、無左候而者唯今迄之通り年若之両人之者ニ候へ者色々之義申聞せ悪事工ミ申候得者双方迷惑至極仕候、御慈悲奉願上候

一親類縁類一同申候者、彦五郎義年若之者ニ御座候間、是より気分相改參候時節之通、宗兵衛方へ毎日參商内見習候上、二、三年も相立候ハ、同人存寄商内等も為致可申候、只今ニ而者若キ者殊ニ途一風俗も不存、其上色々之者立入候得者商内為致候而者不勝手ニ相成可申親類縁類一同申候

一万事落付候上者、諸勘定致帳面哥へ見せ可申、其上ニ而右帳面私へ預り可申共又者哥へ可相渡共、親類縁類相談之上取計可申候

右之通ニ取計候ハ、哥ニ致候而も申分御座有間敷与

奉存候、万一此上不承知与申候ハ、彦五郎稻葉屋名前ニ致又候及出入、名跡銀取出シ候工ミ儀兵衛彦五郎取計ニハ有間敷哉不審ニ奉存候、於私ニ者存も不寄ケ様之儀出来致、先祖へ対シ其上世間躰不面目千万限り無御座候、右ニ付候而者一刻も早ク相濟候様取計申度ニ付、色々親類縁類及相談ニ候処、此上致方無御座趣、一同申候、以上

丑八月

広島屋

宗兵衛印

庄屋

孫太夫殿

倉敷市所蔵岡山県都窪郡倉敷町大森家文書

立石智章

はじめに

倉敷町^①は、明治二十四年（一八九一）から昭和三年（一九二八）にかけて存在した自治体名である。近世の倉敷村^②の系譜を引き、はじめ窪屋郡に属したが、明治三十三年より都宇郡と合併して都窪郡となり、郡役所が置かれた。当町は、倉敷紡績^③の発展に伴い織維の町^④として知られるようになり、文化的な活動においては大原孫三郎（一八八〇～一九四三）による倉敷日曜講演会の開催のような先進的な取り組みがみられた。昭和二年に万寿・大高両村を吸収して翌年に市制を施行、以後も市域を拡大しながら今日に至っている。

小稿で紹介する史料群は、都窪郡倉敷町のうち、旧倉

敷村の中心街である東町（現在は本町^⑤）で、近世から近代にかけて米穀商を営んだ大森家に伝来したものである。

一 大森家文書寄贈の経緯と整理状況

平成二十四年七月二日、大森久雄氏から、同氏所蔵の文書を倉敷市に寄附したので取りに来て欲しいと電話での申し込みがあった。同年七月二十三日、倉敷市総務課歴史資料整備室（以下、整備室と略す）の職員二名が同氏宅を訪れ、史料を受け取り、寄附申込書に署名・捺印を頂いた。渡された史料は、予め用意しておいた中性紙の文書箱及び段ボール箱に詰めて整備室に持ち帰った。

史料群の整理は、整備室職員が行った。従来、整備室では、史料群の原秩序を尊重した整理を行っている^⑥。し

かし、右に述べたように、受け入れの段階では既に原秩序が失われていたため、内容によって以下の六項目に分類（括りについては原秩序を尊重）のうえ箱の詰め替えを行い、一点毎の資料カードをとり、目録を作成した。

1. 大森一治日記資料
2. 大森一治筆記資料
3. 家政・交際関係
4. 大森家蔵書
5. 筆写資料（大森有平筆カ）
6. 収集資料

なお、資料カード作成は、平成二十四年十月二十五日から平成二十五年六月十九日にかけて行った。現在はこれをもとにした「倉敷市所蔵大森家文書目録」が完成し、整備室内に備え付けてあるので、目録の記載をもとに史料を請求することができる。

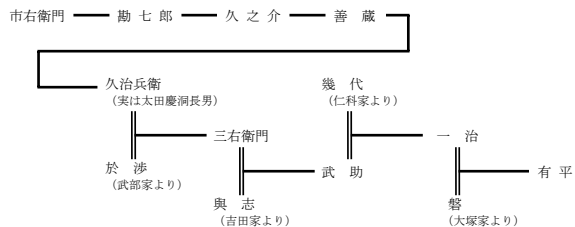
二 大森家と人物

——久治兵衛と一治を中心に——

帯江屋大森家は、近世以来倉敷村の本町（東町）に居を構えてきた。明和九年（一七七二）の「倉敷村町内小

前商売留帳」に「雑穀物并時質取申候 久之介」とあるのが同家のことと思われる。同家の系譜については、大森久雄氏によって纏められている⁽⁸⁾。筆者の側で特段追加すべき情報を持ち合わせていないので、それを参考に図1の略系図として纏めてみた。

図1 帯江屋大森家略系図



大森一治著・大森久雄注解『倉敷町史編輯日記』（手帖舎、2009）p.384～387をもとに作成

歴代のうち、特筆すべき人物は、近世中・

後期の久治兵衛（二八一九没）と、近代の「一治」（二八七七～一九三六）である。ここでは、この二人の事績を中心に、帯江屋大森家について見ていきたい。

帯江屋久治兵衛は、東町の沢島屋太平治（太田慶洞）の長男で、帯江屋勘七郎の甥に当たる⁽⁹⁾。明和六年（二七六九）発足した倉敷義倉が、天明八年（二七八八）六月に二度

目の義麦抛出を行った際、新たに義衆として加わった二十六人のなかに、帯江屋久平治（のち久治兵衛）の名が見える。久平治が抛出した麦三石（三ヶ年で相当分の銀を抛出）は、新義衆のなかでは最上位であった。¹⁰寛政元年（二七八九）十二月の「質屋仲間申合」¹¹に同人の署名が確認できる。

享和二年（一八〇二）十一月、帯江屋久治兵衛は、足守藩木下家を相手取り、召仕茂助を立てて江戸表に出訴している。原因は、帯江屋が足守藩から購入した四百四拾石分の米切手に対し、足守藩が蔵米を引き渡さなかったためであった。足守藩が帯江屋に発行した米切手は、現米の裏付けのない、いわゆる過米切手の類であったと思われる。なお、訴状のなかに、「雑穀類并少々宛質物取之渡世仕」と生業を記している。¹²

古禄派と新禄派による倉敷の村方騒動では新禄に属しており、寛政五年（一七九三）の申渡（写）¹³に窪屋郡倉敷村百姓久平治の名を見出すことが出来る。騒動の一応の示談が整った文政十一年（一八二八）以降、村役人は入札により選ばれるようになったが、久治兵衛の後を継いだ三右衛門は、天保期に百姓代を勤めた。¹⁵

一治は、久治兵衛の曾孫に当たる。家業の米穀商を営む傍ら疎梅山人の雅号で文芸活動に勤しむ。彼の日記からは、多くの漢詩や文芸批評を見出すことができる。

一治晩年の業績として逸することができないのが、倉敷町史（市史）編纂事業への協力である。昭和二年、万寿・大高両村が倉敷町に吸収されたのを機に倉敷自治顕彰会（原澄治会長）が発足する。同会は、町史編輯を企画し、永山卯三郎¹⁷に作業を依頼する。永山は、自身の代わりに菅正十郎¹⁸を推薦し、菅が主任として事業に当たることになった。この時、一治も囑託され、菅を補佐した。一治は、これより前から倉敷町史の必要性を感じ、倉敷共和会（会長大原孫三郎、副会長林醇平）に町史編纂を提議するも容れられなかった。以後、独力で史料蒐集を始め、「手帖博士」の異名をとったという。¹⁹

町史完成を見ることなく一治は没したが、昭和三十五年（三十九年）にかけて永山卯三郎を著者として刊行された『倉敷市史』のうち、文芸の分野は、一治の原稿に依拠したということを大森久雄氏は指摘している。²⁰

三 大森家文書の内容

大森家文書は、総数一二〇点から成る史料群である。以下、先述の目録分類に従い、史料群の概要について述べたい。

1. 寄贈者の祖父にあたる大森一治による日記類である。①明治三十四年四月一日から昭和十一年六月二十五日まで書き継いだ五十九冊の日記（以下、「日記」と表記する）、②倉敷の現況を克明に記録した「郷土現事記録」（全四冊）、③倉敷町史（のち市史）編纂に関する事件を抜き出した「倉敷町史編輯日記」（全三冊）などから成る。
2. 倉敷の歴史や文芸にまつわる史料や著作を一治が筆写したものと、一治の手書き原稿などから成る。ひとりの人物によるものとしては、驚くべき膨大な量である。
3. 帯江屋大森家の経営や交際に関わる家としての文書類である。租税関係、米穀商いに関する訴訟記録、慶弔などが含まれる。
4. 書籍類の一群である。寄贈者の父有平（二治息）が収集したと思われる俳句雑誌類が大半を占める。
5. 一治のものとは別の手になる、文芸・郷土史関係

の筆写資料・手書き原稿である。有平のものと思われる。

6. 大森家の人々が収集した史料である。本栄寺經由で入手したと思われる「絹本着色岡雲臥像」や「幽栖日記」（後述）などの貴重な史料が含まれる。

とりわけ①「日記」は、明治後期～昭和初期の倉敷の世相が克明に記述された史料として高く評価されており、表1に纏めたごとく既に部分翻刻され、一般の用に供されている。しかし、それらは「日記」全体から見れば極一部に過ぎず、圧倒的多数の興味深い記述は埋もれたままである。ここでは、ほんの数例に過ぎないが「日記」の記述を紹介し、史料群に含まれる他の史料との関連付けを行ってみたい。

【石井十次より贈呈の新約聖書】

一治の遺品のなかに、『NEW TESTAMENT 新約全書』（明治三十四年、聖書館発行²²）がある。法量は、縦一・一〇センチメートル、横八・〇センチメートル程のいわゆる袖珍本（小型本）で、見返しの遊び部分には「呈大森一治兄 明治三十五年三月七日 石井」という墨書が認められる。

同日の「日記」²³⁾に、同書を入手した経緯がつぎのように記されている。

一七日晴、暖甚し、九時汽車を駆て庭瀬駅ニ到り、又十一時岡山ニ行く、営業上ノ用向を以て奔走し、夫れより一時三十分頃上之町ニテ友人渡辺義似ト相逢ふ、即ち同道して孤児院ニ到り巡覧す、院長石井十次君・小野田鉄弥君ニ面会す、石井院長と会談時を遷す、晚餐を饗せられ新約書袖珍本及馬太伝一部とを送らる、八時帰家す(筆者傍線)

右の記述により、同書を贈呈した「石井」が、岡山孤児院の創設者である石井十次(二八六五～一九一四)のことであることが知れる。『石井十次日誌』の同日条にも「倉敷大森一治君来院・ゆつくりと話し且共にも夕飯を食したり・馬太伝と小形新約全書を呈しおけり」²⁴⁾とあり、「日記」の記述と符合している。

『石井十次日誌』に「ゆつくりと話し」たとある内容については、「日記」同日条の続きに記述がある。そこには、会谈内容のほか、石井の人物や孤児院の活動に批評を加えた部分がある。興味深いので抜き出してみよう。

孤児院ニ於て、吾人ハ其活動の機関より刻下の方針

表1 「大森日記」翻刻記事一覧

日記名	文書番号	翻刻記事内容(記事年月日/掲載書名/掲載頁)
臨会記	1-1	出征軍人遺族救助義捐金募集(明治37年4月16日・5月1日/b/1201)
石煙日記	1-4	実業補習学校(明治35年10月17日/b/1192) 精思高等小学校男子部女子部連合大運動会(明治35年11月12日/b/1193)
会誓日記	1-5	倉敷婦人会(明治36年5月26日/b/1194)
風笛日記	1-6	倉敷の町景・倉敷観察記(明治36年12月30日/b/1195～1200)
氷壺日記	1-7	倉敷の世情(明治37年12月1・20・21・23日/b/1202～1204)
乱雲日記	1-8	茶屋町・早島町比較観察記(明治38年10月18日/b/1205)
鶴俵日記	1-9	倉敷共和会(明治39年3月10日/b/1206～1209)
弾琴日記	1-10	山川均親展状(明治40年1月6日/b/1210～12) 倉敷の繁栄・共和会(明治40年11月1日/b/1212) 特設電話架設の請願運動(明治40年3月15日/b/1213～1214) 倉敷紡績会社の発展・倉敷拡張工事概観(明治40年3月25日/b/1214～1216) 大原孫三郎との意見交換(明治40年4月11日/b/1217～1218)
白衣日記	1-11	倉敷日曜講演会附属大講習会(明治40年12月26日/b/1219～1220) 山陽実業新報発刊(明治41年4月30日/b/1220～1221) 倉敷人物史(明治41年9月27日/b/1221～1224)
青杉日記	1-12	倉敷基督教會集中伝道案内状(明治41年11月4日/b/1224～1225) 幼稚園入園參觀記(明治42年4月1日/b/1225～1227) 森田節斎翁追悼会(明治42年4月18・19日/b/1227～1229) 倉敷青年会幹部協議会(明治42年5月24日/b/1229～1230) 倉敷電灯会社設立(明治42年8月21日/b/1230～1231)
芸窓日記	1-14	さやし(明治42年9月5・7日/b/1231～1232) 町の噂(明治42年9月23日/b/1232～1233) 神社合廢の布達(明治42年10月4日/b/1234～1235) 琴浦育児院(明治42年10月9日/b/1235～1236) 古市金峨(明治42年10月10日/b/1236～1238) 村祭(明治42年10月14日/b/1238～1239) 無格社合祀祭典(明治43年6月7・8日/b/1239～1242) 倉敷の電灯(明治43年7月6日/b/1242) 倉敷味野間電気鉄道期成会委員よりの回状(明治43年7月30日/b/1242～1243)

		基督教會堂にて山路愛山の説教(明治43年8月9日/b/1243~1244) 倉敷思想・電灯会社(明治43年8月13日/b/1244~1245) 陰暦の盂蘭盆会(明治43年8月15日/b/1245~1246) 新暦の励行(明治43年8月16日/b/1246) 世相と物価(明治43年8月17日/b/1246~1247) 電灯会社の開業(明治43年8月26日/b/1247~1251) 妙見講(明治43年10月9日/b/1251~1252) 秋祭の記(明治43年10月15日/b/1252~1253) 招魂祭(明治43年10月25・27・28日/b/1253~1257) 無格社合祀による不用附属品入札払い(明治43年11月30日/b/1257~1259) 幸徳秋水特別大法院について(明治43年12月13日、明治44年1月9日/b/1259~1262) 電灯会社排斥請求同盟(明治43年12月28日/b/1262~1263) 戎祭(誓文払い)(明治44年2月8・9日/b/1263~1265) 新川惣堂周辺の変動(明治44年4月4日/b/1265~1266) 勤勉貯蓄・高額納税者(明治44年4月23・26日/b/1266~1267) 倉敷現況開書抄(明治44年4月27・28日/b/1267~1272) 大隈重信来倉(明治44年5月19日/b/1272~1273) 自転車に乗る(明治44年8月3日/b/1273) 倉敷人文史(明治45年5月2日/b/1274~1275) 春祭(明治45年5月16日/b/1276) 倉敷一巡記(明治45年7月9日/b/1276~1278)
焚竹日記	1-15	
拱壁日記	1-16	
阿珠日記	1-32	〈倉敷雑話〉物価と風俗(大正3年7月23日/c/1095~1096)
珊瑚日記	1-37	即位大礼祝賀会の状況(大正4年11月15~17日/c/1096~1102) 自転車変装行の様子(大正4年11月27日/c/1102~1103)
二峰日記	1-38	山之後地区道路改築で町会紛議(大正5年2月7日/c/1112) 誓文払い風景(大正5年2月8日/c/1117~1119)
水馬日記	1-39	倉敷青物会社の成立(大正5年7月/c/1111)
鳳尾日記	1-43	米騒動記録(大正7年8月8~25日/a/469~490) 倉敷町の米騒動記録(大正7年7月25~9月1日/c/941~946)
葉心日記	1-51	三町村合併後の町会議員選挙の様相(昭和2年6月12日/c/1135~1137) 普通選挙終る(昭和3年2月24日/c/1137~1138) 銀行休業以来の不景気の声(昭和2年7月13日/c/1138~1139) 倉敷市外各商店案内地区の申込みについて(昭和2年10月22日/c/1140~1141) 倉敷天文台一周年記念大会(昭和2年11月/c/1141) 町史編纂について(昭和2年11月/c/1142~1143)
柳絮日記	1-52	大原氏の児島画伯追悼文によせて(昭和4年3月21日/c/1087~1088) 即位大礼と盆踊り(昭和3年11月11日/c/1103~1108) 奉祝の踊りの様子(昭和3年11月14日/c/1108~1110) 連合大売出し(昭和4年1月31日/c/1119) 最近の雛祭り(昭和4年4月12日/c/1123) 大阪朝日新聞倉敷通信所開設(昭和4年2月10日/c/1151~1152)
柀挖日記	1-53	借家賃・借地料の値下げの動き(昭和4年11月25・30日/c/1139~1140) 倉敷の新聞発行状況(昭和5年2月18日/c/1152~1153)
叙春日記	1-54	倉敷万寿工場の罷業(昭和5年10月30~11月9日/c/954~956) 大原孫三郎令夫人葬儀(昭和5年4月30日/c/1083~1084) 児島画伯の旧宅(昭和5年11月3日/c/1088~1089) 倉敷釈尊降誕会(昭和5年5月4日/c/1124) 花祭り(昭和5年5月6日/c/1124) 蒲刈人夫参集(昭和5年7月12日/c/1124~1125) 大原美術館落成(昭和5年11月5日/c/1129~1130) 南游記(昭和5年6月7日/c/1154~1159) 除夜雑筆(昭和5年12月31日/c/1159~1160)
環星日記	1-58	バーナード・リーチ氏作品展覧会(昭和10年2月23日/c/1134~1135)
郷土現事記録 第一	1-61-1	本町隧道開通式見聞記(昭和2年12月/c/1113~1115) 新川夜店一見(昭和3年6月/c/1126~1127) 倉敷名所トンネル納涼夜店(昭和3年7月/c/1127) 倉敷の秋祭り見聞記(昭和2年10月/c/1128~1129) 倉敷天文台一覽記(昭和2年11月/c/1141~1142) 阿知町大幕新調(昭和3年6月/c/1146) 土産品考案奨励趣意書(昭和3年6月/c/1146~1147) 倉敷駅・汐入川移出入額(昭和3年8月/c/1151)
郷土現事記録 第二	1-61-2	戦時行為の集録(昭和6年11月/c/860~862) 慰問袋恤兵品の募集と千人針の流行(昭和6年11月/c/862~867) 新兵器献納義金(昭和7年2月/c/867) 大原美術館の落成・開館式(昭和5年11月/c/1131~1133) 市況評判記(昭和6年9月/c/1143~1145) 市街地写景集(昭和6年3月/c/1153~1154) 倉敷十二名勝について(昭和6年12月/c/1160~1161)
郷土現事記録 第三	1-61-3	新設塵芥焼却場(昭和8年9月/c/843~844) 在日朝鮮人融和会発会式(昭和8年11月/c/971~972) 倉敷の正月風景(昭和8年1月/c/1115~1117) 浜田庄司氏陶器展覧会記録(昭和7年6月/c/1131~1133) 河井寛次郎陶展覧会見聞記(昭和8年6月/c/1133~1134) 倉敷市生産品展覧即売会(昭和7年3月/c/1147~1151) 女性風俗(昭和7年7月/c/1161)
郷土現事記録 第四	1-61-4	興行及広告(昭和8年12月/c/1162~1163)

- 〔掲載書名〕 a. 『岡山県史』第二十八巻 政治・社会
b. 『新修倉敷市史』第十一巻 史料 近代(上)
c. 『新修倉敷市史』第十二巻 史料 近代(下)・現代

等を石井院長より聞けり、氏ハ明ニ精神教育ニ注意して、出院後の職業等ノ事ハ、各自の思想ニ一任せらるよし、説聞是れ全く多年の驗経(マツ)より来ると言へり、而して此間ニ於て最感動を与へたるものハ、石井氏の純樸と小野田君の真面目とにして、加之、本日孤児院の成効ハ、実ニ人間か誠意より出でたる愛と、熱誠なる信仰とに依れる上ハ、充分成効するものなるを知らしめたる実蹟(マツ)なり、我友渡辺君の如きも、其人性情最も純潔にて、又信仰の力強し、石井君席を空ふせる少時間、聖書の友と聖書の研究とを讀みたり、後会を約して去る、金五十錢寄附し置きたりき

石井は、ちようどの頃(三月一日)、岡山聖書伝道会を立ち上げ、伝道活動を強化していた。⁽²⁵⁾また、会談に同席した岡山孤児院事務員の小野田鉄弥牧師(一八六四—一九四八)は、前年の七月から明治三十六年七月までの二年間、度々来倉して林源十郎宅で新約聖書馬太伝(マタイ)(マタイによる福音書)の研究会を主催した。⁽²⁶⁾「日記」の記述からは、孤児院訪問前後の一治が、研究会へ顔を出していたことが分かる。⁽²⁷⁾「日記」に登場する研究会

の顔ぶれのなかには、瀬尾宗二郎・大原孫三郎・浅野義八・木村和吉・林源十郎(十一代)・高戸猷(はかる)といった、倉敷教会設立時(明治三十九年)の承認願に署名することになる二五名に含まれる人々がいた。⁽²⁸⁾

【倉敷における鈴木重胤研究と樹下快淳(じゆけいしゆん)】

宮内省図書寮編修官にして鈴木重胤研究の泰斗として知られた樹下快淳(30)の存在は、大森一治による最晩年の郷土史研究、延いては永山卯三郎『倉敷市史』へ収斂される修史事業に一定の影響を与えたと思われる。また、一治たち倉敷の人々からもたらされる情報は、樹下たち中央の鈴木重胤研究とも無縁ではなかった。そのあたりの事情を「日記」の記述から探ってみよう。「日記」に見られる樹下関係の記事要約を表2としてまとめた。本節では、「日記」に記された事実の概要については註記しないので、出典は同表を参照していただきたい。なお、「日記」の記事は「倉敷町史編輯日記」と重複するものも多く、利用に当たっては両者を突き合わせてみる必要がある。昭和六年十月、倉敷市長・学務課長宛に樹下快淳より書状が届いた。内容は、幕末の国学者鈴木重胤と、重胤と関係のあった倉敷の人物や、倉敷に伝存する重胤関係

表2 「大森日記」 樹下快淳関連記事

日記名 (文書番号)	年(昭和)	月	日	内容	
瀧潮日記 (1-55)	6	10	9	倉敷市長・学務課長宛樹下快淳書状写を受け取る	
			14	学務課長より樹下著『鈴木重胤の真人物』が転送される	
			17	樹下よりの質問(重胤と倉敷の関連)への回答を調える	
		12	15	樹下より来状(重胤伝回答の礼状)、「温良の人柄」(一治の樹下評)	
			17	樹下へ挨拶状を出す	
			24	樹下より「重胤大人紀行」倉敷の条筆写を学務課長まで送付、一治筆写	
		26	樹下へ礼状を出す		
三翫日記 (1-56)	7	9	20	倉敷高等女学校長谷正夫より樹下が玉島・倉敷へ10月5日に来遊予定との情報を得る	
			23	樹下より来状(来倉日程と重胤遺墨取り集めの依頼)	
			25	樹下へ呈する「倉敷に於ける鈴木重胤大人の記録」を執筆	
			26	樹下へ手紙を出す(内容未詳)	
			28	市役所にて学務課長及び菅正十郎と樹下来倉の打ち合わせ	
		30	林源十郎より重胤書巻3点を示される、「倉敷に於ける重胤記録」3度目の浄写		
	10	4	市役所にて学務課長及び菅正十郎と樹下来倉の準備について話す		
		5	樹下来倉、大橋高之(東大橋)邸→冷泉宮御陵墓→尊瀧院→熊野神社→一等寺→奈良屋(奈良萬)		
		6	樹下に同行、奈良萬→阿智神社→大原邸→大原美術館、樹下は玉島へ向かうが一治は同行せず		
		21	樹下より礼状		
		11	10 谷校長の使者より樹下の和歌短冊を示される 15 学務課長と面談し樹下来倉時の費用割を相談		
	8	5	5	樹下著『和宮様之御一生』を惠贈される	
			8	樹下へ手紙を出す(内容未詳)	
	脆石日記 (1-57)	10	10	10	樹下より来状、重胤大人遭難記念会へ重胤筆「林欣二伴臣生涯之心得」(林源十郎所蔵)借用の相談
				22	林源十郎に重胤物借用の件を話し快諾される
28				樹下より葉書2通、重胤遭難七十年記念会(於國學院大學)の件	
30			林源十郎所蔵の「林欣二伴臣生涯之心得」を樹下に送る		
11	4	樹下より来状、「林欣二伴臣生涯之心得」受領の件			
	18	樹下より来状、重胤記念会盛況との報			
環星日記 (1-58)	10	3	22	原稿鈴木重胤の整理・浄書	
			23	鈴木重胤来遊の浄書	
鋤雲日記 (1-59)	9	6	2	樹下より来状、重胤全集の計画が進行との報	
			6	樹下に返書、更に樹下より来状(小野家蔵「妙見宮鄙説」(鈴木重胤筆)借用の件)	
			12	樹下へ書状、小野家蔵「妙見宮鄙説」の件	
			18	樹下へ「妙見宮鄙説」を郵送	
		24	樹下より来状、「妙見宮鄙説」到着の報		
	11	30	樹下より来状、「妙見宮鄙説」を返却、樹下著『鈴木重胤と出雲大社』を惠贈される		

の遺品について調査を依頼したものであり、写しが一治のもとにも転送された。回答者として、一治に白羽の矢が立ったのである。一治は、早速調査に取り掛かり、回答書を調べて学務課長に渡した。後日、回答書を受け取った樹下は、一治に礼状を差し出した。礼状を受けた一治は、樹下について「温良の人」との印象を受け、いずれは調査の手伝いをしたいとの意欲を覗かせている。

昭和七年九月二十日、翌月初旬に樹下が来倉するとの情報を得た一治は、樹下に呈するため「倉敷に於ける鈴木重胤大人の記録⁽³¹⁾」を執筆し、浄写を繰り返した。十月五日に来倉した樹下は、冷泉宮頼仁親王に関する調査に当たるが、同伴者として一治を指名した。一行は、東大橋邸・冷泉宮御陵墓・五流尊瀧院^(そんりゅういん)・熊野神社・一等寺を巡った。晩は宿所の奈良屋（奈良萬）で会食が持たれ、その折に鈴木重胤遺墨数十点が展観された。これら遺墨は、菅正十郎及び一治が手配したものであった。翌日、阿智神社・大原孫三郎邸・大原美術館を巡り、大原邸では森田節斎や藤本鉄石の軸を観ている。樹下は、一治等と別れて玉島に向かった。

昭和八年十月十日、一治のもとへ樹下よりの書状がも

たらされた。内容は、林源十郎（十一代）が所持する重胤筆「林欣二伴臣生涯之心得⁽³²⁾」を借用したいというものであった。蓋し、國學院大學で予定されている重胤遭難七十年祭に出展するためである。一治は、早速源十郎に掛け合い、快諾を得て東京に送付した。この「林欣二伴臣生涯之心得」は、前年に奈良萬で展観された重胤遺墨のひとつであった。

昭和十年九月六日、樹下より小野氏蔵「妙見宮鄙説⁽³³⁾」借用を依頼する書状が届いた。一治はこれを取り次ぎ、同氏よりの快諾を得て送付した。のち、樹下は自費でこれに表紙を付けたうえで返却している。

昭和十一年六月三十日に一治が没した際、樹下は一治令息の有平宛に弔辞を贈っている。⁽³⁴⁾内容は、重胤の事跡研究にたいする助力への感謝と、助力を受くべき人を突然喪つたことにたいする戸惑いを中心になっている。

なお、一治没後に完成した永山卯三郎編著『倉敷市史』の鈴木重胤に関する記述には、樹下の影響が随所に見られる。⁽³⁵⁾

【幽栖日記と岡雲臥肖像】

本史料群の分類6. 収集資料のなかに、幕末期倉敷の

人間関係を知るうえで重要な手がかりとなる史料「幽栖日記」(文久二年十月十九日〜慶応元年十月十五日)がある。著者は、錢屋岡家九代目の熊之助(諱は重積あるいは克積、のち宇津蘇平と改名)である。「日記」大正五年(一九一六)三月十六日条に、入手の経緯を示す記述があるので、左に示す。

暁に眼さむ、電燈付来りて古写本など見る、安井上人新に致さるゝもの、岷江日楚岡次忠写、百人一首さねかつら(岡克積)、殊ニ最も珍重すべきものハ幽栖日記(岡克綏なるよし)八冊なるべし、一冊ハ先年(大正四年十二月頃)既に買求めたるもの也、唯一冊缺くよし、一部示され、残冊ハ譲受頼みおきたり、文久二年戊辰より筆を起し、一とあり、其頃の倉敷、殊ニ水沢・岡等の模様、いとよく知れる、之ニ依りて一水居士俵屋又五郎君の死亡の日も知れ、鈴木重胤来游の事も知られぬ、森田先生とあるは節翁の事たるへきか、何ニしろ珍らしきものにてうれし、其他ハわからず、又調べて書く可し

これによると、「幽栖日記」は、まず全十冊のうち、一冊は大正四年十二月頃に入手し、残りを譲り受ける約

束を取り付けていたことが分かる。記事のなかにみえる「安井上人」とは、当時の本栄寺住職のことである。なお、同寺は岡家一門の菩提寺であり、その由縁で錢屋から同寺に伝わった本史料を一治が譲り受けたものである。また、伝存する同史料(全十冊)は、残念ながら第七冊(元治元年四月〜七月に相当)を欠いているが、記事により一治の入手当時には既に失われていたことが分かる。

分類6からもう一点、俵屋岡家の出身で、明和六年(一七六九)に播磨屋安右衛門とともに倉敷義倉を発起したことで知られる岡雲臥(一七一三〜七三)の肖像(38)についても触れておこう。「日記」明治四十一年九月七日条に、本栄寺を訪れ、同像を観たとあり、「此画像有故未購、余必獲之」と入手への強い意欲を隠さないのである。

おわりに

これまで見てきたように、本史料群は、近世後期から近代にかけての倉敷の歴史に関わる多様な材料を提供している。今後の課題として、そこから得られる興味深い情報の提示が単なるエピソードの羅列に終わらないよう、帯江屋大森家の経営面を含めて史料群全体の分析を

進め、倉敷の歴史全体のなかでの位置付けを試みていく
必要性が挙げられよう。

註

- (1) 以下、倉敷町の概要については、『新修倉敷市史』第五卷近代(上)(倉敷市、二〇〇二)及び第六卷近代下(倉敷市、二〇〇四)による。
- (2) 近世の倉敷村の概要については、山本太郎「備中国窪屋郡倉敷村大橋紀寛家文書」(『倉敷の歴史』第二十二号、二〇〇二)を参照のこと。
- (3) 有限責任倉敷紡績所として明治二十一年三月九日に発足し、同二十六年十一月一日に株式会社へと改組された。
- (4) このような経緯から、倉敷を倉敷紡績の「企業城下町」とする見解もある(中野茂夫『企業城下町の都市計画——野田・倉敷・日立の企業戦略』(筑波大学出版会、二〇〇九)。
- (5) 東町・本町界限の街区及び地名については時期により変遷がある(倉地克直・山本太郎・吉原睦『絵図で歩く倉敷のまち』(吉備人出版、二〇一一)五五〜七四頁)。
- (6) 古文書・公文書等の整理に当たり、かつては主題別に整理を行うことが一般的であったが、今日では現用文書として使用されていた際の配列を出来るだけ崩さずに整理することで出所の保存意図などの情報を保護しようとする方法が取られている。
- (7) 『新修倉敷市史』第十卷史料近世下(倉敷市、一九九七)第一六六号文書、六三二〜六五九頁。
- (8) 大森一治著・大森久雄注解『倉敷町史編輯日記』(手帖舎、

- 二〇〇九)三八四〜三八七頁。
- (9) 永山卯三郎編著『倉敷市史』第九冊(名著出版、一九七三)六七〜七八頁。
- (10) 倉敷市所蔵倉敷義倉関係文書一・三「出麦連名之帳」。
- (11) 倉敷市所蔵大森家文書(以下、大森家と略す)三・七・一・一「寛政元年西十二月質屋仲間合書帯江屋」。
- (12) 大森家三・七・一・二「年々訴訟書并定法之証文写帯江屋」。
- (13) 代々村役人を独占した特権的旧家層(古祿)と新興商人層(新祿)との対立。宝暦期に胚胎した両者の対立は、寛政期に新祿派が年貢や村小入用の割付への参加を求め村役人に拒否されたのを契機に顕在化した(『新修倉敷市史』第四卷近世下)(倉敷市、二〇〇三)二八〇〜三一〇頁)。
- (14) 倉敷市所蔵小野家文書一・二八「申渡と覚書」。
- (15) 永山卯三郎編著『倉敷市史』第三冊(名著出版、一九七三)三五頁。
- (16) 同事業については、大森久雄「倉敷町史編集小史」(『倉敷の歴史』第一号、一九九一)、同「倉敷市史刊行小史(上)」(『倉敷の歴史』第二号、一九九二)、同「倉敷市史刊行小史(下)」(『倉敷の歴史』第三号、一九九三)に詳しい。
- (17) 教育者・地方史研究家(一八七五〜一九六三)。永山の事績については、大森久雄「永山卯三郎―その事績と著作目録―」(『倉敷の歴史』第十九号、二〇〇九)を参照のこと。
- (18) 教育者・地方史研究家(一八七七〜一九五〇)。永山卯三郎編著『倉敷市史』の近世分野は菅の原稿を基にしている(『岡山県歴史人物事典』(山陽新聞社、一九九四)三四一頁)。
- (19) 先掲『倉敷町史編輯日記』「序文」一九頁。
- (20) 大森久雄「大森一治―その事績と著作目録―」(『倉敷の歴史』

第二十一号、二〇一一)。

- (21) たとえば、「当時の様々な出来事の記録や、時代の推移や文明に対する鋭い意見が綴られており、当時の商人レベルの意識を知る上においても大変価値あるもの」(松尾民子「倉敷文化協会の設立と西洋絵画展覧会」『倉敷の歴史』第三号、一九九三)、「市井の人としての視点からみだ的確な分析と所見は傾聴に値するものがある」(『新修倉敷市史』第十一巻史料近代上) (倉敷市、一九九七) 四八頁) など。
- (22) 大森家二・二五・一。
- (23) 大森家一・三「香泥日記」。
- (24) 『石井十次日誌(明治三十五年)』(石井記念友愛社、一九七四) 二〇頁。
- (25) 前掲『石井十次日誌(明治三十五年)』一五頁。
- (26) 『倉敷教会百年史』(日本キリスト教団倉敷教会、二〇一一) 一五頁。
- (27) 先掲「香泥日記」及び大森家一・四「石煙日記」。
- (28) 明治三十五年五月四日の研究会に、瀬尾宗次郎・大原孫三郎・浅野義八・高戸猷・林源十郎(『香泥日記』)、同年十月十九日の研究会には木村和吉・大原孫三郎・林源十郎・高戸猷(『石煙日記』)が出席している。なお、承認願に署名した二十五名は、前記六名のほか、浅野千代・板谷彌兵・板谷郁郎・板谷常三郎・板谷米・板谷節太郎・小野寿吉・大橋廣・大橋朝野・太田兼・木村隆・木村達・木村官太郎・高戸八千歳・田中愛・林清・林浦・林下枝・松崎謙吉である(先掲『倉敷教会百年史』二一―二五頁)。
- (29) 幕末の国学者(一八二―一六三)。淡路国津名郡仁井村(現、兵庫県淡路市北淡町)出身。大田隆正に師事し、平田篤胤没後の弟子となる。宗像神への崇敬が厚く、筑前の宗像大社に生涯

四度参詣の旅をし、二度目に玉島、三・四度目に倉敷を訪れた。門下に、下関の白石正一郎、倉敷の林孚一などがいる(谷省吾『鈴木重胤の研究』(神道史研究会、一九六八))。

(30) 歴史学者。兵庫県津名郡生穂村出身。東京帝国大学で国史を専攻し、文部省で維新史料編纂に携わる。のち、宮内省図書寮編修官に転じ、編修課長を務めた。樹下の経歴については、『津名町史』本編(津名町、一九八八)、片山嘉一郎編『御大禮記念淡路之誇』下巻(實業之淡路社、一九三二)などを参照。

(31) 大森家二・一六・八「倉敷二於ける鈴木重胤事績」が樹下に贈ったものの草稿もしくは控と思われる。

(32) 倉敷市所蔵林家資料一五・二三。林孚一の次男伴臣(十代林源十郎)に生涯の教訓として書き贈ったもの。

(33) 鈴木重胤が万延元年(一八六〇)、初度の来倉時に著したもの。倉敷村の氏宮妙見宮の祭神は北辰妙見ではなく、宗像三女神であると主張している(永山卯三郎編著『倉敷市史』第五冊(名著出版、一九七三)一四三―一四六頁)。

(34) 大森家三・一七「書簡(大森一治逝去に付弔意)」。

(35) たとえば、永山卯三郎編著『倉敷市史』第十冊(名著出版、一九七四)一三―三四頁には樹下著『鈴木重胤の真人物』(明治聖徳記念学会、一九二五)がそのまま引用されている。

(36) 大森家六・二・一―九。

(37) 大森家一・三八「二峰日記」。

(38) 大森家六・一「絹本著色岡雲臥像」。

(39) 大森家一・一一「白衣日記」。

(たていし)ともあき 倉敷市総務課歴史資料整備室

展示会記録

平成二十五年年度資料展示会

倉敷義倉とその人物

倉敷市総務課歴史資料整備室（以下、整備室と略す）では、市民共有の知的資源である歴史公文書や古文書について市民の方々に興味を抱いていただくべく、研究誌『倉敷の歴史』の発行や歴史資料講座の開講などの事業を通し

中国四国地区
アーカイブズウィーク

平成25年度 資料展示会
倉敷義倉とその人物

平成25年6月5日(水)・6日(木)

会場 倉敷市役所真備支所2階202号室
時間 午前10時～午後5時
入場料 無料

★関連行事★
歴史資料整備室の見学ツアー
午前11時と午後3時（会期両日とも）

●問い合わせ●
倉敷市総務課歴史資料整備室
〒710-1398
倉敷市真備町若田1-4-1
（倉敷市役所真備支所3階）
TEL 086-698-8151

※ 倉敷義倉文書は、平成24年1月20日に倉敷市指定重要文化財になりました。
くらさての「倉敷義倉」は、時代や金額財にたいし、民間人等が購入した財と認められず、
倉敷義倉は、倉敷市

図1 展示会チラシ

て啓蒙・普及に努めてきた。本年度（平成二十五年）よりは、古文書解読講座（別項参照）とともに資料展示会を新規に開催し、歴史資料に触れる機会をより多く提供することによって、整備室所蔵資料の利用を促進した。

記念すべき第一回目のテーマについては、前年（平成二十四年）十一月二十日に整備室所蔵の史料群「倉敷義倉文書」（倉敷義倉関係文書三八七点・附、文書収蔵和筆筒（油単掛け）一竿）が倉敷市指定重要文化財（第六六号）となったのを記念し、「倉敷義倉とその人物」とした。展示資料については、当然「倉敷義倉文書」が軸となったが、整備室所蔵の他の史料群からも関連性の高い資料を抽出し、最終的には「倉敷義倉文書」から一点のほか、「大森家文書」から二点、「小野家文書」から一点、「林家資料」から五点、「東大橋家文書」から一点の計二〇点を選定した。

会期は、平成二十五年六月五日（水）・六日（木）の両日、会場は倉敷市役所真備支所二階二〇二会議室とした。展示日数を絞った理由は、会場の真備支所に展示に適した設備（展示室や展示ケースなど）が無く、全て露出展示となってしまうためであり、資料保存ほか様々な観点からの止

むを得ない措置であった。

なお、関連行事として、整備室の見学ツアーを会期前日午前十一時と午後三時の一日二回（計四回）実施した。

一 倉敷義倉とは

義倉とは、社倉・常平倉とともに古代中国に淵源する

三倉のひとつである。本来、それぞれに違いがあるが、

我が国近世の義倉及び社倉

は、ともに領主もしくは民

間が主体となつて一般ある

いは富者より米穀を集め、

これを貯蔵して災害・飢饉

に備える倉庫のことを指

す。

倉敷義倉は、明和六年

（二七六九）、岡雲臥と播磨

屋安右衛門の発起により発

足した。「義衆」と呼ばれ

る倉敷村の有志を募り、彼

らから拠出された「義麦」



図2 展示会風景（2日目）

（実際には相当分の銀子）を元手に融資を行い、そこから得られた利息を救済事業に充てた。幕末期に救済時の支出増大と貸付銀の回収失敗により貯蓄が乏しくなったが、林孚一の尽力により明治三年（一八七〇）には続義倉が結成された。続義倉は、明治五年には旧来の倉敷義倉を吸収し、同三十一年に役割を終え解散した。

二 展示構成

倉敷義倉の発足から活動期を経て続義倉成立に至る通史展示を基本とし、それぞれの時期に関係の深い人物に焦点を当てた三章構成をとった。

第一章 倉敷義倉の発足と岡雲臥

播磨屋安右衛門とともに倉敷義倉を発起した岡雲臥

と、義倉発足に関連の深い資料を展示した。「禁氏詩会録」

【2】（一内の数字は展示番号）は、倉敷村庄屋で安右衛門

の実子でもある小野季頭が宝暦十一年（二七六一）に自

邸で開いた詩会の記録である。講師としてこの会を指導

したのが雲臥で、参加者には義倉発足時に義衆として加

わった岡鶴汀や林士徳もいた。義倉の発想も、このよう

第二章 義倉の運営と義衆

発足後の義倉運営と活動を、特定の個人ではなく、義

実際には、このような蔵は建てられなかったようだが、当初構想をした幻の計画を示す興味深い資料である。

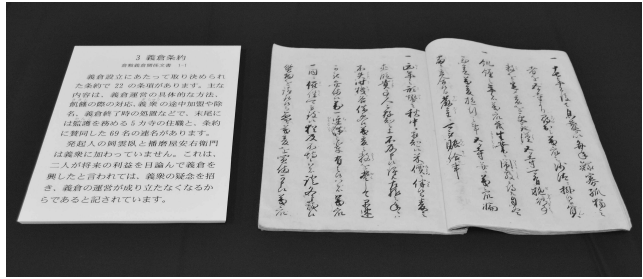


図3 義倉条約の展示

な倉敷村の知識階層によるサロンの雰囲気のないかと思像したくなる。「義倉条約」〔3〕は、義倉設立に当たって定められた条文（二十二か条）である。義倉の運営方法、飢饉時の対応、義衆の進退などを記しており、末尾には監護（取り締まり、監察と保護）⁽⁶⁾五カ寺と義衆六九名の署名がある。「貯麦蔵仕様」〔6〕は、義麦を貯蔵する蔵の計画書である。

麦（銀）を出資して義倉を支えた義衆という集団との関係を念頭に扱った。今回の展示で唯一の物資料である義倉文書収納和筆筒〔7〕は、発起人の雲臥を出した俵屋岡家に伝わり、同家断絶後は阿智神社祠官を勤めた宮崎屋井上家（居宅が国指定重要文化財）に受け継がれたものである。このなかに、義倉の活動を示す文書類が収納されていた。「義倉修義会案内」〔9〕は、義衆たちに毎年定例の会合である修義会への参加を呼び掛けた廻状である。義倉の運営を支えた義衆たちではあるが、この廻状が出された文久三年（一八六三）には不参も多く見られたことも分かる。「義麦会計帳」〔10〕は、義麦や合力麦を抛出した人物の名や抛出量、必要経費、



図4 義麦会計帳（上）と義倉修義会案内（下）の展示

窮民助勢銀、義麦銀元利返済者とその額、義麦銀借用人とその額、借用時の質入田畑屋敷といった出入りが年毎に記され、監護五カ寺が確認のうえ押印した帳簿である。義倉の財務状況について具体的に追跡することができる。とともに、義倉運営と義衆の関係を窺い知ることのできる資料である。「差出申一札之事」〔12〕は、義倉の具体的な活動の例として、捨子養育のための費用を拠出していたことを示している。

第三章 続義倉の開設と林孚一

「年暦を経て殆ど廃替ちかひ二幾ちかひき」状態にあった義倉の状況を見て「古人之義を相続」〔続義倉条約〕するということも理念のもと開設された続義倉と、いちはやくこのことを提唱して実現のために奔走した林孚一を紹介した。「続義倉条約」〔16〕〔17〕は、義倉の伝統・理念を継承しつつ現実に即した改良を加えることを謳った十八条から成る条文である。従来麦を基準として義衆の拠出額をさだめていたものから金を基準とすることに改めた結果、麦が熟す時期である六月中に開いていた修義会が二月一日に変わったことが分かる。「林孚一宛島田泰夫書状」

〔18〕は、倉敷県大参事から秋田県少参事へ転任した島田から孚一への私信である。両者は、幕末期以来、森田節齋(8)の影響を受け、尊王の志を同じくした間柄である。「続義倉条約」の序文に当たる「続義倉記」を寄せたのが倉敷県大参事時代の島田であることからして、島田が官にあって孚一等の続義倉開設を支援したものと推察される。

三 ふたつの肖像画——展示の具体例

義倉関係の資料は、文書中心で色彩的变化に乏しいので、「絹本着色岡雲臥像」〔1〕と「絹本着色林孚一像」

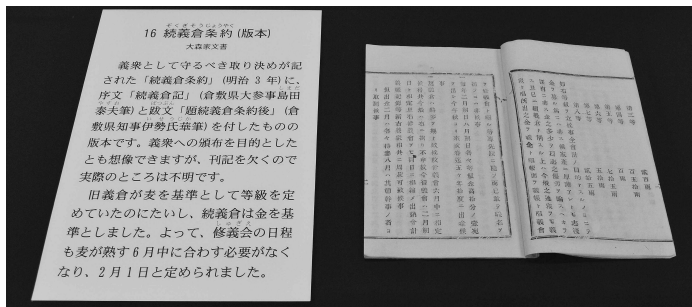


図5 続義倉条約（版本）の展示

【14】の、ふたつの肖像画を展示した。「絹本著色」とは、絹地のキャンバスに彩色を施したものを指す。

前者は、制作年代が安永八年（一七七九）と推定^⑨できる像主没後に描かれた肖像（遺像）であり、後者は、画賛の年記から明治十七年に制作された生前に描かれた肖像（寿像）である。ふたつの肖像画を見比べていくと、他にも面白い違いが

浮かび上がってくる。展示に当たっては、比較しながら鑑賞していただきたいと考え、なるべく両者が向かい合うような形になるようレイアウトした。

まず、肖像上部の空白部分に書き込まれた画賛を比較してみよう。

【絹本著色岡雲臥像画賛】

嗚呼九畹 為儒医良 育才起病 厥徳無疆

己亥之秋 平安松典讚 印 印

今枝濟謹書 印 印

〔大意〕 儒者・医師としての雲臥（九畹）の人材育成

や施療といった活動と、その徳の大きさを称賛したものである。



図6 絹本著色岡雲臥像

【絹本著色林孚一像画賛】

よにまさばいかにみまさむかぞいろは

老くつをれしいまのすかたを

うつしゑに残るすかたも

はつかしな人なみくの

わざもなさずに

明治十七年甲申の春おのれかうまれたる日しるす

七十四翁孚一

〔大意〕 和歌二首。前者は、老いさらばえた今の姿を

父母^{かた}が生きていたらどう見るだろうか。後者は、人並みの業績も残していない己の姿が肖像として残されるのは恥ずかしいことだ。

一見して分かるように、前者は漢文体、後者は和文体の贅となつている。雲臥が、儒学を学び、また小野庄屋邸で詩会の指導をしたことから分かるように漢学的素養をベースとした知識人であるのに対し、孚一は鈴木重胤^⑩に師事し、生涯多くの和歌をものしたことから分かるように、国学的素養を体得していた。

このような違いは、それぞれの装束の違いからも読み取れよう。前者が唐風の衣冠を纏っているのに対し、後者は紋付を羽織った和装である。両者の生きた時代や個性の相違が伝わってくるようで興味深い。

以上のように、雲臥と孚一、時代と個性に隔たりがある二人ではあるが、大切なことは「続義倉条約」の冒頭に「明和年間、岡雲臥・播磨屋安右衛門志を発し、義倉

を新建致し、…(中略)…今度更ニ連衆を催し、古人之義を相続いたし、条約相結候」とあるように、貧民救済の義志を確かに継承していたことである。

今回、初めての試みとして資料展示会を開催したが、不十分な広報にも関わらず、来場者は二日間で一〇三名となり、展示会の様子は新聞やテレビなどでも取り上げられた。様々な御意見・御感想をいただいたが、なかでも印象に残っているのは、本展の開催年が岡雲臥の生誕三百年に当たっているとのご指摘である。本展を企画しながら事前に気が付かなかった迂闊を恥じ入るばかりだが、記念すべき年に奇しき縁に導かれたようで、あらゆる種の感動をもって受け止めた次第である。

平成二十六年以降も展示会を継続的に開催する予定であるが、ギャラリートークなどの新たな試みも念頭に、より充実した企画を実現したい。

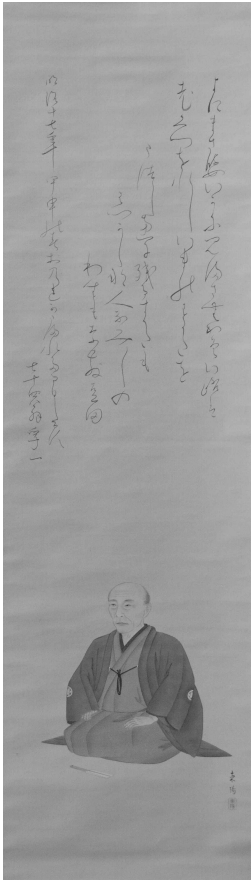


図7 絹本着色林孚一像

註

(1) 「倉敷市重要文化財の指定の答申を受けた文化財(倉敷義倉文書)」は、指定理由として倉敷義倉の制度成立からの事業内容が記された歴史的な史料価値に加え、東日本大震災を契機に相互扶助の重要性が見直されている折、「近世において全国で最も早く義倉の制度が設立され、様々に運用された」倉敷義倉の文書を「未永く後世に残し顕彰すること」の意義を指摘している。

(2) 三倉のうち、①常平倉は米価調節のための貯穀、②社倉は多数の者が任意にそれぞれ身分相応に穀物を拠出して居村に貯穀し自治的に処理、③義倉は富裕者の義捐または課徴によって穀物を拠出して官府の管轄により貯蔵して入用時に貧民へ給与する制度だとされる(本庄栄治郎『史的研究 天災と対策』大阪毎日新聞社・東京日日新聞社、一九二四)。

(3) 倉敷義倉及び続義倉については、永山卯三郎編著『倉敷市史』第三冊・第九冊(名著出版、一九七三)、『新修倉敷市史』第四巻近世下(倉敷市、二〇〇三)、同書第十巻史料近世下(倉敷市、一九九七)、内池英樹『近世義倉組織の一考察(上)―倉敷義倉を事例として―』(岡山地方史研究)八〇号、一九九六)、同氏『近世義倉組織の一考察(下)―倉敷義倉を事例として―』(岡山地方史研究)八一号、一九九六、小野敏也『倉敷村の「続義倉」について』(倉敷の歴史)第十一号、二〇〇一)などを参照した。

(4) 儒者・医師(一七二三―一七七三)。倉敷村に俵屋又三郎の長男として生まれる。家を弟に譲り、倉敷の本町で医業を営む傍ら塾(黄橙社)を開いて子弟を教育した(『岡山県歴史人物事典』(山陽新聞社、一九九四)二二〇頁)。

(5) 薬種商・勤王家(一八一―一九二)。児島郡木目村に生まれ、倉敷村の大坂屋林家の養子となる。勤王の志士たちを援助したとされる。維新後は窪屋郡長などを歴任した(前掲『岡山県歴史人物事典』八一五―八一六頁)。

(6) 倉敷村に檀家を持つ(当所二檀家所持之寺院) 観龍寺・誓願寺・本栄寺・地藏院・教善寺(『義倉条約』より)。

(7) 医師・官吏(一八二八―九〇)。豊後国生まれ。倉敷で開業し、多くの志士と交わった。維新後は倉敷県判事・大参事、秋田県少参事などを歴任し、内務省衛生局次長に進んだ(先掲『岡山県歴史人物事典』五一二―五一三頁)。

(8) 儒者・思想家(一八一―一六八)。大和国五条の生まれ。頼山陽・古賀精里に師事する。京都で塾を開き、吉田松陰・頼三樹三郎・宮部鼎蔵等が訪れ、教えを乞うた。文久元年(一八六一)に来倉し、花屋井上家旧宅で簡塾を開いて勤王の大義を説いた(先掲『岡山県歴史人物事典』一〇一―一〇三頁)。

(9) 画賛に「己亥之秋」とあるので、本像を描いた岡延年(一七四〇―一八一)の生没年からして安永八年(一七七九)とするのが妥当であろう。

(10) 幕末の国学者(一八一―一六三)。本号史料群紹介参照。

(11) 門人の岡鶴汀は、雲臥が常に「青羅衣」「緇布冠」を着用していたと記している(先掲『倉敷市史』第三冊、六一―六七頁)。

(文責は立石智章)

展示資料目録

平成25年度資料展示会 倉敷義倉とその人物—平成25年6月5日(水)・6月6日(木)—

コーナー名	展示番号	展示資料名	文書群名	文書番号	法量(タテ×ヨコcm)
御挨拶	—	指定書 第六六号 (倉敷市重要文化財)	—	—	34.0×47.0
I 倉敷義倉の発起 と岡雲臥	1	絹本着色岡雲臥像(安永8年)	大森家文書	—	84.6×36.6
	2	荳氏詩会録 全 九腕岡先生訂正 竹 内信守善筆授(宝暦11年6月1日)	小野家文書	154-1-2-2	24.5×17.0
	3	義倉条約(明和6年6月)	倉敷義倉関係文書	1-1	30.3×21.3
	4	義麦等録(明和6年)	倉敷義倉関係文書	1-2-1	30.3×21.2
	5	出麦連名の帳(明和6年)	倉敷義倉関係文書	1-3	24.6×17.3
	6	明和七年寅五月 貯麦蔵仕様帳 扣	倉敷義倉関係文書	1-5	24.3×17.2
II 義倉の運営と 義衆	7	義倉文書収納納和筆筒・「義倉文書」 銘油筆掛け	—	—	35.0×82.5 ×72.8(幼サ)
	8	明和六丑年発起より天明八申年迄 之間 義倉銀勘定扣帳 菅谷弥五郎 様御役所江上ル 申十月 倉敷町	倉敷義倉関係文書	15-2-2	24.0×17.0
	9	義倉修義会案内(文久3年6月)	倉敷義倉関係文書	15-5	18.1×355.0
	10	義麦会計帳(明和6年6月より)	倉敷義倉関係文書	2-1,2-2	30.8×21.8
	11	己文政十二年 助勢銀渡請印帳 丑二月	倉敷義倉関係文書	8-3	14.7×39.0
	12	差出申一札之事(捨子養育料の 件, 天保10年7月)	倉敷義倉関係文書	14-1	28.5×48.0
	13	乍恐以書附奉願上候(義倉条約遵 守につき義衆願書, 文政12年2月20 日)	倉敷義倉関係文書	1-12-1	24.2×191.0
III 続義倉の開設と 林孚一	14	絹本着色林孚一像(明治17年1月 28日)	林家資料	12-6	124.0×36.0
	15	明治三年八月ヨリ明治五年十月迄 梧蔭居日記 全七冊之第一巻	林家資料	1-43	23.0×15.8
	16	続義倉条約(明治3年8月, 版本)	大森家文書	—	21.6×13.9
	17	続義倉条約(明治3年8月, 影写本)	東大橋家文書	30-13	25.1×17.6
	18	林孚一宛島田泰夫書状(東京より, 年欠12月10日)	林家資料	2-8-4-13	10.8×81.0
	19	明治三年庚午閏十月 続義倉聚金 控帳 本町幹事	林家資料	2-4-72	14.0×37.0
20	聚金請取通(明治3年閏10月)	林家資料	2-4-84-41	30.7×45.7	

《凡例》 倉敷市指定重要文化財

展示番号1及び14の法量は本紙を採寸した

倉敷義倉関連略年表

元号	西暦	月	できごと
明暦	1	1655	会津藩が社会法を実施する 米沢藩が備前制を創始する
明暦	3	1657	岡山藩が敬麦法を創始する
寛文	11	1671	岡山藩が社会米を創設する
正徳	3	1713	岡雲臥が倉敷村に生まれる 【1】
寛延	2	1749	広島藩領の安芸郡矢野・排心兩村で社会法がはじまる
宝暦	11	1761	(春) 倉敷村庄屋小野孫太夫が岡雲臥を講師として詩会を催す 【2】
明和	6	1769	2 播磨屋安右衛門(庄屋孫太夫実父)・岡雲臥が 義倉を発起 、「義倉条約」をつくり 義衆を募る 【3】 6 義衆74人により 倉敷義倉発足 、10年間 義麦 を抛出する 【4】【5】
明和	7	1770	広島藩が「社会法示教書」を領内に頒布して社会を奨励する
安永	2	1773	閏3 岡雲臥死去
安永	3	1774	米沢藩が備前制の復興をはかる
安永	8	1779	6 義麦割り戻し 10 播磨屋安右衛門死去
天明	3	1783	天明の飢饉、夫食米を給与し、はじめて非常の救済を行う(以降天明4・6年両度)
天明	5	1785	1 幕府勘定所の命で倉敷代官所の陣屋困殺がはじめられる 生活困窮者へ年間87宛余を給与し、はじめて通常の救済を行う
天明	8	1788	6 新義衆26人加入、義麦2度目の抛出(3年間) 【8】 村貯穀がはじまる
寛政	2	1790	12 児島屋武右衛門等8人の新興商人層(新禄)が特権的旧家層(古禄)から選ばれた村役人を相手取り、村小入用(村運営費)割付への立会いなどを求め代官に訴え出る
寛政	3	1791	12 江戸で七分金積立制度がはじまり町会所が設立される
文化	1	1804	福山藩で義倉(福府義倉)がはじまる
文化	5	1808	2 松島省内による石門心学の道話に銀586宛余を支出 世話役の俵屋と播磨屋への役料支払がはじまる
文化	6	1809	姫路藩が固守倉を創始する
文化	8	1811	1 林孚一が児島郡木目村に生まれる 【14】
文政	3	1820	新田百姓への貸付が回収不能となる
文政	4	1821	庄屋等への貸付が回収不能となる
文政	11	1828	10 義衆のうち3名が「義倉条約」遵守を求めた訴状を代官所に提出 【13】
文政	12	1829	11 世話役への役料支払が停止される【13】
天保	4	1833	天保の飢饉はじまる(～天保10年)、倉敷では義倉の救済活動が効果を発揮
嘉永	2	1849	6 修義会で林孚一が 続義倉結成を提起 、即時賛成は植田武右衛門と岡俊蔵のみで不成立
嘉永	4	1851	前年の水害被災者を救済
明治	2	1869	6 修義会で続義倉結成の機が熟す
明治	3	1870	10 「続義倉条約」に義衆77名が調印し、 続義倉発足 【16】【17】 閏10 第1回義金抛出(5年間で10回)【19】【20】
明治	5	1872	2 続義倉に義倉が合流する
明治	25	1892	9 林孚一死去
明治	30	1897	9 続義倉を倉敷町へ移管する
明治	31	1898	11 藍顔寺で最後の修義会が催され続義倉が事業を終了する
明治	37	1904	続義倉の残金により岡雲臥顕徳碑が鶴形山に建立される
平成	24	2012	11 倉敷義倉文書が 倉敷市指定重要文化財 となる

凡例

斜体は他地域での代表的な備荒貯蓄制度にかんするもの
【】内の数字は関連の深い展示資料の番号を示している

参考文献

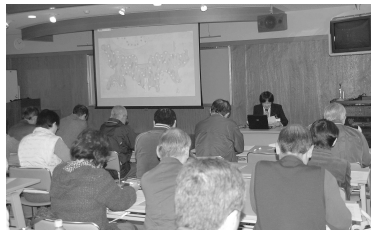
『倉敷市史』第三・九冊、『新修倉敷市史』第四巻近世(下)、内池英樹氏「近世義倉組織の一考察(上)—倉敷義倉を事例として—」(『岡山地方史研究』80)、同氏「近世義倉組織の一考察(下)—倉敷義倉を事例として—」(『岡山地方史研究』81)、同氏「倉敷義倉—義志の浅深二任せ」(平成24年度倉敷市歴史資料講座第4回レジュメ)

平成24年度歴史資料講座

歴史資料整備室では平成23年度に引き続き、倉敷市域の歴史や歴史資料についての理解を深め、歴史資料整備室の活動を広く知ってもらうため、歴史資料講座を開催しました。会場を真備保健福祉会館大会議室に固定し、募集人員を100人にして募集しました。138人の応募者の中から、抽選の結果100人を当選とし、全5回の講座を実施しました。

毎回、熱心な受講者から講座の内容等に関連する質問が出されました。アンケートでも、今後取り上げて欲しい題材についての要望、講座回数の増加や現地研修を求める声など、様々な意見が寄せられました。

- 【会場】 真備保健福祉会館大会議室（真備支所北隣）
 【資料代】 300円（全5回分）
 【募集期間】 平成24年9月1日～10月1日



■第1回目 江戸時代における倉敷村の諸業種—宿・酒造・絞油・古着・魚—

開催日時：10月17日（水）13：50～15：20
 講師：山本太郎（総務課歴史資料整備室）
 参加人数：85人

■第2回目 下津井城と天城陣屋—岡山藩領「支城」的拠点の実像と変遷—

開催日時：11月21日（水）13：50～15：20
 講師：畑 和良（総務課歴史資料整備室）
 参加人数：78人

■第3回目 中桐修理太夫に至る—身近な歴史資料を使った直系尊属溯及のすすめ—

開催日時：12月19日（水）13：50～15：30
 講師：渡邊隆男（市立中央図書館）
 参加人数：74人

■第4回目 倉敷義倉—義志の浅深二任セー

開催日時：1月16日（水）13：50～15：20
 講師：内池英樹（玉野市教育委員会）
 参加人数：73人

■第5回目 茶屋町の実業家・磯崎眠亀と花菱「錦莨菪」

開催日時：2月20日（水）13：50～15：20
 講師：吉原 睦（文化財保護課）
 参加人数：67人

平成25年度古文書解読講座

歴史資料整備室では、所蔵の古文書を活用し、「くずし字」を解読するために必要な知識を初心者の方にも分かりやすく解説するとともに、倉敷の歴史について学んでいただくため、初めて古文書解読講座を開催しました。ライフパーク倉敷市民学習センターと共同開催し、会場はライフパーク倉敷で行いました。抽選の結果30人を当選とし、全4回の講座を実施しました。

アンケートでは、「今までの講座の中で最もためになった。毎年開催してほしい」「くずし字辞典の引き方が分かった」「倉敷の歴史に興味をもてた」「江戸時代の基礎的なことが分かった」「講座の内容や資料をよく考えてくれている」「郷土のことを取り上げているのがよい」など、様々な意見が寄せられました。



【会場】 ライフパーク倉敷特別会議室

■第1回目 古文書とは何か、元号や干支、江戸時代以前の人々の名前、など

開催日時：7月6日（土）14：00～15：30

講師：立石智章（総務課歴史資料整備室）

使用文書：倉敷義倉文書

参加人数：25人

■第2回目 変体かなとは何か、敬意を表す方法、くずし字辞典を引く方法、など

開催日時：7月20日（土）14：00～15：30

講師：立石智章（総務課歴史資料整備室）

使用文書：小野家文書、水澤家文書、太田家文書

参加人数：25人

■第3回目 年貢割付状、石高、銀貨と面積の単位、など

開催日時：8月3日（土）14：00～15：30

講師：山本太郎（総務課歴史資料整備室）

使用文書：小野家文書

参加人数：23人

■第4回目 御用留

開催日時：8月10日（土）14：00～15：30

講師：山本太郎（総務課歴史資料整備室）

使用文書：大橋紀寛家文書

参加人数：19人

倉敷市立中央図書館開館30周年記念行事 「絵図で歩く倉敷のまち」

倉敷市立中央図書館開館30周年記念行事として、講演とまち歩き「絵図で歩く倉敷のまち」が開催され、総務課歴史資料整備室から講師を派遣しました。午前中に『絵図で歩く倉敷のまち』（吉備人出版）の著者3人による講演の後、午後には著者2人を案内人として実際にまち歩きを実施しました。

市内外から23人が参加し、まち歩きの各所で熱心な質問が出されました。



- 【日時】 平成25年11月1日（金）
10：15～11：45 講演
13：15～15：15 まち歩き
- 【場所】 倉敷市立中央図書館 3階研修室（講演）
中央図書館周辺・美観地区一带（まち歩き）
- 【講師】 倉地克直（岡山大学大学院社会文化科学研究科教授）
山本太郎（総務課歴史資料整備室）
吉原 睦（文化財保護課）



まち歩きコース

中央図書館⇒倉敷幼稚園⇒和霊大明神⇒黒住教倉敷大教会所⇒旧青物市場⇒愛宕様⇒大橋家住宅⇒東大橋家住宅（現、倉敷物語館）⇒「倉敷教会旧会堂・竹中幼稚園開園の地」の碑⇒喫茶エル・グレコ⇒大原美術館⇒今橋⇒旧大原家住宅⇒有隣荘⇒倉敷考古館⇒中橋⇒倉敷館⇒倉敷民藝館⇒高砂橋⇒原締荷揚場跡⇒倉敷代官陣屋跡・倉敷紡績倉敷本社工場跡（現、倉敷アイビースクエア）⇒井上家住宅⇒ひやさい⇒本栄寺⇒弓場祇園宮（清鏡寺跡）⇒観龍寺⇒鶴形山隧道⇒倉敷公民館⇒中国銀行倉敷支店倉敷本町出張所⇒小野家屋敷跡⇒水澤家屋敷跡⇒三楽会館⇒尾原屋内田呉服店跡⇒林源十郎商店

新刊紹介

太田健一監修・小川江南編著『アジア・太平洋戦争下水島軍事機密史料集―航空機工場と航空基地建設の実態―』

(吉備人出版 二〇一三年六月)

本書は、アジア・太平洋戦争末期下の水島地区で展開した航空機工場と航空機基地建設の実態に関する史料を誌面転写の方法により掲載し、解説を加えたものである。史料は小川江南氏が京都の古書店から購入されたもので、太田健一氏ががていねいな解説を加えている。元岡山県職員牧野文蔵が所蔵していた史料で、牧野が岡山県当局の代表であったことから、工場及び基地建設をめぐる三菱重工業・岡山県・軍部という三者の間での折衝の実態や建設の経緯を詳細にたどることができる。巻頭には、本書を紐解くとき参考となる写真が掲載されている。「はじめに」では、小川江南氏が自身の人生や、この史料を購入・出版した経緯や思いを記述しており、氏の誠実な人柄がうかがえる。B5判、五二二頁。

※お問合せは書店、または吉備人出版(TEL 086・235・3456)まで。定価六、〇〇〇円(税抜)。

『第1回 大原孫三郎・總一郎研究会報告書』

(一般財団法人有隣会 二〇一三年七月)

平成二十二年に一般財団法人として再スタートした有隣会では、七月末に毎年行っている大原記念講演会を継続するとともに、新しい二つの試みを始めた。一つは「大原孫三郎・總一郎研究会」であり、一つは大原家所蔵の資料の整理・公開である。

第一回の「大原孫三郎・總一郎研究会」は平成二十四年十二月七日に開催され、クラレ取締役会長(当時)和久井康明氏の基調講演と七本の発表がなされた。その開催結果、基調講演・各発表の要旨、講評がまとめられた。発表の内容は孫三郎関係が四本、總一郎関係が二本、双方に関係するものが一本であり、保育所・工場経営・孤児院・工芸品・生活改善・鷹狩・平和ヴィジョンなど多彩である。

孫三郎・總一郎が遺した幅広く深い業績に触れることができる報告書である。なお、有隣会では第二回研究会の報告書の発刊も近く計画されている。

※お問合せは一般財団法人有隣会(TEL 086・434・6277)まで。

『倉敷国際ホテル50年の歩み』

(株式会社 倉敷国際ホテル 二〇一三年十一月)

昭和三十八年十二月一日開業の倉敷国際ホテルは、平成二十五年に創業五十周年を迎えた。同ホテルは、大原總一郎の「それ自体町と調和した文化財」ともなるような「ウイークエンドハウスのような小ホテル」を倉敷につくりたいという構想に基づいている。設計は倉敷市出身の建築家浦辺鎮太郎が担った。開業当初から国際会議の会場として利用され、サルトル、ポーヴォワール、カラヤンなど海外の著名文化人も宿泊している。

本書は、創業五十周年記念事業の一環として刊行された。全体は、社史叙述、歴代社長回顧録、OB座談会、支店紹介、資料編、年表などから構成される。数々の証言からは、開業前から今日に至る関係者たちの同ホテルにたいする情熱・誇り・愛情が伝わってくる。また、写真がふんだんに用いられているのが特徴で、「思い出のアルバム」と呼ぶに相応しく仕上がっている。

※お問合せは株式会社倉敷国際ホテル総務・業務部(☎086・424・1486)まで。非売品(倉敷市立中央・

児島・真備・船穂の各図書館等で閲覧・帯出可)。

別府信吾『岡山藩の寺社と史料』

(岩田書院 二〇一三年十二月)

本書は、近世において特異な宗教政策を推進した岡山藩の、寛文期以降の動向を明らかにしていくものである。タイトルは備前の寺社研究を想起させるが、全九章・補論二点のうち約半数が倉敷地域の修験、寺社に関するもので、いずれも『新修倉敷市史』『倉敷の歴史』に掲載された論考の改稿・抜粋である。

第一章・第二章には、新熊野山における社僧・修験・神職の確執、児島五流尊滝院の昇進問題が取り上げられており、「寺法」をもって干渉する本山に対し、「国法」と称して一歩も譲らない、岡山藩の徹底した方針が興味深い。

また、第五章「惣岡山藩」領の神社(新稿)では、神社帳等史料の緻密な分析により、社数の推移や古社再興・寄宮など、寛文期整理後の実態に迫っている。

著者の長年の研究を通読できるとともに、市域における近世寺社の様相を垣間見ることのできる一冊である。

※お問合せは書店、または岩田書院(☎03・3326・3757)まで。定価六、九〇〇円(税抜)。

■ 『倉敷の歴史』第二十五号投稿要領

『倉敷の歴史』への投稿を募集します。第二十五号への投稿は、左記の要領に沿って御応募ください。

一 部門

- ① 論文 倉敷市域に関する歴史研究
- ② ノート 倉敷市域の歴史研究の中間時点での報告
- ③ 史料紹介 倉敷市域の歴史に関する諸史料の紹介
- ④ 郷土史家紹介 倉敷市域の歴史に関する郷土史家の紹介
- ⑤ アラカルト 倉敷市域の歴史に関する話題

二 分量

各部門の分量の限度は次のとおりです。

- ① 論文 一五頁程度（上限一八頁）
 - ② ノート 八頁程度（上限一〇頁）
 - ③ 史料紹介 八頁程度（上限一〇頁）
 - ④ 郷土史家紹介 八頁程度（上限一〇頁）
 - ⑤ アラカルト 二頁程度（上限 三頁）
- いずれも、註・表・図・写真などを含めての分量です。

三 書式・用紙

原稿用紙は、専用のものを倉敷市総務課歴史資料整備室まで請求してください。

ワープロソフトの場合は、A4判の用紙を縦に使い、一行二五字×二〇行×二段に縦書きで印字してください。印刷原稿とともに電子データ（ワード・エクセルファイル）を提出してください。

なお、本誌の頁単位の組版は、次のとおりです。

本文（13級） 一行二五字×二〇行×二段（縦書）
註（11級） 一行三〇字×二七行×二段（縦書）

四 投稿の手順

平成二十六年五月三十一日までに予定掲載部門、予定題目、予定頁数、要旨（二〇〇字〜四〇〇字、アラカルトは一〇〇字〜二〇〇字）を倉敷市総務課歴史資料整備室宛にお送りください。倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会で執筆の承認・不承認の協議を行います。原稿締切は平成二十六年十月三十一日です（翌年三月発行）。原稿は完全原稿で投稿してください。校正時の修正は御遠慮願います。

五 採否

提出原稿の採否や掲載の順序などについては、審査

のうえ決定します。不採用になったり、書き直しをお願いしたりすることがあります。また、予算の制約に伴う全体の頁数の制約のため、必ずしも掲載できない場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

六 校 正 初校は、執筆者に校正していただきます。

七 備 考

原稿は未発表のものに限ります。他との二重投稿はお控えください。図、表などはおおまかな掲載場所を指定してください。註は、末尾にまとめて付してください。刊行物には刊行年を明記してください。写真・図版等の掲載許可は執筆者の責任でお取りください。投稿された原稿や写真などは、原則としてお返ししませんので、各自で控えをご用意ください。掲載原稿の転載は、原則として刊行後一年は御遠慮ください。また、転載にあたっては倉敷市の承認を得てください。

八 送り先 〒七一〇―一三九八 倉敷市真備町箭田一

一四一番地一 倉敷市総務局総務部総務課歴史資料整備室宛

◆ 平成24年度

（平成25年）

1・16 第4回歴史資料講座

2・20 第5回歴史資料講座

3・22 第19回倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会会議

3・31 『倉敷の歴史』第23号発行

◆ 平成25年度

4・2～4 倉敷市所蔵東大橋家文書整理（岡山大学文学部日本史研究室）

5・27 第20回倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会会議

6・5～6 資料展示会

6・17 『倉敷の歴史』第24号編集会議

7・6 第1回古文書解説講座

7・20 第2回古文書解説講座

8・3 第3回古文書解説講座

8・10 第4回古文書解説講座

8・28～31 倉敷市所蔵東大橋家文書・大橋紀寛家文書整理（岡山大学文学部日本史研究室）

学部日本史研究室）

10・26 第1回歴史資料講座

11・1 倉敷市立中央図書館主催「絵図で歩く倉敷のまち」に講師派遣

11・7～8 中国四国地区図書館等職員連絡会議出席（松江市）

11・23 第2回歴史資料講座

12・1 第3回歴史資料講座

12・24 『倉敷の歴史』第24号編集会議

研究誌『倉敷の歴史』 1～24号（以下続刊。年1回発行）

本誌は、倉敷市における歴史資料の研究成果を市民に還元し、若手研究者などによる市域に関する研究発表の場を設けることを目的に、1991年に創刊されました。倉敷市域の歴史にかかわる古代から現代までの様々なテーマについて、各方面から論文や随筆を寄せていただき、毎年1冊ずつ発行しています。

【頒布・販売中のバックナンバー一覧】

巻号	発行年月	価格
第11号	2001年3月	無償頒布
第12号	2002年3月	無償頒布
第14号	2004年3月	無償頒布
第15号	2005年3月	無償頒布
第16号	2006年3月	1部500円にて販売
第18号	2008年3月	1部700円にて販売
第19号	2009年3月	1部800円にて販売
第20号	2010年3月	1部900円にて販売
第21号	2011年3月	1部900円にて販売
第22号	2012年3月	1部900円にて販売
第23号	2013年3月	1部900円にて販売

※ 各号の詳しい内容については、歴史資料整備室に来室の上で実物を御確認ください。または、歴史資料整備室ホームページ（<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=1438>）で公開中の目次を御参照ください。上記の一覧は、2014年3月時点で頒布・販売用の在庫があるものを示しています。在庫切れの際は御容赦ください。

【頒布・販売場所】

倉敷市真備支所3階の総務課歴史資料整備室にて頒布・販売しております。御来室の上でお求めください。御来室が難しい場合は、郵送も可能です（要送料・代金先払い）。郵送による入手を希望される場合は、電話（086 - 698 - 8151）またはEメール（hisedit@city.kurashiki.okayama.jp）にてお問い合わせください。入金手続き等について御案内します。なお、最新刊（第24号）については、倉敷市役所本庁の総務課でも取り扱っております。

編集後記

▽『倉敷の歴史』第二十四号をお届けいたします。御執筆いただいた方々には、短期間での御執筆本当にありがとうございます。また、貴重な資料の掲載を御許可いただいた方々にも厚くお礼申し上げます。『倉敷の歴史』も二十四号を迎えますが、これも愛読していただいております。市民の皆様方の温かい御支援・御鞭撻のおかげと、厚くお礼申し上げます。

▽本号には、論文三編、聞き書き倉敷の歴史一編、史料紹介二編、史料群紹介一編、アラカルト一編、展示会記録一編、報告三編を収録しました。論文のうち二編は、史料目録の表を掲載しましたので、規定の分量を超えましたが、一括して掲載することに意義があると判断しました。

▽平成二十五年度には、総務課歴史資料整備室では、前年度に引き続いて歴史資料講座を五回開催したほか、新たに六月に資料展示会「倉敷義倉とその人物」を開催し、多くの皆様に御来観いただきました。展示会に併せて歴史資料整備室の見学ツアーも実施しました。また、七月・八月に古文書講座も新たに開催し、御好評をいただきました。「展示会記録」報告」で紹介しています。これらの事業につい

ては、市民の皆様の声を反映していきま
す。こうした、市民参加ができる事業は
今後充実させていく予定です。

▽倉敷市総務課歴史資料整備室のホーム
ページを開設しています。事業概要、利
用案内、刊行物、主な所蔵歴史資料など
について紹介しています。市史編さん等
のため撮影した民家所蔵文書のマイク
フィルムを所蔵者の許可を得て一般に公
開する事業を始めており、「主な所蔵歴
史資料」欄で紹介しています。調査・研
究に御活用ください。また、所蔵する歴
史資料の目録をホームページ上で公開す
ることも開始しており、今後順次増やし
ていく予定です。調査・研究の際、事前
の検索用に御活用ください。

▽『倉敷の歴史』は、倉敷市文書館（アー
カイブズ）研究会が編集しています。編
集実務は総務課歴史資料整備室にて行
いました。

▽『倉敷の歴史』第二十四号では、今まで
執筆されたことがない新しい執筆者が遠
方からも含めて多数参加しておられま
す。第二十五号でも、新しい応募者をお
待ちしています。投稿要領にもとづいて
ふるって御応募ください。

（山本・立石・大島）

倉敷の歴史

第24号

・本誌上で寄稿者の責任において述べられた意見および事実の説明は、倉敷市・倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会としての見解を示すものではありません。

平成26年3月31日

編集 倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会
発行 倉敷市
総務局 総務部 総務課

〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141番地1 総務課歴史資料整備室

電話 086-698-8151

E-mail : hisedit@city.kurashiki.okayama.jp

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=1438>